

平成 19 年 度

地方税に関する参考計数資料

平成19年 2 月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成19年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成19年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	34
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	36
13	平成18年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	38
14	超過課税の状況	42
15	平成18年度法定外税の実施状況	43
16	平成17年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	49
17	地方税の税率等の推移	50
18	平成17年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	118
19	平成17年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	120
20	平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	122
21	平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	132
22	県民経済計算	142
23	主要経済指標の推移	144

1 平成19年度地方税及び地方譲与税収入見込額

(1) 地 方 税

ア 総 括 表

(単位：億円)

区 分	平成18年度 当初見込額 (A)	平 成 19 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成18年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	154,308	34,480	188,788	4	△ 268	△ 264	188,524	34,216	122.2	46.7
2. 市町村税	194,675	20,627	215,302	2	△ 100	△ 98	215,204	20,529	110.5	53.3
3. 計	348,983	55,107	404,090	6	△ 368	△ 362	403,728	54,745	115.7	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成18年度 当初見込額 (A)	平 成 19 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成18年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	135,075	33,444	168,519	0	△ 268	△ 268	168,251	33,176	124.6	41.7
2. 市町村税	213,908	21,663	235,571	6	△ 100	△ 94	235,477	21,569	110.1	58.3
3. 計	348,983	55,107	404,090	6	△ 368	△ 362	403,728	54,745	115.7	100.0

イ 税 目 別 内 訳

(単位：億円)

区 分	平成18年度 当初見込額 (A)	平 成 19 年 度						平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G) - (A)	(G) —×100 (A) (%)
		平成18年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	35,973	26,096	62,069		△ 41	△ 41	62,028	26,055	172.4
個人均等割	558	38	596				596	38	106.8
法人均等割	1,367	2	1,369				1,369	2	100.1
所得割	24,247	22,157	46,404				46,404	22,157	191.4
法人税割	7,460	2,250	9,710		△ 41	△ 41	9,669	2,209	129.6
利子割	1,029	608	1,637				1,637	608	159.1
配当割	643	326	969				969	326	150.7
株式等譲渡所得割	669	715	1,384				1,384	715	206.9
2. 事業税	50,593	8,515	59,108		△ 227	△ 227	58,881	8,288	116.4
個人	2,124	284	2,408				2,408	284	113.4
法人	48,469	8,231	56,700		△ 227	△ 227	56,473	8,004	116.5
3. 地方消費税	26,343	△ 68	26,275				26,275	△ 68	99.7
譲渡割	20,147	△ 681	19,466				19,466	△ 681	96.6
貨物割	6,196	613	6,809				6,809	613	109.9
4. 不動産取得税	4,828	317	5,145	0		0	5,145	317	106.6
5. 道府県たばこ税	2,848	△ 41	2,807				2,807	△ 41	98.6
6. ゴルフ場利用税	583	△ 21	562				562	△ 21	96.4
7. 自動車税	17,659	△ 182	17,477				17,477	△ 182	99.0
8. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
9. 固定資産税(特例分等)	90	18	108				108	18	120.0
普通税計	138,921	34,634	173,555	0	△ 268	△ 268	173,287	34,366	124.7
(II) 目的税									
1. 自動車取得税	4,742	108	4,850	5		5	4,855	113	102.4
2. 軽油引取税	10,620	△ 261	10,359	1		1	10,360	△ 260	97.6
3. 狩猟税	25	△ 1	24	△ 2		△ 2	22	△ 3	88.0
目的税計	15,387	△ 154	15,233	4		4	15,237	△ 150	99.0
(III) 道府県税計	154,308	34,480	188,788	4	△ 268	△ 264	188,524	34,216	122.2

(単位：億円)

区 分	平成18年度 当初見込額 (A)	平 成 19 年 度						平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G) - (A)	(G) ——×100 (A) (%)
		平成18年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	84,333	18,763	103,096		△ 100	△ 100	102,996	18,663	122.1
<ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 法人均等割 所 得 割 法人税割 	1,649	104	1,753				1,753	104	106.3
	3,929	△ 27	3,902				3,902	△ 27	99.3
	59,837	12,749	72,586				72,586	12,749	121.3
	18,918	5,937	24,855		△ 100	△ 100	24,755	5,837	130.9
2. 固 定 資 産 税	84,991	1,834	86,825				86,825	1,834	102.2
<ul style="list-style-type: none"> 土 地 家 屋 償 却 資 産 	33,565	252	33,817				33,817	252	100.8
	34,498	1,164	35,662				35,662	1,164	103.4
	15,849	440	16,289				16,289	440	102.8
純固定資産税小計	83,912	1,856	85,768				85,768	1,856	102.2
<ul style="list-style-type: none"> 交 付 金 納 付 金 	977	△ 20	957				957	△ 20	98.0
	102	△ 2	100				100	△ 2	98.0
交・納付金小計	1,079	△ 22	1,057				1,057	△ 22	98.0
3. 軽 自 動 車 税	1,573	63	1,636				1,636	63	104.0
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,750	△ 132	8,618				8,618	△ 132	98.5
5. 鉱 産 税	15	0	15				15	0	100.0
6. 特別土地保有税	25	△ 4	21				21	△ 4	84.0
普 通 税 計	179,687	20,524	200,211		△ 100	△ 100	200,111	20,424	111.4
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	270	△ 23	247				247	△ 23	91.5
2. 事 業 所 税	2,994	30	3,024	2		2	3,026	32	101.1
3. 都 市 計 画 税	11,723	97	11,820				11,820	97	100.8
4. 水 利 地 益 税 等	1	△ 1	0				0	△ 1	0.0
目 的 税 計	14,988	103	15,091	2		2	15,093	105	100.7
(III) 市 町 村 税 計	194,675	20,627	215,302	2	△ 100	△ 98	215,204	20,529	110.5

(2) 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成18年度 当初見込額 (A)	平 成 19 年 度					平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		平成18年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)	平成18年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)		
1. 所得譲与税	30,094	△ 30,094	—		—	△ 30,094	皆減	
2. 地方道路譲与税	3,110	△ 38	3,072		3,072	△ 38	98.8	
3. 石油ガス譲与税	142	△ 2	140		140	△ 2	98.6	
4. 航空機燃料譲与税	158	9	167		167	9	105.7	
5. 自動車重量譲与税	3,707	△ 108	3,599		3,599	△ 108	97.1	
6. 特別とん譲与税	113	0	113		113	0	100.0	
合 計	37,324	△ 30,233	7,091	0	7,091	△ 30,233	19.0	

※ 所得譲与税法は、平成19年4月1日をもって廃止される。

2 平成19年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人事業税 課税対象事業の範囲から助産師業を除外				△ 0		△ 0
				△ 0		△ 0
2 法人事業税 税率の特例措置の整理合理化				2		2
				2		2
3 不動産取得税 非課税等特別措置の整理合理化等	0		0	0		0
	0		0	0		0
4 自動車取得税 低公害車に係る特例措置の見直し	5		5	9		9
	5		5	9		9
5 軽油引取税 課税免除措置の一部の廃止	1		1	1		1
	1		1	1		1
6 狩猟税 網・わな猟免許の分割に伴う狩猟税の税率の見直し	△ 2		△ 2	△ 2		△ 2
	△ 2		△ 2	△ 2		△ 2
7 固定資産税 (1) バリアフリー改修に伴う減額措置の創設 (2) 非課税等特別措置の整理合理化等					△ 9	△ 9
				△	23	△ 23
					13	13
8 事業所税 非課税等特別措置の整理合理化等		2	2		2	2
		2	2		2	2
9 都市計画税 非課税等特別措置の整理合理化等					1	1
					1	1
合 計	4	2	6	11	△ 7	4
国の税制改正に伴うもの	△ 268	△ 100	△ 368	△ 1,819	△ 707	△ 2,526
個人住民税				△ 32	△ 48	△ 80
法人住民税	△ 41	△ 100	△ 141	△ 268	△ 659	△ 927
個人事業税				△ 14		△ 14
法人事業税	△ 227		△ 227	△ 1,505		△ 1,505
再 計	△ 264	△ 98	△ 362	△ 1,808	△ 714	△ 2,522

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年 度	区 分	国 内 総 生 産 (名 目)		国 民 所 得	
		実 額	対前年度伸長率 (%)	実 額	対前年度伸長率 (%)
昭 和 27 年 度		—	—	52,159	117.6
28		—	—	60,015	115.1
29		—	—	65,917	109.8
30		85,979	—	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,933	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,462,664	109.3	2,032,410	111.5
56		2,619,143	106.4	2,118,783	104.2
57		2,745,722	104.8	2,200,091	103.8
58		2,862,782	104.3	2,312,854	105.1
59		3,068,093	107.2	2,431,547	105.1
60		3,274,332	106.7	2,610,890	107.4
61		3,419,205	104.4	2,680,934	102.7
62		3,595,089	105.1	2,818,190	105.1
63		3,867,361	107.6	3,039,679	107.9
平 成 元 年 度		4,147,429	107.2	3,222,073	106.0
2		4,499,971	108.5	3,483,454	108.1
3		4,722,614	104.9	3,710,808	106.5
4		4,838,375	102.5	3,693,236	99.5
5		4,806,615	99.3	3,690,327	99.9
6		4,870,175	101.3	3,740,795	101.4
7		4,964,573	101.9	3,742,775	100.1
8		5,084,328	102.4	3,806,211	101.7
9		5,133,064	101.0	3,819,989	100.4
10		5,033,044	98.1	3,689,215	96.6
11		4,995,442	99.3	3,643,409	98.8
12		5,041,188	100.9	3,718,039	102.0
13		4,936,447	97.9	3,613,335	97.2
14		4,898,752	99.2	3,557,610	98.5
15		4,937,475	100.8	3,580,792	100.7
16		4,982,804	100.9	3,629,009	101.3
17		5,033,668	101.0	3,676,303	101.3
18 実 績 見 込		5,108,000	101.5	3,743,000	101.8
19 見 込		5,219,000	102.2	3,832,000	102.4

- (注) 1 国内総生産(名目)は、平成17年度までは「国民経済計算(93SNA)」による実績、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成19年1月25日閣議決定)における額を掲げた。
- 2 国民所得は、平成17年度までは実績、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は(注)1と同様の経済見通しの参考資料における額を掲げた。
- 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成12年=100を基準とした年度の指数(総合)である。なお、平成17年度までは実績、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数12年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
—	—	8,289	126.4	3,078	113.0	昭 和 27 年 度
5.4	—	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.3	112.5	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.7	122.2	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.7	113.0	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.7	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.9	125.3	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.3	122.0	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.8	118.8	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.5	104.4	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.2	116.4	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.6	112.5	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.3	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
26.1	117.0	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.8	118.0	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.5	115.3	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.4	116.6	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.9	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.8	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.6	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
58.0	112.4	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.3	90.2	228,879	131.0	82,375	126.9	49
50.0	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.4	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
57.2	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
61.2	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
66.1	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.5	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.8	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.5	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
72.3	105.5	523,069	102.3	198,413	106.5	58
78.4	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
80.3	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
80.1	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
85.0	106.1	632,201	107.7	272,040	110.5	62
92.4	108.7	664,016	105.0	301,169	110.7	63
96.4	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平 成 元 年 度
101.2	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
100.5	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
94.5	94.0	895,597	106.9	345,683	98.6	4
91.1	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.9	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.9	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
99.1	103.3	990,261	100.1	350,937	104.2	8
100.2	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
93.4	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.8	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.9	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
93.3	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
96.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
100.5	104.0	912,479	98.6	335,388	102.7	16
102.1	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
—	104.5	831,508	91.7	362,376	104.1	18 実 績 見 込
—	102.1	831,261	100.0	411,210	113.5	19 見 込

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成17年度までは純計決算額(平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を除く)、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は地方財政計画における額を掲げた。

5 地方税収入総額は、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成19年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税	額	A	租税総額に対する割合A/C (%)
昭和	5年度	1,103	百万円		64.7
	8	1,002			64.3
	10	1,202			65.5
	14	2,933			79.5
	16	4,931	(4,508) 百万円		84.9 (77.6)
	20	11,541	(10,693)		92.1 (85.4)
	25	5,702	億円 (4,617) 億円		75.2 (60.9)
	26	7,228	(6,028)		72.6 (60.6)
	27	8,422	(6,972)		73.2 (60.6)
	28	9,420	(8,041)		73.7 (62.9)
	29	9,333	(7,834)		71.8 (60.3)
	30	9,363	(7,542)		71.1 (57.2)
	31	10,862	(8,975)		70.7 (58.4)
	32	12,015	(9,690)		69.5 (56.1)
	33	11,904	(9,340)		68.6 (53.9)
	34	13,714	(10,796)		69.2 (54.5)
	35	18,010	(14,538)		70.8 (57.1)
	36	22,269	(17,797)		71.1 (56.8)
	37	23,897	(18,714)		69.3 (54.3)
	38	27,306	(21,143)		69.2 (53.6)
	39	31,592	(24,646)		69.3 (54.1)
	40	32,785	(25,123)		67.9 (52.0)
	41	36,630	(27,740)		67.4 (51.1)
	42	43,946	(33,404)		67.2 (51.0)
	43	53,220	(41,359)		67.3 (52.3)
	44	64,532	(48,868)		67.6 (51.2)
	45	77,732	(58,548)		67.5 (50.8)
	46	84,426	(63,370)		66.6 (50.0)
	47	103,977	(78,313)		67.5 (50.8)
	48	140,473	(106,237)		68.4 (51.7)
	49	157,544	(113,332)		65.7 (47.2)
	50	145,043	(109,051)		64.0 (48.1)
	51	168,020	(126,260)		63.7 (47.9)
	52	184,341	(134,090)		62.6 (45.5)
	53	232,239	(173,275)		65.5 (48.9)
	54	249,566	(188,325)		64.0 (48.3)
	55	283,688	(203,478)		64.1 (46.0)
	56	304,551	(214,685)		63.7 (44.9)
	57	320,031	(241,185)		63.2 (47.6)
	58	341,621	(263,473)		63.3 (48.8)
	59	367,748	(274,004)		63.1 (47.0)
	60	391,502	(288,694)		62.7 (46.2)
	61	428,510	(326,334)		63.5 (48.4)
	62	478,068	(362,080)		63.7 (48.3)
	63	521,938	(389,953)		63.4 (47.4)
平成	元年度	571,361	(403,288)		64.2 (45.3)
	2	627,798	(451,860)		65.2 (47.0)
	3	632,110	(456,915)		64.3 (46.5)
	4	573,964	(413,149)		62.4 (44.9)
	5	571,142	(411,418)		63.0 (45.4)
	6	540,007	(400,270)		62.4 (46.3)
	7	549,630	(407,207)		62.0 (45.9)
	8	552,261	(395,767)		61.1 (43.8)
	9	556,007	(387,457)		60.6 (42.2)
	10	511,977	(362,975)		58.8 (41.7)
	11	492,139	<367,165> (361,605) [355,206]		58.4 <43.6> (42.9) [42.2]
	12	527,209	<379,358> (377,145) [368,005]		59.7 <43.0> (42.7) [41.7]
	13	499,684	<356,149> (330,078) [321,060]		58.4 <41.6> (38.6) [37.5]
	14	458,442	<334,172> (296,345) [287,309]		57.9 <42.2> (37.4) [36.3]
	15	453,694	<340,612> (282,827) [272,765]		58.1 <43.6> (36.2) [35.0]
	16	481,029	<343,833> (314,162) [303,113]		58.9 <42.1> (38.5) [37.1]
	17	522,905	<364,797> (347,749) [332,569]		60.0 <41.9> (39.9) [38.2]
	18実績見込	555,143	<371,127> (361,268) [353,108]		60.5 <40.4> (39.4) [38.5]
	19見込	550,953	<397,666> (382,455) [379,335]		57.3 <41.3> (39.7) [39.4]

- (注) 1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成19年度見込は当初予算額である。
2 地方税は、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成19年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。
3 国税欄の<>内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の<>内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。

地 方 税		租 税 総 額		区 分 年 度
税 額 B	租税総額に対する割合B/C (%)	税 額 C		
601百万円	35.3	1,704百万円	昭和5年度	
557	35.7	1,559	8	
632	34.5	1,834	10	
757	20.5	3,690	14	
879 (1,302)百万円	15.1 (22.4)	5,810	16	
986 (1,834)	7.9 (14.6)	12,527	20	
1,883億円 (2,968)億円	24.8 (39.1)	7,585億円	25	
2,723 (3,923)	27.4 (39.4)	9,951	26	
3,078 (4,528)	26.8 (39.4)	11,500	27	
3,361 (4,740)	26.3 (37.1)	12,781	28	
3,659 (5,158)	28.2 (39.7)	12,992	29	
3,815 (5,636)	28.9 (42.8)	13,178	30	
4,499 (6,386)	29.3 (41.6)	15,361	31	
5,272 (7,597)	30.5 (43.9)	17,287	32	
5,439 (8,003)	31.4 (46.1)	17,343	33	
6,109 (9,027)	30.8 (45.5)	19,823	34	
7,442 (10,914)	29.2 (42.9)	25,452	35	
9,065 (13,537)	28.9 (43.2)	31,334	36	
10,567 (15,750)	30.7 (45.7)	34,464	37	
12,129 (18,292)	30.8 (46.4)	39,435	38	
13,996 (20,942)	30.7 (45.9)	45,588	39	
15,494 (23,156)	32.1 (48.0)	48,279	40	
17,686 (26,576)	32.6 (48.9)	54,316	41	
21,495 (32,037)	32.8 (49.0)	65,441	42	
25,801 (37,662)	32.7 (47.7)	79,021	43	
30,902 (46,566)	32.4 (48.8)	95,434	44	
37,507 (56,691)	32.5 (49.2)	115,239	45	
42,358 (63,414)	33.4 (50.0)	126,784	46	
50,044 (75,708)	32.5 (49.2)	154,021	47	
64,913 (99,149)	31.6 (48.3)	205,386	48	
82,375 (126,587)	34.3 (52.8)	239,919	49	
81,548 (117,540)	36.0 (51.9)	226,591	50	
95,641 (137,401)	36.3 (52.1)	263,661	51	
110,052 (160,303)	37.4 (54.5)	294,393	52	
122,371 (181,335)	34.5 (51.1)	354,610	53	
140,315 (201,556)	36.0 (51.7)	389,881	54	
158,938 (239,148)	35.9 (54.0)	442,626	55	
173,255 (263,121)	36.3 (55.1)	477,806	56	
186,286 (265,132)	36.8 (52.4)	506,317	57	
198,413 (276,561)	36.7 (51.2)	540,034	58	
214,939 (308,683)	36.9 (53.0)	582,687	59	
233,165 (335,973)	37.3 (53.8)	624,667	60	
246,282 (348,458)	36.5 (51.6)	674,792	61	
272,040 (388,028)	36.3 (51.7)	750,108	62	
301,169 (433,154)	36.6 (52.6)	823,107	63	
317,951 (486,024)	35.8 (54.7)	889,312	平成元年度	
334,504 (510,442)	34.8 (53.0)	962,302	2	
350,727 (525,922)	35.7 (53.5)	982,837	3	
345,683 (506,498)	37.6 (55.1)	919,647	4	
335,913 (495,637)	37.0 (54.6)	907,055	5	
325,391 (465,128)	37.6 (53.7)	865,398	6	
336,750 (479,173)	38.0 (54.1)	886,380	7	
350,937 (507,431)	38.9 (56.2)	903,198	8	
361,555 (530,105)	39.4 (57.8)	917,562	9	
359,222 (508,224)	41.2 (58.3)	871,199	10	
350,261<475,235> (480,795) [487,194]	41.6 <56.4> (57.1) [57.8]	842,400	11	
355,464<503,315> (505,528) [514,668]	40.3 <57.0> (57.3) [58.3]	882,673	12	
355,488<499,023> (525,094) [534,112]	41.6 <58.4> (61.4) [62.5]	855,172	13	
333,785<458,055> (495,882) [504,918]	42.1 <57.8> (62.6) [63.7]	792,227	14	
326,657<439,739> (497,524) [507,586]	41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	780,351	15	
335,388<472,584> (502,255) [513,304]	41.1 <57.9> (61.5) [62.9]	816,417	16	
348,044<506,152> (523,200) [538,380]	40.0 <58.1> (60.1) [61.8]	870,949	17	
362,376<546,392> (556,251) [564,411]	39.5 <59.6> (60.6) [61.5]	917,519	18 実績見込	
411,210<564,497> (579,708) [582,828]	42.7 <58.7> (60.3) [60.6]	962,163	19 見込	

4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方交付税、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度における特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国 の 歳 出 A	地 方 の 歳 出 B	B / A
	百万円	百万円	%
明 治 2 5 年 度	77	48	62.3
3 0	224	91	40.6
3 1	220	99	45.0
3 2	254	116	45.7
3 3	293	136	46.4
3 4	267	149	55.8
3 5	289	160	55.4
3 6	250	166	66.4
3 7	277	134	48.4
3 8	421	137	32.5
3 9	464	175	37.7
4 0	602	209	34.7
4 1	636	238	37.4
4 2	553	272	49.2
4 3	569	288	50.6
4 4	585	397	67.9
大 正 元 年 度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
1 0	1,490	999	67.0
1 1	1,430	1,191	83.3
1 2	1,521	1,135	74.6
1 3	1,625	1,198	73.7
1 4	1,525	1,300	85.2
昭 和 元 年 度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
1 0	2,206	2,117	96.0
1 1	2,282	2,717	119.1
1 2	2,709	2,050	75.7
1 3	3,288	2,130	64.8
1 4	4,494	2,363	52.6
1 5	5,860	2,786	47.5
1 6	8,123	3,089	38.0
1 7	8,276	3,426	41.4
1 8	12,552	4,318	34.4
1 9	19,872	3,802	19.1
2 0	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
2 1	1,152	278	24.1
2 2	2,058	935	45.4
2 3	4,620	2,591	56.1
2 4	6,994	3,795	54.3
2 5	6,333	5,098	80.5
2 6	7,498	6,559	87.5
2 7	8,739	8,289	94.9

年 度	国 の 歳 出 A	地 方 の 歳 出 B	B / A
	億円	億円	%
昭 和 2 8 年 度	10,172	10,362	101.9
2 9	10,408	11,290	108.5
3 0	10,182	11,369	111.7
3 1	10,692	12,061	112.8
3 2	11,877	13,425	113.0
3 3	13,316	14,556	109.3
3 4	14,950	16,239	108.6
3 5	17,431	19,249	110.4
3 6	20,635	23,911	115.9
3 7	25,566	28,874	112.9
3 8	30,443	33,088	108.7
3 9	33,110	38,220	115.4
4 0	37,230	43,651	117.2
4 1	44,592	50,262	112.7
4 2	51,130	57,255	112.0
4 3	59,371	67,296	113.3
4 4	69,178	80,339	116.1
4 5	81,877	98,149	119.9
4 6	95,611	119,095	124.6
4 7	119,322	146,183	122.5
4 8	147,783	174,739	118.2
4 9	190,998	228,879	119.8
5 0	208,609	256,545	123.0
5 1	244,676	289,070	118.1
5 2	290,598	333,621	114.8
5 3	340,960	383,470	112.5
5 4	387,898	420,779	108.5
5 5	434,050	457,808	105.5
5 6	469,212	491,653	104.8
5 7	472,451	511,333	108.2
5 8	506,353	523,069	103.3
5 9	514,806	538,700	104.6
6 0	530,045	562,935	106.2
6 1	536,404	587,171	109.5
6 2	577,311	632,201	109.5
6 3	614,711	664,016	108.0
平 成 元 年 度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18 実 績 見 込	834,583	831,508	99.6
19 見 込	829,088	831,261	100.3

- (注) 1 国の歳出は平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は補正（第1号）後予算額、平成19年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成17年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
 - 大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
 - 昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
 - 昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計
 - 昭和28年度～平成19年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
53	1,717,785	(208,721) 232,239	122,371	(331,092) 354,610	(12.2) 13.5	7.1	(19.3) 20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,032,410	283,688	158,938	442,626	14.0	7.8	21.8
56	2,118,783	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,200,091	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,854	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,547	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,610,890	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	23.9
61	2,680,934	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,818,190	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.6
63	3,039,679	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.1
平成元年度	3,222,073	571,361	317,951	889,312	17.7	9.9	27.6
2	3,483,454	627,798	334,504	962,302	18.0	9.6	27.6
3	3,710,808	632,110	350,727	982,837	17.0	9.5	26.5
4	3,693,236	573,964	345,683	919,647	15.5	9.4	24.9
5	3,690,327	571,142	335,913	907,055	15.5	9.1	24.6
6	3,740,795	540,007	325,391	865,398	14.4	8.7	23.1
7	3,742,775	549,630	336,750	886,380	14.7	9.0	23.7
8	3,806,211	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,819,989	556,007	361,555	917,562	14.6	9.5	24.0
10	3,689,215	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,629,009	481,029	335,388	816,417	13.3	9.2	22.5
17	3,676,303	522,905	348,044	870,949	14.2	9.5	23.7
18 実績見込	3,743,000	555,143	362,376	917,519	14.8	9.7	24.5
19 見 込	3,832,000	550,953	411,210	962,163	14.4	10.7	25.1

- (注) 1 国民所得は、平成17年度までは実績、平成18年度実績見込及び平成19年度見込は「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成19年1月25日閣議決定)の参考資料における額である。
 2 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成19年度見込は当初予算額である。なお、()内は、年度所属区分の改正による増取額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成17年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成18年度実績見込は最近における実勢を加味して算出した額、平成19年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるため、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 1 6 年 度	68円	12円	80円	100
1 9	175	12	187	234
2 0	159	14	173	216
2 1	516	51	567	709
2 2	2,422	259	2,681	3,351
2 3	5,710	995	6,705	8,381
2 4	7,929	1,776	9,705	12,131
2 5	6,854	2,263	9,117	11,396
2 6	8,688	3,272	11,960	14,950
2 7	10,122	3,699	13,821	17,276
2 8	10,630	3,792	14,422	18,028
2 9	10,387	4,072	14,459	18,074
3 0	10,311	4,201	14,512	18,140
3 1	11,830	4,900	16,730	20,913
3 2	12,924	5,671	18,595	23,244
3 3	12,657	5,784	18,441	23,051
3 4	14,421	6,425	20,846	26,058
3 5	18,772	7,757	26,529	33,161
3 6	23,035	9,377	32,412	40,515
3 7	24,543	10,852	35,395	44,244
3 8	27,760	12,330	40,090	50,113
3 9	31,756	14,068	45,824	57,280
4 0	32,604	15,409	48,013	60,016
4 1	36,144	17,451	53,595	66,994
4 2	43,090	21,076	64,166	80,208
4 3	51,797	25,111	76,908	96,135
4 4	62,337	29,850	92,187	115,234
4 5	74,357	35,878	110,235	137,794
4 6	79,756	40,015	119,771	149,714
4 7	96,095	46,251	142,346	177,933
4 8	128,200	59,241	187,441	234,301
4 9	141,997	74,246	216,243	270,304
5 0	129,334	72,717	202,051	252,564
5 1	148,394	84,469	232,863	291,079
5 2	161,312	96,304	257,616	322,020
5 3	201,445	106,144	307,589	384,486
5 4	214,782	120,758	335,540	419,425
5 5	242,450	135,834	378,284	472,855
5 6	258,584	147,105	405,689	507,111
5 7	269,837	157,069	426,906	533,633
5 8	286,315	166,291	452,606	565,758
5 9	306,437	179,105	485,542	606,928
6 0	324,304	193,144	517,448	646,810
6 1	353,055	202,915	555,971	694,964
6 2	392,263	223,214	615,477	769,346
6 3	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
1 0	406,783	285,414	692,197	865,246
1 1	390,366	277,828	668,193	835,241
1 2	417,476	281,478	698,954	873,693
1 3	395,074	281,066	676,139	845,174
1 4	361,866	263,469	625,335	781,669
1 5	357,735	257,567	615,302	769,128
1 6	379,153	264,357	643,510	804,388
1 7	411,558	273,932	685,490	856,863
18 実 績 見 込	436,931	285,212	722,143	902,679
19 見 込	433,633	323,647	757,281	946,601

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ロ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(ハ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ニ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(ホ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成18年度及び平成19年度は、平成18年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 税		税 総		額 等	
	額		接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 年 度 10 15 25 30 35 40 45 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
	億円	%	億円	%	億円	%
	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
	263,661	100.0	193,502	73.4	70,159	26.6
	294,393	100.0	215,987	73.4	78,406	26.6
	354,610	100.0	262,764	74.1	91,846	25.9
	389,881	100.0	288,272	73.9	101,609	26.1
	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
	477,806	100.0	359,607	75.3	118,199	24.7
	506,317	100.0	384,177	75.9	122,140	24.1
	540,034	100.0	410,948	76.1	129,086	23.9
	582,687	100.0	445,797	76.5	136,890	23.5
624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4	
674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4	
750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1	
823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9	
889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	
962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	
982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	
919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	
907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	
865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	
886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	
903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	
917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	
871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	
842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	
882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	
855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	
792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	
780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	
816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	
870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	
917,519	100.0	652,268	71.1	265,252	28.9	
962,163	100.0	695,931	72.3	266,232	27.7	
平成 元 年 度						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18 実 績 見 込						
19 見 込						

区 分 年 度	国		税		税 等	
	額		接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 年 度 10 15 25 30 35 40 45 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
	億円	%	億円	%	億円	%
	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
	168,020	100.0	113,509	67.6	54,511	32.4
	184,341	100.0	124,985	67.8	59,356	32.2
	232,239	100.0	160,888	69.3	71,351	30.7
	249,566	100.0	170,827	68.4	78,739	31.6
	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
	304,551	100.0	213,550	70.1	91,001	29.9
	320,031	100.0	226,446	70.8	93,585	29.2
	341,621	100.0	242,535	71.0	99,086	29.0
	367,748	100.0	262,813	71.5	104,935	28.5
391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2	
428,510	100.0	313,144	73.1	115,366	26.9	
478,068	100.0	350,270	73.3	127,798	26.7	
521,938	100.0	382,228	73.2	139,710	26.8	
571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	
627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	
632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	
573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	
571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	
540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	
549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	
552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	
556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	
511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	
492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	
527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	
499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	
458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	
453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	
481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	
522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	
555,143	100.0	348,784	62.8	206,359	37.2	
550,953	100.0	344,070	62.4	206,883	37.6	
平成 元 年 度						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18 実 績 見 込						
19 見 込						

地 方 税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
百万円	%	百万円	%	百万円	%	
632	100.0	587	92.9	45	7.1	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
億円		億円		億円		
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
95,641	100.0	79,993	83.6	15,648	16.4	51
110,052	100.0	91,002	82.7	19,050	17.3	52
122,371	100.0	101,876	83.3	20,495	16.7	53
140,315	100.0	117,445	83.7	22,870	16.3	54
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
173,255	100.0	146,057	84.3	27,198	15.7	56
186,286	100.0	157,731	84.7	28,555	15.3	57
198,413	100.0	168,413	84.9	30,000	15.1	58
214,939	100.0	182,984	85.1	31,955	14.9	59
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6	61
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1	62
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5	63
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6	平 成 元 年 度
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	3
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	4
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	5
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	6
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
362,376	100.0	303,484	83.7	58,893	16.3	18 実 績 見 込
411,210	100.0	351,861	85.6	59,349	14.4	19 見 込

(注) 1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成19年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を含まず、平成17年度までは決算額、平成18年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成19年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%	
都道府県												
地方税	249	46	63	247	46	61	253	34	52	282	17	23
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15	21
国庫支出金	58	11	15	55	10	14	130	17	27	403	24	33
その他	89	16	22	100	19	25	103	14	21	272	17	23
小計	396	73	100	402	75	100	486	65	100	1,208	73	100
地方債	77	14	—	83	15	—	159	21	—	199	12	—
繰越金	73	13	—	55	10	—	102	14	—	252	15	—
都道府県計	546	100	—	540	100	—	747	100	—	1,659	100	—
市町村												
地方税	376	21	37	355	26	45	379	24	43	502	27	39
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	5	8
国庫支出金	162	9	16	135	10	17	161	10	18	115	6	9
その他	476	26	47	299	22	38	346	22	39	555	29	44
小計	1,014	56	100	789	58	100	886	56	100	1,272	67	100
地方債	556	31	—	388	29	—	510	32	—	210	11	—
繰越金	243	13	—	178	13	—	195	12	—	418	22	—
市町村計	1,813	100	—	1,355	100	—	1,591	100	—	1,900	100	—
合計												
地方税	625	27	44	602	32	51	632	27	46	784	22	32
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	10	14
国庫支出金等	220	9	16	190	10	16	291	13	21	518	15	21
その他	565	24	40	399	21	33	449	19	33	827	23	33
小計	1,410	60	100	1,191	63	100	1,372	59	100	2,480	70	100
地方債	633	27	—	471	25	—	669	28	—	409	11	—
繰越金	316	13	—	233	12	—	297	13	—	670	19	—
合計	2,359	100	—	1,895	100	—	2,338	100	—	3,559	100	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯楽施設)利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
												都道府県
78,158	26	30	133,359	34	39	151,340	25	28	167,456	25	28	地方税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3	4	地方譲与税
71,162	24	27	81,069	21	23	84,130	14	16	86,234	13	14	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	27	30	87,036	22	25	221,929	36	42	234,621	35	39	国庫支出金
35,895	12	13	43,935	11	13	77,419	12	14	87,891	13	15	その他
264,018	89	100	345,399	88	100	534,818	87	100	599,263	89	100	小計
17,811	6	—	31,662	8	—	63,030	10	—	56,334	9	—	地方債
15,099	5	—	13,399	4	—	15,254	3	—	15,191	2	—	繰越金
296,928	100	—	390,460	100	—	613,102	100	—	670,788	100	—	都道府県計
												市町村
110,123	45	49	138,904	46	52	184,865	40	46	200,432	42	48	地方税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0	0	地方譲与税
37,289	15	17	38,936	13	15	53,800	12	14	40,146	9	10	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19	22	51,904	17	19	88,515	19	22	86,481	18	21	国庫支出金
27,464	11	12	37,601	12	14	72,849	16	18	89,567	19	21	その他
222,708	90	100	267,345	88	100	400,029	87	100	417,037	88	100	小計
15,015	6	—	21,638	7	—	43,817	10	—	38,256	8	—	地方債
10,298	4	—	14,214	5	—	15,863	3	—	17,540	4	—	繰越金
248,021	100	—	303,197	100	—	459,709	100	—	472,833	100	—	市町村計
												合計
188,281	34	39	272,263	39	44	336,205	31	36	367,888	32	36	地方税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2	2	地方譲与税
108,451	20	22	120,005	17	20	137,930	13	15	126,380	11	12	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23	26	138,940	20	23	310,444	29	33	321,102	28	32	国庫支出金等
63,359	12	13	81,536	12	13	150,268	14	16	177,458	16	18	その他
486,726	89	100	612,744	88	100	934,847	87	100	1,016,300	89	100	小計
32,826	6	—	53,300	8	—	106,847	10	—	94,590	8	—	地方債
25,397	5	—	27,613	4	—	31,117	3	—	32,731	3	—	繰越金
544,949	100	—	693,657	100	—	1,072,811	100	—	1,143,621	100	—	合計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産取入、寄附金、繰入金、諸取入等の合計額である。

6 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

7 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

8 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

9 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

10 平成7年度以降の構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	25	27	394,592	31	33	848,397	31	33	2,265,873	37	40
地 方 譲 与 税	21,607	3	3	34,948	3	3	45,616	2	2	94,953	2	2
地 方 交 付 税	111,451	16	18	211,157	17	18	480,649	17	19	963,166	16	17
国 庫 支 出 金	226,840	33	37	375,094	29	32	833,939	30	32	1,551,448	26	27
そ の 他	89,854	13	15	168,764	13	14	360,371	13	14	795,664	13	14
小 計	618,725	90	100	1,184,555	93	100	2,568,972	93	100	5,671,104	94	100
地 方 債	57,029	8	—	49,657	4	—	150,352	5	—	252,518	4	—
繰 越 金	12,081	2	—	43,134	3	—	46,745	2	—	130,290	2	—
都 道 府 県 計	687,835	100	—	1,277,346	100	—	2,766,069	100	—	6,053,912	100	—
市町村												
地 方 税	212,518	45	50	349,644	43	47	701,023	37	42	1,484,795	33	37
地 方 譲 与 税	531	0	0	1,220	0	0	4,446	0	0	13,733	0	0
地 方 交 付 税	48,516	10	11	99,830	12	14	262,537	14	16	835,082	18	21
国 庫 支 出 金	83,690	18	20	144,890	18	20	357,237	19	22	778,005	17	20
そ の 他	80,892	17	19	142,853	17	19	328,701	18	20	851,103	19	22
小 計	426,147	90	100	738,437	90	100	1,653,944	88	100	3,962,718	87	100
地 方 債	39,899	8	—	46,618	6	—	170,586	9	—	431,169	10	—
繰 越 金	9,309	2	—	31,300	4	—	58,919	3	—	141,332	3	—
市 町 村 計	475,355	100	—	816,355	100	—	1,883,449	100	—	4,535,219	100	—
純計												
地 方 税	381,491	34	38	744,236	37	40	1,549,420	35	38	3,750,668	37	41
地 方 譲 与 税	22,138	2	2	36,168	2	2	50,062	1	1	108,686	1	1
地 方 交 付 税	159,967	14	16	310,987	15	17	743,186	17	18	1,798,248	18	19
国 庫 支 出 金 等	280,268	25	28	477,056	24	26	1,089,816	24	27	2,084,225	21	23
そ の 他	161,870	14	16	286,914	14	15	625,970	14	16	1,447,617	14	16
小 計	1,005,734	89	100	1,855,361	92	100	4,058,454	91	100	9,189,444	91	100
地 方 債	96,740	9	—	96,007	5	—	313,917	7	—	642,932	6	—
繰 越 金	21,390	2	—	74,434	3	—	105,664	2	—	271,622	3	—
合 計	1,123,864	100	—	2,025,802	100	—	4,478,035	100	—	10,103,998	100	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
												都道府県
4,280,955	30	34	8,137,099	33	36	11,353,669	37	40	17,353,167	40	44	地 方 税
149,050	1	1	175,614	1	1	183,108	1	1	802,141	2	2	地 方 譲 与 税
2,392,218	16	19	4,324,362	17	19	5,289,664	17	19	7,889,587	18	20	地 方 交 付 税
3,909,648	27	31	6,734,044	27	30	7,060,160	23	25	7,319,437	17	18	国 庫 支 出 金
1,907,827	13	15	3,103,376	12	14	4,373,798	14	15	6,389,749	15	16	そ の 他
12,639,698	87	100	22,474,495	90	100	28,260,399	92	100	39,754,081	92	100	小 計
1,617,748	11	—	2,084,906	8	—	2,185,640	7	—	3,156,054	7	—	地 方 債
218,707	2	—	349,564	2	—	334,256	1	—	544,616	1	—	繰 越 金
14,476,153	100	—	24,908,965	100	—	30,780,295	100	—	43,454,751	100	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30	35	7,756,709	32	37	11,962,804	41	45	16,097,206	39	44	地 方 税
99,107	1	1	264,438	1	1	278,394	1	1	860,552	2	2	地 方 譲 与 税
2,078,834	16	19	3,789,609	15	18	4,160,273	14	16	6,438,402	15	17	地 方 交 付 税
2,642,924	20	25	5,261,423	22	25	4,898,428	17	19	5,203,843	12	14	国 庫 支 出 金
2,179,654	17	20	3,884,201	16	19	5,097,793	17	19	8,535,928	21	23	そ の 他
10,874,405	84	100	20,956,380	86	100	26,397,692	90	100	37,135,931	89	100	小 計
1,642,115	13	—	2,753,424	11	—	2,422,280	8	—	3,260,156	8	—	地 方 債
373,871	3	—	657,027	3	—	717,416	2	—	1,185,823	3	—	繰 越 金
12,890,391	100	—	24,366,831	100	—	29,537,388	100	—	41,581,910	100	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31	37	15,893,807	34	39	23,316,473	41	45	33,450,373	42	46	地 方 税
248,157	1	1	440,052	1	1	461,502	1	1	1,662,693	2	2	地 方 譲 与 税
4,471,052	17	20	8,113,971	17	20	9,449,937	16	18	14,327,988	18	20	地 方 交 付 税
5,832,673	23	26	10,529,029	23	25	10,443,295	18	20	10,655,360	13	15	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	14	16	6,087,717	13	15	8,250,550	14	16	12,325,267	15	17	そ の 他
22,271,943	86	100	41,064,576	88	100	51,921,757	90	100	72,421,681	90	100	小 計
3,179,896	12	—	4,731,907	10	—	4,499,125	8	—	6,257,893	8	—	地 方 債
592,578	2	—	1,006,591	2	—	1,051,673	2	—	1,730,440	2	—	繰 越 金
26,044,417	100	—	46,803,074	100	—	57,472,555	100	—	80,410,014	100	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度			
	金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
都道府県													
地方税	15,728,741	29.3	35.8	16,432,987	29.8	35.3	17,456,122	32.1	36.9	17,406,306	32.3	37.5	
地方譲与税	870,597	1.6	2.0	130,661	0.2	0.3	132,292	0.2	0.3	133,002	0.2	0.3	
地方特例交付金	—	—	—	142,188	0.3	0.3	251,731	0.5	0.5	235,019	0.4	0.5	
地方交付税	8,436,385	15.7	19.2	11,132,308	20.2	23.9	11,782,870	21.7	24.9	11,075,261	20.5	23.9	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	10,053,897	18.3	21.6	9,597,479	17.6	20.3	9,563,287	17.7	20.6	
その他	8,907,523	16.6	20.3	8,655,721	15.7	18.6	8,048,294	14.8	17.0	8,009,515	14.8	17.3	
小計	43,886,785	81.7	100.0	46,547,762	84.5	100.0	47,268,788	86.9	100.0	46,422,390	86.0	100.0	
地方債	9,061,181	16.9	—	7,630,485	13.9	—	6,268,159	11.5	—	6,517,125	12.1	—	
繰越金	782,254	1.5	—	900,941	1.6	—	877,931	1.6	—	1,022,958	1.9	—	
都道府県計	53,730,220	100.0	—	55,079,188	100.0	—	54,414,878	100.0	—	53,962,473	100.0	—	
市町村													
地方税	17,946,236	33.6	40.8	18,593,132	33.5	38.5	18,090,312	34.3	38.9	18,142,477	34.3	39.4	
地方譲与税	1,068,744	2.0	2.4	478,244	0.9	1.0	487,884	0.9	1.0	490,969	0.9	1.1	
地方特例交付金	—	—	—	497,672	0.9	1.0	662,283	1.3	1.4	666,799	1.3	1.4	
地方交付税	7,716,489	14.5	17.5	9,731,928	17.5	20.1	9,993,551	18.9	21.5	9,274,500	17.5	20.1	
国庫支出金	7,639,692	14.3	17.4	9,066,394	16.3	18.8	7,167,202	13.6	15.4	7,239,055	13.7	15.7	
その他	9,642,551	18.1	21.9	9,932,419	17.9	20.6	10,122,432	19.2	21.8	10,256,001	19.4	22.3	
小計	44,013,712	82.5	100.0	48,299,789	87.0	100.0	46,523,664	88.1	100.0	46,069,801	87.0	100.0	
地方債	8,056,396	15.1	—	5,519,591	9.9	—	4,905,348	9.3	—	5,356,295	10.1	—	
繰越金	1,295,281	2.4	—	1,688,070	3.0	—	1,375,171	2.6	—	1,512,003	2.9	—	
市町村計	53,365,389	100.0	—	55,507,450	100.0	—	52,804,183	100.0	—	52,938,099	100.0	—	
純計													
地方税	33,674,977	33.2	40.9	35,026,119	33.7	39.6	35,546,434	35.4	40.9	35,548,783	35.5	41.5	
地方譲与税	1,939,341	1.9	2.4	608,905	0.6	0.7	620,177	0.6	0.7	623,971	0.6	0.7	
地方特例交付金	—	—	—	639,860	0.6	0.7	914,014	0.9	1.1	901,818	0.9	1.1	
地方交付税	16,152,873	15.9	19.6	20,864,236	20.1	23.6	21,776,420	21.7	25.1	20,349,760	20.3	23.8	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	16,512,080	15.9	18.7	14,379,450	14.3	16.5	14,473,438	14.5	16.9	
その他	15,501,852	15.3	18.8	14,692,982	14.1	16.6	13,669,359	13.6	15.7	13,755,727	13.8	16.1	
小計	82,259,828	81.2	100.0	88,344,182	84.9	100.0	86,905,854	86.7	100.0	85,653,497	85.7	100.0	
地方債	16,978,240	16.8	—	13,073,311	12.6	—	11,116,145	11.1	—	11,815,624	11.8	—	
繰越金	2,077,535	2.1	—	2,589,011	2.5	—	2,253,102	2.2	—	2,534,961	2.5	—	
合計	101,315,603	100.0	—	104,006,504	100.0	—	100,275,101	100.0	—	100,004,082	100.0	—	

(単位 百万円)

平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			区 分
金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
												都道府県
15,556,230	30.2	36.3	15,425,989	31.0	37.4	16,306,851	33.3	39.8	17,137,360	35.2	40.6	地 方 税
138,498	0.3	0.3	174,153	0.3	0.4	402,981	0.8	1.0	853,575	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
237,633	0.5	0.6	351,289	0.7	0.9	464,113	0.9	1.1	872,575	1.8	2.1	地 方 特 例 交 付 金
10,817,819	21.0	25.2	9,978,502	20.0	24.2	9,308,168	19.0	22.7	9,221,643	18.9	21.9	地 方 交 付 税
8,301,538	16.1	19.4	7,842,430	15.7	19.0	7,173,629	14.6	17.5	6,583,581	13.5	15.6	国 庫 支 出 金
7,838,654	15.2	18.3	7,425,547	14.9	18.0	7,294,322	14.9	17.8	7,521,993	15.4	17.8	そ の 他
42,890,372	83.3	100.0	41,197,910	82.7	100.0	40,950,064	83.6	100.0	42,190,727	86.6	100.0	小 計
7,531,683	14.6	—	7,652,137	15.4	—	7,159,644	14.6	—	5,709,473	11.7	—	地 方 債
1,042,148	2.0	—	960,987	1.9	—	885,783	1.8	—	794,318	1.6	—	繰 越 金
51,464,203	100.0	—	49,811,034	100.0	—	48,995,491	100.0	—	48,694,518	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
17,822,288	34.4	40.0	17,239,738	33.7	39.4	17,231,954	34.0	39.1	17,667,049	35.0	39.7	地 方 税
495,724	1.0	1.1	519,893	1.0	1.2	761,093	1.5	1.7	995,387	2.0	2.2	地 方 譲 与 税
665,955	1.3	1.5	654,879	1.3	1.5	640,721	1.3	1.5	645,431	1.3	1.5	地 方 特 例 交 付 金
8,727,044	16.8	19.6	8,090,793	15.8	18.5	7,711,941	15.2	17.5	7,737,076	15.3	17.4	地 方 交 付 税
7,066,067	13.6	15.9	7,473,516	14.6	17.1	7,313,861	14.4	16.6	7,456,398	14.8	16.8	国 庫 支 出 金
9,752,721	18.8	21.9	9,746,619	19.0	22.3	10,411,130	20.6	23.6	9,958,796	19.7	22.4	そ の 他
44,529,799	86.0	100.0	43,725,438	85.4	100.0	44,070,700	87.0	100.0	44,460,137	88.1	100.0	小 計
5,850,932	11.3	—	6,205,561	12.1	—	5,283,400	10.4	—	4,718,975	9.3	—	地 方 債
1,415,830	2.7	—	1,264,753	2.5	—	1,295,937	2.6	—	1,299,494	2.6	—	繰 越 金
51,796,561	100.0	—	51,195,752	100.0	—	50,650,037	100.0	—	50,478,606	100.0	—	市 町 村 計
												純計
33,378,518	34.4	41.0	32,665,727	34.4	41.4	33,538,805	35.9	42.5	34,804,409	37.4	43.3	地 方 税
634,222	0.7	0.8	694,045	0.7	0.9	1,164,074	1.2	1.5	1,848,962	2.0	2.3	地 方 譲 与 税
903,588	0.9	1.1	1,006,168	1.1	1.3	1,104,834	1.2	1.4	1,518,006	1.6	1.9	地 方 特 例 交 付 金
19,544,863	20.1	24.0	18,069,295	19.0	22.9	17,020,109	18.2	21.6	16,958,719	18.2	21.1	地 方 交 付 税
13,099,145	13.5	16.1	13,060,506	13.8	16.6	12,380,868	13.2	15.7	11,809,626	12.7	14.7	国 庫 支 出 金 等
13,833,337	14.2	17.0	13,376,111	14.1	17.0	13,676,576	14.6	17.3	13,526,590	14.6	16.8	そ の 他
81,393,673	83.8	100.0	78,871,852	83.1	100.0	78,885,266	84.4	100.0	80,466,312	86.6	100.0	小 計
13,318,571	13.7	—	13,789,433	14.5	—	12,375,250	13.2	—	10,376,345	11.2	—	地 方 債
2,457,978	2.5	—	2,225,740	2.3	—	2,181,720	2.3	—	2,093,812	2.3	—	繰 越 金
97,170,222	100.0	—	94,887,025	100.0	—	93,442,236	100.0	—	92,936,469	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	13
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	9
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4
事業税	36,569	52	84,641	70	86,848	69	91,142	69	88,605	60
（個人分）	25,225	36	27,038	22	28,872	23	31,500	24	24,714	17
（法人分）	11,344	16	57,603	48	57,976	46	59,642	45	63,891	43
特別取得税	1,586	2	1,875	2	1,549	1	1,737	1	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6
入場税	13,290	19	18,331	15	20,600	16	18,980	15	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	12	11,240	9	13,178	11	14,264	11	14,085	10
自動車税	1,778	3	1,984	2	2,433	2	4,201	3	6,823	5
鉱区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	12	264	2	339	1	251	1	261	4
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100	120,891	100	126,261	100	131,569	100	146,731	100
市町村税										
市町村民税	46,459	39	63,505	42	76,127	42	87,946	43	73,427	34
個人均等割	8,510	7	8,343	5	8,110	5	8,738	4	7,106	4
所得割	37,942	32	38,607	26	47,452	26	54,524	27	46,696	21
法人均等割	不明	—	不明	—	719	—	754	0	789	0
法人税割	—	—	16,555	11	19,846	11	23,930	12	18,836	9
固定資産税	47,604	40	65,190	43	80,690	44	90,183	44	99,372	45
土地	18,670	16	23,341	15	27,659	15	30,751	15	34,489	16
家屋	20,019	17	29,768	20	36,412	20	40,302	20	44,282	20
償却資産	8,915	7	12,081	8	16,619	9	19,130	9	20,601	9
純固定資産税小計	47,604	40	65,190	43	80,690	44	90,183	44	99,372	45
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	2
自転車税	1,685	3	1,887	2	2,126	2	2,400	2	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8
電気ガス税	5,917	5	10,348	7	14,900	8	17,001	8	18,644	8
鉱産税	684	1	1,576	1	1,824	1	1,670	1	1,629	1
木材引取税	386	0	849	1	1,013	1	1,392	1	1,305	1
入湯税	62	0	111	0	132	0	192	0	240	0
広告税	166	0	218	0	84	0	—	—	—	—
接客人税	98	0	139	0	34	0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	12	5,556	4	2,652	2	1,281	1	722	1
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0	17	0	22	0	21	0	18	0
計	118,584	100	151,372	100	181,505	100	204,484	100	219,158	100
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の取入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税取入から控除して道府県税取入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税取入から控除して市町村税取入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16	28,577	15	36,921	16	35,864	16	40,866	15	道 府 県 民 税
13,957	9	15,097	8	17,750	8	18,796	8	19,085	7	(個 人 分)
9,735	7	13,480	7	19,171	8	17,068	8	21,781	8	(法 人 分)
80,573	55	96,953	53	124,544	54	115,236	51	134,652	51	事 業 税
20,181	14	17,755	10	16,122	7	17,900	8	12,922	5	(個 人 分)
60,392	41	79,198	43	108,422	47	97,336	43	121,730	46	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	4	6,663	4	8,411	4	10,241	4	10,741	4	不 動 産 取 得 税
9,596	7	18,936	10	19,950	9	21,032	9	22,429	9	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1	1,483	1	1,832	1	2,280	1	2,755	1	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10	17,210	9	18,170	8	19,053	8	22,638	9	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5	8,614	5	10,184	4	10,606	5	12,139	5	(遊 興 飲 食 税)
474		542		605		694		810		自 動 車 税
—		—		—		—		—		鉦 区 税
331		341		351		373		387		漁 業 権 税
321	2	408	2	730	1	690	2	387	1	狩 猟 者 税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		法 定 外 普 通 税
260		141		361		62		51		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
—		2,430	1	5,763	3	8,164	4	12,909	5	水 利 地 益 税
147,059	100	185,117	100	230,195	100	227,382	100	263,863	100	計
										市 町 村 税
73,956	32	83,892	32	94,657	32	93,871	30	104,862	30	市 町 村 民 税
7,692	4	7,731	3	8,389	3	8,565	3	8,900	2	個 人 均 等 割
49,841	21	54,492	21	56,404	19	58,616	19	61,240	18	所 得 等 割
916	0	638	0	1,052	0	1,156	0	1,249	0	法 人 均 等 割
15,507	7	21,031	8	28,812	10	25,534	8	33,473	10	法 人 税 割
110,401	47	122,510	46	134,690	45	148,420	47	160,123	46	固 定 資 産 税
43,305	19	45,324	17	46,003	15	49,873	16	50,756	15	土 地 地 税
46,463	19	49,618	19	52,957	18	57,259	18	62,104	18	家 屋 税
20,633	9	22,210	8	25,409	9	30,366	9	35,660	10	償 却 資 産 税
110,401	47	117,152	44	124,369	42	137,498	43	148,520	43	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0	1,259	0	1,470	1	1,456	0	交 付 金
—	—	4,311	2	9,062	3	9,452	3	10,147	3	納 付 金
4,564	2	4,992	2	5,344	2	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	1	2,744	1	軽 自 動 車 税
19,225	8	21,090	8	22,401	8	28,699	9	30,776	9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9	23,760	9	27,123	9	29,684	9	33,935	10	電 気 ガ ス 税
1,731	1	2,040	1	2,305	1	2,099	1	2,150	1	鉦 産 税
1,488	1	1,981	1	2,231	1	1,878	0	1,815	0	木 材 引 取 税
280	0	346	0	37	0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廣 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0	526	0	539	0	535	0	542	0	法 定 外 普 通 税
428	0	221	0	148	0	400	0	232	0	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350		441		547		入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149		6,858		8,197		9,053		都 市 計 画 税
318		284	1	279	2	267	3	280	3	水 利 地 益 税
19	0	17		33		17		16		共 同 施 設 税
234,432	100	264,808	100	296,995	100	316,550	100	347,075	100	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

10 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止され、平成16年度において日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設された。

11 平成11年度以降の構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15	66,634	15	99,065	19	124,670	21	151,338	21
個人均等割	} 20,893	6	} 27,245	6	} 55,488	11	} 75,778	13	} 98,388	14
所得割										
法人均等割	} 31,289	9	} 39,389	9	} 43,577	8	} 48,892	8	} 52,950	7
法人税割										
事業税	188,707	54	240,789	54	265,888	51	297,503	49	326,656	46
（個人分）	15,183	4	19,251	4	17,703	3	20,412	3	22,231	3
（法人分）	173,524	50	221,538	50	248,185	48	277,091	46	304,425	43
不動産取得税	13,671	4	17,080	4	19,869	4	20,576	3	32,878	5
道府県たばこ消費税	24,906	7	28,137	6	33,670	6	36,477	6	39,811	6
娯楽施設利用税	3,332	1	4,410	1	5,511	1	6,578	1	7,998	1
料理飲食等消費税	} 28,326	8	} 34,290	8	} 34,847	7	} 43,107	7	} 50,344	7
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4	18,903	4	22,404	4	28,157	5	35,806	5
鉦区税	928	} 2	935	} 2	909	} 2	874	} 1	829	} 1
狩猟免許税	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422	} 2	474	} 2	558	} 2	561	} 1	586	} 1
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33	} 2	77	} 2	40	} 2	18	} 1	20	} 1
自動車取得税	—		—		—		—		—	
軽油引取税	17,241	5	26,984	6	33,400	6	41,737	7	58,293	8
入猟税	—	—	—	—	—	—	299	7	305	8
計	348,948	100	444,178	100	522,585	100	605,443	100	709,660	100
市町村税										
市町村民税	128,033	33	160,645	35	199,736	37	234,394	39	271,871	39
個人均等割	9,106	3	9,429	2	9,950	2	10,470	2	10,795	1
所得割	69,648	18	89,825	20	122,284	23	147,887	25	177,928	26
法人均等割	1,369	0	1,470	0	1,584	0	1,740	0	1,924	0
法人税割	47,910	12	59,921	13	65,918	12	74,297	12	81,224	12
固定資産税	172,264	43	192,567	42	213,615	40	239,196	39	267,841	39
土地	51,571	13	56,143	12	56,734	11	57,502	9	64,436	9
家屋	68,038	17	75,567	16	84,253	16	94,684	16	105,500	15
償却資産	40,413	10	47,967	11	58,534	11	71,589	12	80,653	12
純固定資産税小計	160,022	40	179,677	39	199,521	37	223,775	37	250,589	36
交付金	1,564	0	1,782	0	2,105	1	2,113	0	2,468	1
納付金	10,678	3	11,108	3	11,989	2	13,308	2	14,784	2
軽自動車税	3,764	1	5,353	1	6,995	1	8,788	1	10,531	1
市町村たばこ消費税	34,290	9	38,697	8	45,088	9	53,941	9	65,926	10
電気ガス税	40,933	10	46,919	10	49,227	9	49,900	8	49,947	7
鉦産税	2,298	1	2,430	1	2,326	1	2,316	1	2,363	} 1
木材引取税	1,963	0	2,113	0	2,084	0	2,176	0	2,325	
法定外普通税	556	0	621	0	637	0	748	0	785	0
旧法による税	145	0	84	0	53	0	24	0	17	0
入湯税	635	} 3	745	} 3	886	} 3	1,028	} 3	1,197	} 3
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283	} 3	312	} 3	308	} 3	312	} 3	309	} 3
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100	462,297	100	534,098	100	607,417	100	689,937	100
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
175,775	23	201,930	22	247,073	22	285,124	20	326,116	19	道府県税
122,914	16	140,380	15	167,899	15	185,392	13	3,215	0	道府県民税
52,861	7	61,550	7	79,174	7	99,732	7	197,116	12	{ 個人均等割
329,851	42	386,679	42	493,495	44	621,925	44	673	0	{ 所得割
25,284	3	29,405	3	34,717	3	42,205	3	125,112	7	{ 法人均等割
304,567	39	357,274	39	458,778	41	579,720	41	779,486	45	{ 法人税割
41,374	5	42,350	5	50,240	4	57,132	4	47,923	3	事業税
43,966	6	48,320	5	61,044	5	65,223	5	731,563	42	(個人分)
9,483	1	13,097	1	16,185	1	18,810	1	68,751	4	(法人分)
55,917	7	65,263	7	77,575	7	92,674	7	79,909	5	不動産取得税
54,905	7	69,078	8	87,815	8	111,622	8	22,090	1	道府県たばこ消費税
825		802		846		878		107,411	6	{ 料理飲食等消費税
393		435		491		546		141,096	8	{ (遊興飲食税)
635	1	520	1	645	1	317	0	861	8	自動車税
3,944		4,436		2,613		2,555		604	1	鉦 区 税
15		2		1		1		48		{ 狩 猟 免 許 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3	71,337	4	{ (狩 猟 者 税)
64,890	8	77,954	9	92,603	8	108,522	8	126,601	7	法定外普通税
327		357		393	0	431	0	473	0	道府県固定資産税
782,300	100	911,223	100	1,131,019	100	1,408,936	100	1,727,613	100	旧法による税
										自動車取得税
										軽油引取税
										入 猟 税
										計
										市 町 村 税
304,648	40	341,118	40	418,568	41	486,949	42	562,199	42	市 町 村 民 税
11,306	2	11,445	1	11,784	1	12,104	1	12,469	1	個人均等割
208,737	27	229,096	27	277,944	27	312,657	27	345,715	26	所得割
1,755	0	2,052	0	2,735	0	3,280	0	3,511	0	法人均等割
82,850	11	98,525	12	126,105	13	158,908	14	200,504	15	法人税割
296,385	39	329,870	38	369,420	36	423,819	36	491,882	36	固定資産税
65,484	8	72,519	9	84,508	8	100,105	9	119,634	9	土地
121,038	16	136,402	16	151,861	15	174,501	15	200,838	15	家 屋
90,803	12	97,910	11	106,810	11	120,124	10	141,975	10	償 却 資 産
277,325	36	306,831	36	343,179	34	394,730	34	462,447	34	純固定資産税小計
2,696	1	3,301	0	4,482	0	5,194	0	5,555	0	交 付 金
16,364	2	19,738	2	21,759	2	23,895	2	23,880	2	納 付 金
12,516	1	14,073	2	15,946	2	18,262	2	20,887	2	軽自動車税
73,169	9	80,516	9	107,338	11	114,950	10	140,121	10	市町村たばこ消費税
53,966	7	59,804	7	67,319	7	75,104	6	85,755	6	電気ガス税
2,420		2,506		2,551	0	2,522	0	2,566	0	鉦 産 税
2,497	1	2,628	1	2,709	0	2,711	0	2,595	0	木 材 引 取 税
812	0	852	0	945	0	1,234	0	1,424	0	法定外普通税
12	0	19	0	10	0	6	0	2	0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	3	24,208	3	31,759	3	43,457	4	52,785	4	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100	857,364	100	1,018,504	100	1,171,192	100	1,362,566	100	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19	482,603	21	591,539	22	776,021	22	1,018,001	24
個人均等割	3,483	0	3,580	0	3,683	0	3,770	0	3,766	0
所得割	249,095	12	323,677	14	406,009	15	504,255	14	686,321	16
法人均等割	714	0	770	0	825	0	903	0	951	0
法人税割	155,847	7	154,576	7	181,022	7	267,093	8	326,963	8
事業税	969,688	46	972,902	43	1,108,630	42	1,601,267	46	1,972,052	46
（個人分）	58,238	3	70,842	3	60,899	2	60,901	2	50,387	1
（法人分）	911,450	43	902,060	40	1,047,731	40	1,540,366	44	1,921,665	45
不動産取得税	94,915	5	106,523	5	112,372	4	154,111	5	174,563	4
道府県たばこ消費税	88,054	4	96,271	4	106,812	4	115,911	3	128,509	3
娯楽施設利用税	28,461	1	41,637	2	51,495	2	48,081	1	47,224	1
料理飲食等消費税	123,299	6	140,165	6	166,195	6	209,145	6	247,343	6
自動車税	171,388	8	202,613	9	243,709	9	291,155	8	330,591	8
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0	2	0	107	0	171	0	171	0
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	4	77,990	3	93,916	4	102,932	3	153,983	4
軽油引取税	144,188	7	155,631	7	176,616	7	202,279	6	192,362	4
入 猟 税	515	0	1,361	0	1,352	0	1,407	0	1,503	0
計	2,111,136	100	2,283,164	100	2,657,147	100	3,506,884	100	4,271,515	100
市町村税										
市町村民税	706,766	43	850,240	43	1,062,157	45	1,361,262	46	1,973,295	50
個人均等割	12,721	1	13,503	1	14,409	1	14,493	1	14,595	0
所得割	431,563	26	571,548	29	733,762	31	883,300	30	1,252,622	32
法人均等割	3,773	0	4,055	0	4,319	0	4,687	0	5,081	0
法人税割	258,709	16	261,134	13	309,667	13	458,782	15	700,997	18
固定資産税	576,702	35	694,899	36	827,523	36	1,056,386	35	1,269,686	32
土地	150,947	9	192,996	10	249,564	11	398,804	13	500,916	13
家屋	225,514	14	264,439	14	306,542	13	359,395	12	428,525	11
償却資産	167,904	10	202,104	10	231,971	10	253,500	9	288,915	7
純固定資産税小計	544,365	33	659,539	34	788,077	34	1,011,699	34	1,218,356	31
交付金	6,432	0	7,231	0	8,404	1	9,927	0	12,149	0
納付金	25,905	2	28,129	2	31,042	1	34,760	1	39,181	1
軽自動車税	23,849	2	26,207	1	27,800	1	28,519	1	27,892	1
市町村たばこ消費税	154,850	10	169,154	9	187,497	8	203,758	7	225,698	6
電気税 （電気ガス税）	97,828	6	108,440	6	122,106	5	130,154	4	147,039	4
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0
鉱産税	2,425	0	2,219	0	1,980	0	2,063	0	2,409	0
木材引取税	2,518	0	2,405	0	2,545	0	2,811	0	2,814	0
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	1	107,595	3
法定外普通税	1,787	0	2,161	0	2,881	0	3,666	0	4,066	0
旧法による税	1	0	1	0	920	0	157	0	111	0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4	92,901	5	107,329	5	173,398	6	184,204	4
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100	1,952,582	100	2,347,335	100	2,984,403	100	3,965,989	100
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25	1,177,522	26	1,336,493	26	1,521,326	27	1,740,659	26	道 府 県 民 税
3,835	0	9,859	0	10,532	0	10,740	0	10,885	0	個 人 均 等 割
735,450	19	850,039	19	951,133	19	1,109,548	20	1,247,574	19	所 得 割
968	0	2,618	0	4,653	0	7,246	0	8,672	0	法 人 均 等 割
248,786	6	315,006	7	370,175	7	393,791	7	473,528	7	法 人 税 割
1,501,517	39	1,691,578	38	1,944,507	38	2,065,839	37	2,493,292	38	事 業 税
47,994	1	44,608	1	46,191	1	52,474	1	63,630	1	(個 人 分)
1,453,523	38	1,646,970	37	1,898,316	37	2,013,365	36	2,429,663	37	(法 人 分)
181,365	5	174,463	4	201,088	4	209,361	4	243,794	4	不 動 産 取 得 税
135,590	3	138,527	3	209,668	4	214,193	4	221,407	3	道 府 県 た ば こ 消 費 税
50,043	1	52,590	1	59,740	1	65,624	1	68,132	1	娛 楽 施 設 利 用 税
267,453	7	290,557	6	317,908	6	338,668	6	366,920	6	料 理 飲 食 等 消 費 税
368,893	10	517,893	12	551,567	11	625,644	11	739,260	11	自 動 車 税
592		530		993		961		1,029		鉦 区 税
1,993	0	2,067	0	3,686	0	3,997	0	3,577	0	{ 狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)
183		355		821		3,401		4,589		法 定 外 普 通 税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道 府 県 固 定 資 産 税
6		4		1		3		0		旧 法 に よ る 税
174,990	5	188,018	4	210,076	4	254,268	4	281,635	4	自 動 車 取 得 税
193,967	5	263,793	6	291,771	6	326,676	6	428,312	7	軽 油 引 取 税
1,521	0	1,560	0	2,810	0	3,004	0	2,678	0	入 猟 税
3,869,224	100	4,502,918	100	5,136,678	100	5,638,421	100	6,600,075	100	計
										市 町 村 税
1,980,353	46	2,362,592	47	2,707,475	46	3,112,088	47	3,588,366	48	市 町 村 民 税
14,098	0	38,300	1	40,756	1	41,403	1	42,038	1	個 人 均 等 割
1,345,536	32	1,574,035	31	1,795,773	31	2,125,260	32	2,417,565	33	所 得 割
5,074	0	13,585	0	22,527	0	31,228	0	36,862	0	法 人 均 等 割
615,645	14	736,672	15	848,419	14	914,196	14	1,091,901	14	法 人 税 割
1,547,437	36	1,795,123	35	2,053,930	35	2,256,804	34	2,522,602	34	固 定 資 産 税
653,862	15	780,352	15	913,543	16	983,608	15	1,102,052	15	土 地
506,780	12	592,621	12	680,019	12	774,090	12	877,670	12	家 屋
329,281	8	354,183	7	383,738	6	415,804	6	452,726	6	償 却 資 産
1,489,923	35	1,727,156	34	1,977,300	34	2,173,502	33	2,432,448	33	純 固 定 資 産 税 小 計
13,630	0	16,295	0	19,322	0	21,168	0	22,475	0	交 付 金
43,884	1	51,672	1	57,308	1	62,135	1	67,679	1	納 付 金
27,517	1	35,167	1	34,944	1	36,115	1	40,691	1	軽 自 動 車 税
238,127	6	243,823	5	368,328	6	376,337	6	388,961	5	市 町 村 た ば こ 消 費 税
148,164	4	182,836	4	217,130	4	229,395	4	251,012	3	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電 気 ガ ス 税)
13,164	0	13,160	0	10,681	0	9,757	0	9,223	0	ガ ス 税
2,779	0	3,508	0	3,818	0	3,689	0	3,967	0	鉦 産 税
2,876	0	2,996	0	3,033	0	2,971	0	3,243	0	木 材 引 取 税
102,792	2	102,848	2	99,360	2	71,632	1	65,478	1	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0	4,925	0	5,450	0	6,103	0	6,625	0	法 定 外 普 通 税
58	0	9	0	5	0	1	0	3	0	旧 法 に よ る 税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5	224,990	6	252,487	6	372,479	7	424,715	8	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
4,285,617	100	5,061,173	100	5,868,537	100	6,598,632	100	7,431,436	100	計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	27	2,212,558	28	2,387,182	29	2,568,046	30	2,732,529	29
個人均等割	17,411	0	18,610	0	19,148	0	19,486	1	19,097	0
所得割	1,397,222	19	1,585,517	20	1,751,807	21	1,916,505	22	1,952,455	21
法人均等割	9,116	0	9,871	0	10,638	0	17,620	0	43,537	0
法人税割	547,729	8	598,560	8	605,589	8	614,435	7	717,440	8
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39	3,054,073	39	3,176,304	38	3,215,462	37	3,610,407	38
（個人分）	74,702	1	82,913	1	104,947	1	114,771	1	125,759	1
（法人分）	2,843,370	38	2,971,160	38	3,071,357	37	3,100,691	36	3,484,648	37
不動産取得税	282,137	4	299,456	4	335,627	4	374,486	4	398,212	4
道府県たばこ消費税	228,827	3	261,089	3	277,680	3	282,203	3	305,399	3
娯楽施設利用税	74,402	1	81,697	1	89,816	1	96,464	1	104,886	1
料理飲食等消費税	397,632	5	424,033	5	439,940	5	427,773	5	448,773	5
自動車税	780,615	11	814,678	10	844,560	10	867,046	10	1,014,364	11
鉱 区 税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0	5,111	0	8,661	0	11,575	0	14,700	0
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	4	282,971	4	293,215	4	317,336	4	330,806	3
軽油引取税	447,047	6	459,483	6	465,384	6	500,837	6	528,780	6
入 猟 税	2,536	0	2,387	0	2,203	0	2,198	0	2,070	0
計	7,390,272	100	7,908,117	100	8,332,920	100	8,675,783	100	9,503,145	100
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49	4,757,452	51	5,184,651	50	5,593,497	50	6,012,801	50
個人均等割	52,936	1	55,033	1	56,492	1	57,695	1	56,501	0
所得割	2,837,147	33	3,258,730	35	3,612,301	35	3,964,997	35	4,047,309	34
法人均等割	37,852	0	40,260	0	42,012	0	77,647	1	181,969	2
法人税割	1,259,136	15	1,403,429	15	1,473,846	14	1,493,158	13	1,727,022	14
固定資産税	2,784,082	33	2,982,085	32	3,320,395	32	3,668,053	33	3,941,716	33
土地	1,191,484	14	1,220,582	13	1,372,254	13	1,530,870	14	1,606,295	14
家屋	994,187	12	1,105,063	12	1,230,947	12	1,354,907	12	1,485,354	12
償却資産	498,391	6	549,029	6	601,536	6	658,285	6	714,156	6
純固定資産税小計	2,684,062	32	2,874,674	31	3,204,737	31	3,544,062	32	3,805,805	32
交付金	25,082	0	26,827	0	30,087	0	32,692	0	34,665	0
納付金	74,938	1	80,585	1	85,571	1	91,299	1	101,246	1
軽自動車税	43,224	1	44,541	0	48,224	1	52,624	1	65,271	1
市町村たばこ消費税	402,018	5	458,785	5	487,785	5	495,838	4	536,575	4
電気税	372,231	4	410,411	4	422,441	4	457,569	4	489,383	4
ガス税	14,154	0	13,030	0	10,962	0	11,789	0	12,780	0
鉱産税	4,512	0	4,212	0	4,544	0	4,556	0	4,698	0
木材引取税	3,247	0	2,901	0	2,793	0	2,578	0	2,304	0
特別土地保有税	64,762	1	64,991	1	61,163	1	60,260	1	58,494	1
法定外普通税	7,254	0	7,769	0	7,964	0	8,540	0	9,360	0
旧法による税	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7	495,211	7	554,396	7	616,356	7	655,370	7
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100	9,417,381	100	10,295,725	100	11,165,520	100	11,990,795	100
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	29	3,093,448	29	3,448,532	29	4,020,859	29	道 府 県 民 税
26,634	0	27,371	0	27,784	0	28,435	0	個 人 均 等 割
2,073,605	20	2,228,715	21	2,409,502	20	2,477,100	18	所 得 割
54,399	1	55,732	1	57,985	1	61,522	0	法 人 均 等 割
796,618	8	781,630	7	953,261	8	1,100,125	8	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	3	利 子 割
3,937,043	39	3,936,037	37	4,726,382	39	5,779,715	42	事 業 税
129,797	1	137,971	1	152,034	1	179,244	1	(個 人 分)
3,807,246	38	3,798,066	36	4,574,348	38	5,600,471	41	(法 人 分)
434,597	4	483,743	5	545,024	5	569,362	4	不 動 産 取 得 税
312,987	3	356,004	3	355,829	3	359,933	3	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1	115,382	1	124,893	1	133,495	1	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	5	511,317	5	557,750	5	608,442	4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10	1,072,547	10	1,105,384	9	1,158,741	8	自 動 車 税
892		855		758		719		鉱 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0	16,628	0	23,055	0	20,880	0	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3	377,096	4	439,420	4	508,685	4	自 動 車 取 得 税
555,760	6	588,367	6	634,811	5	691,827	5	軽 油 引 取 税
1,967	0	1,852	0	1,785	0	1,732	0	入 猟 税
10,203,981	100	10,576,392	100	11,986,360	100	13,877,520	100	計
								市 町 村 税
6,645,401	51	7,015,739	50	7,843,195	52	8,514,328	52	市 町 村 民 税
74,944	0	77,354	0	78,927	1	80,819	0	個 人 均 等 割
4,427,855	34	4,786,551	34	5,201,976	34	5,451,849	33	所 得 割
226,473	2	235,759	2	242,579	2	256,741	2	法 人 均 等 割
1,916,129	15	1,916,075	14	2,319,713	15	2,724,919	17	法 人 税 割
4,315,206	33	4,729,254	34	4,996,135	33	5,297,530	33	固 定 資 産 税
1,789,771	14	1,971,257	14	2,034,961	13	2,183,672	14	土 地
1,602,858	12	1,757,075	12	1,907,246	13	1,994,763	12	家 屋
782,110	6	922,197	7	972,732	7	1,035,611	6	償 却 資 産
4,174,739	32	4,650,529	33	4,914,939	33	5,214,046	32	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0	39,030	0	41,365	0	42,840	1	交 付 金
103,687	1	39,695	1	39,831	0	40,644	0	納 付 金
69,844	1	74,028	1	77,813	1	81,466	1	軽 自 動 車 税
551,470	4	629,005	5	629,952	4	636,734	4	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	4	486,866	3	483,653	3	489,652	3	電 気 税
12,608	0	11,284	0	9,363	0	8,983	0	ガ ス 税
4,598	0	4,076	0	3,397	0	3,100	0	鉱 産 税
2,089	0	1,875	0	1,851	0	1,756	0	木 材 引 取 税
55,198	0	65,582	0	74,282	0	77,808	0	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0	11,076	0	12,976	0	13,332	0	法 定 外 普 通 税
0	0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7	791,002	7	828,762	7	844,335	7	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100	14,051,841	100	15,217,626	100	16,239,404	100	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	30	5,088,713	33	5,312,281	33	4,912,415	33	4,799,720	35
個人均等割	28,778	0	29,172	0	30,269	0	30,676	0	31,293	0
所得割	2,286,545	16	2,428,447	16	2,711,412	17	2,919,205	20	2,852,930	21
法人均等割	65,125	1	70,076	1	74,251	1	77,526	0	79,407	1
法人税割	1,081,372	7	937,300	6	865,031	5	741,102	5	682,756	5
利子割	875,116	6	1,623,718	10	1,631,318	10	1,143,906	8	1,153,334	8
事業税	6,547,997	44	6,541,307	42	6,752,859	42	5,693,658	38	4,823,888	35
（個人分）	211,118	1	248,700	2	276,510	2	286,151	2	255,931	2
（法人分）	6,336,879	43	6,292,607	40	6,476,349	40	5,407,507	36	4,567,957	33
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4	596,190	4	604,373	4	669,506	5	613,964	4
道府県たばこ税	317,508	2	360,547	2	365,382	2	366,384	2	371,282	3
ゴルフ場利用税	76,273	1	90,398	1	97,554	1	103,485	1	101,074	1
特別地方消費税	149,373	1	194,521	1	173,396	1	151,855	1	143,677	1
自動車税	1,196,259	8	1,276,176	8	1,342,868	8	1,412,277	10	1,466,725	10
鉱区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1	21,512	0	19,551	0	17,976	0	21,429	0
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	4	613,065	4	623,944	4	582,373	4	542,021	4
軽油引取税	766,341	5	833,542	5	871,657	5	901,062	6	980,860	7
入猟税	1,668	0	1,630	0	1,601	0	1,552	0	1,504	0
計	14,754,130	100	15,646,324	100	16,183,541	100	14,833,048	100	13,877,876	100
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54	9,672,418	54	10,092,653	53	10,179,092	52	9,702,381	49
個人均等割	81,363	0	82,823	0	85,264	0	87,113	1	89,153	0
所得割	5,841,764	34	6,391,632	36	6,797,603	36	7,352,258	37	7,242,398	37
法人均等割	268,529	2	285,143	2	301,018	2	310,142	2	317,306	2
法人税割	3,083,379	18	2,912,820	16	2,908,768	15	2,429,579	12	2,053,524	10
固定資産税	5,687,661	33	6,022,454	34	6,563,874	35	7,178,652	36	7,580,690	38
土地	2,320,870	13	2,370,985	14	2,602,823	14	2,863,943	14	2,976,732	15
家屋	2,170,764	13	2,350,328	13	2,529,258	14	2,738,827	14	2,952,917	15
償却資産	1,151,735	7	1,253,245	7	1,382,321	7	1,519,338	8	1,592,085	8
純固定資産税小計	5,643,369	33	5,974,558	34	6,514,402	35	7,122,108	36	7,521,734	38
交付金	44,292	0	47,896	0	49,472	0	56,544	0	58,956	0
軽自動車税	84,899	1	88,113	0	92,466	1	95,864	1	98,652	1
市町村たばこ税	564,965	3	635,831	4	645,305	3	648,067	3	656,732	3
鉱産税	2,939	0	2,677	0	2,691	0	2,496	0	2,383	0
特別土地保有税	96,168	1	118,407	1	134,354	1	163,456	1	147,215	1
法定外普通税	13,296	0	15,103	0	16,318	0	15,838	0	4,181	0
旧法による税	129,851	1	23	0	19	0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7	942,317	7	1,012,450	7	1,109,676	7	1,169,826	8
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100	17,804,049	100	18,889,204	100	19,735,264	100	19,713,447	100
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
4,440,498	33	4,460,352	32	4,140,438	29	4,209,060	27	3,651,605	24	道府県税
31,609	0	32,331	0	45,589	0	46,904	0	47,387	0	道府県民税
2,435,454	18	2,630,606	19	2,563,889	18	2,760,580	18	2,386,699	16	個人均等割
108,338	1	120,442	1	124,423	1	126,519	1	126,822	1	所得割
641,247	5	685,049	5	868,637	6	827,328	5	730,764	5	法人均等割
1,223,850	9	991,924	7	537,900	4	447,729	3	359,933	2	法人税割
4,449,398	33	4,485,616	32	5,339,580	37	5,100,342	34	4,482,464	29	利子割
246,508	2	250,446	2	255,567	2	270,865	2	271,130	2	事業税
4,202,890	31	4,235,170	30	5,084,013	35	4,829,477	32	4,211,334	27	(個人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	6	2,550,425	17	(法人分)
—	—	—	—	—	—	566,971	4	2,200,602	15	地方消費税
—	—	—	—	—	—	240,002	2	349,823	2	譲渡割
661,112	5	787,602	6	807,315	5	731,058	5	634,762	4	貨物割
374,154	3	378,292	3	379,967	3	247,666	2	231,312	2	不動産取得税
98,926	1	97,674	1	98,701	1	98,012	1	92,283	1	道府県たばこ税
136,434	1	132,951	1	131,015	1	124,529	1	112,517	1	ゴルフ場利用税
1,525,167	11	1,587,312	11	1,649,465	11	1,704,572	11	1,736,856	11	特別地方消費税
613		594		580		537		492		自動車税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		鉱区税
23,903	0	21,256	0	21,980	0	20,467	0	20,211	0	狩猟者登録税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		法定外普通税
679		515		398		207		110		道府県固定資産税
579,657	4	611,213	4	656,321	4	562,131	4	497,308	3	旧法による税
1,300,421	9	1,332,173	10	1,355,331	9	1,330,669	9	1,284,124	8	自動車取得税
1,479	0	1,419	0	1,381	0	1,358	0	1,295	0	軽油引取税
13,607,940	100	13,908,956	100	14,591,531	100	14,947,840	100	15,319,452	100	入猟税
										計
										市町村税
8,499,913	45	8,806,143	45	9,097,968	45	9,704,190	46	8,815,753	43	市町村民税
89,496	0	91,541	0	114,288	1	117,114	1	117,376	1	個人均等割
6,200,032	33	6,440,856	33	6,293,220	31	7,055,180	33	6,406,904	31	所得割
346,891	2	362,176	2	375,017	2	378,124	2	380,073	2	法人均等割
1,863,494	10	1,911,570	10	2,315,443	11	2,153,772	10	1,911,400	9	法人税割
7,980,212	42	8,429,521	43	8,812,318	43	8,822,014	41	9,095,248	44	固定資産税
3,262,743	17	3,489,239	18	3,642,990	18	3,705,233	17	3,754,319	18	土地
3,028,776	16	3,221,754	16	3,433,043	17	3,324,224	16	3,511,245	17	家屋
1,626,236	9	1,651,721	8	1,666,048	8	1,723,012	8	1,754,233	9	償却資産
7,917,755	42	8,362,714	42	8,742,081	43	8,752,469	41	9,019,797	44	純固定資産税小計
62,457	0	66,807	1	70,237	0	69,545	0	75,451	0	交付金
101,859	1	105,471	0	109,451	1	113,132	1	115,888	0	軽自動車税
661,767	3	669,078	3	672,293	3	799,004	4	813,561	4	市町村たばこ税
2,272	0	2,205	0	2,156	0	1,855	0	1,671	0	鉱産税
124,506	1	120,759	1	104,984	0	94,081	0	61,866	0	特別土地保有税
1,185	0	602	0	589	0	575	0	546	0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入湯税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8	1,304,476	8	1,369,145	8	1,325,671	8	1,352,233	9	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100	19,766,021	100	20,502,204	100	21,207,670	100	20,602,731	100	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8
鉱区税	478		474		467		441	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459	
旧法による税	88		49		76		48	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0
市町村税								
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2
鉱産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5
水利地益税	158		156		136		95	
共同施設税	—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—

(単位 百万円)

平成15年度		平成16年度		平成17年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%	道 府 県 税
3,273,427	23.9	3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	道 府 県 民 税
46,433	0.3	46,843	0.3	53,595	0.4	個 人 均 等 割
2,182,210	15.9	2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	所 得 割
138,461	1.0	141,032	1.0	143,455	0.9	法 人 均 等 割
640,524	4.7	722,152	5.0	822,655	5.4	法 人 税 割
263,336	1.9	273,552	1.9	177,356	1.2	利 子 割
2,454	0.0	43,729	0.3	78,552	0.5	配 当 割
9	0.0	45,795	0.3	109,068	0.7	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,845,825	28.1	4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	事 業 税
216,531	1.6	215,565	1.5	215,817	1.4	(個 人 分)
3,629,295	26.5	4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	(法 人 分)
2,393,582	17.5	2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	地 方 消 費 税
1,993,244	14.6	2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	譲 渡 割
400,338	2.9	460,483	3.2	504,555	3.3	貨 物 割
480,500	3.5	456,402	3.2	476,669	3.1	不 動 産 取 得 税
277,815	2.0	282,555	2.0	275,163	1.8	道 府 県 た ば こ 税
69,076	0.5	63,837	0.4	62,032	0.4	ゴ ル フ 場 利 用 税
228	0.0	118	0.0	75	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,746,275	12.8	1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	自 動 車 税
418		409		407		鉦 区 税
1,587		—		—		狩 猟 者 登 録 税
35,076	0.4	45,101	0.4	45,262	0.4	法 定 外 普 通 税
15,488		16,494		16,426		道 府 県 固 定 資 産 税
46		22		15		旧 法 に よ る 税
447,269	3.3	450,883	3.1	452,839	3.0	自 動 車 取 得 税
1,102,487	8.1	1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	軽 油 引 取 税
1,154	0.0	—	—	—	—	入 猟 税
—	—	2,583	0.0	2,529	0.0	狩 猟 税
2,891	0.0	4,185	0.0	6,037	0.0	法 定 外 目 的 税
13,693,144	100.0	14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	計
						市 町 村 税
7,636,615	40.3	7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	市 町 村 民 税
116,627	0.6	137,468	0.7	152,561	0.8	個 人 均 等 割
5,519,171	29.1	5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	所 得 割
390,927	2.1	397,030	2.1	403,024	2.1	法 人 均 等 割
1,609,890	8.5	1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	法 人 税 割
8,766,857	46.2	8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	固 定 資 産 税
3,553,872	18.7	3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	土 地
3,475,829	18.3	3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	家 屋
1,648,933	8.7	1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	償 却 資 産
8,678,635	45.7	8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	純 固 定 資 産 税 小 計
88,222	0.5	88,658	0.5	96,257	0.5	交 付 金
—	—	9,643	0.1	11,113	0.1	納 付 金
140,523	0.7	145,857	0.8	151,460	0.8	軽 自 動 車 税
853,752	4.5	868,038	4.6	845,291	4.3	市 町 村 た ば こ 税
1,430	0.0	1,420	0.0	1,566	0.0	鉦 産 税
9,123	0.0	7,462	0.0	4,274	0.0	特 別 土 地 保 有 税
610	0.0	983	0.0	1,359	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
25,209		24,195		24,366		入 湯 税
298,607		291,603		297,020		事 業 所 税
1,239,211	8.2	1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	都 市 計 画 税
95		94		53		水 利 地 益 税
—		—		—		共 同 施 設 税
551	0.0	1,354	0.0	1,435	0.0	法 定 外 目 的 税
18,972,584	100.0	19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	計
32,665,727	—	33,538,805	—	34,804,409	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度	
	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117
個人均等割	150	109	881	125	108	108	119	102	542	160	828	139	907	101
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	186	186
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107
鉱区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99
狩猟者登録税	—	—	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98
法定外税及び旧法による税	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127
自動車取得税	—	—	—	—	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109
入猟税	—	—	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106
市町村税														
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	—	—
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113
電気税	—	—	—	—	—	—	—	101	148	105	—	—	—	—
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	80	153	99	—	—	—	—
鉱産税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	—	—
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	96	60	99	51	94	110	123
法定外税及び旧法による税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11
入湯税	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107
事業所税	—	—	—	—	—	—	—	—	173	123	246	105	359	109
都市計画税	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104
水利地益税	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77
共同施設税	84	100	137	100	16	100	—	—	—	—	—	—	—	—
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度及び平成17年度の納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成7年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		区 分	
指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比		
18,826	100	15,241	99	18,995	125	18,498	97	14,574	79	13,817	95	14,345	104	15,133	105	道府県税	
1,006	102	1,474	100	1,460	99	1,455	100	1,450	100	1,444	100	1,457	101	1,667	114	道府県民税	
1,335	108	1,226	101	1,187	97	1,178	99	1,155	98	1,107	96	1,078	97	1,116	104	個人均等割	
17,896	111	18,972	101	19,548	103	19,888	102	20,274	102	20,574	101	20,956	102	21,316	102	所得割	
548	107	509	87	554	109	562	101	472	84	512	108	577	113	658	114	法人均等割	
113	81	44	107	147	334	134	91	46	34	30	65	31	103	20	65	法人税割	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	皆増	100	1667	180	180	利子割	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	皆増	100	皆増	238	238	配当割	
5,567	101	4,881	88	5,139	105	5,372	105	4,561	85	4,773	105	5,385	113	6,099	113	株式等譲渡所得割	
1,241	102	1,135	85	1,105	97	1,122	102	1,102	98	1,073	97	1,068	100	1,069	100	事業税	
7,013	101	6,133	88	6,488	106	6,792	105	5,717	84	6,010	105	6,828	114	7,780	114	(個人分)	
-	-	100	97	99	102	97	98	95	98	94	99	102	109	100	98	(法人分)	
-	-	97	97	98	101	95	97	92	97	91	99	98	108	93	95	地方消費税	
-	-	96	96	103	107	113	110	113	100	114	101	132	116	144	109	譲渡割	
15,100	119	11,111	91	10,865	98	10,304	95	10,046	97	9,212	92	8,750	95	9,139	104	貨物割	
3,942	101	2,881	119	2,934	102	2,884	98	2,819	98	2,895	103	2,945	102	2,867	97	不動産取得税	
6,609	99	5,925	95	5,510	93	5,339	97	5,033	94	4,674	93	4,319	92	4,197	97	道府県たばこ税	
880	97	688	92	77	11	7	9	3	43	2	67	1	50	0	0	ゴルフ場利用税	
20,215	104	22,306	101	22,471	101	22,559	100	22,589	100	22,240	98	21,817	98	22,322	102	特別地方消費税	
125	97	101	97	100	99	99	99	93	94	88	95	86	98	86	100	自動車税	
593	96	519	98	511	98	490	96	477	97	465	97	-	-	-	-	自転車税	
3,747	89	3,569	102	4,024	113	4,863	121	4,079	84	6,543	160	8,487	130	8,832	104	狩猟者登録税	
462	74	629	62	518	82	365	70	439	120	719	164	765	106	762	100	法定外税及び旧法による税	
857	105	650	93	651	100	630	97	587	93	627	107	632	101	635	100	道府県固定資産税	
23,116	102	21,909	98	20,954	96	20,657	99	19,998	97	19,130	96	19,086	100	18,843	99	自動車取得税	
475	96	420	97	415	99	401	97	393	98	386	98	-	-	-	-	軽油引取税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	94	395	98	入猟税	
9,458	102	9,919	95	10,598	107	10,561	100	9,386	89	9,311	99	9,851	106	10,354	105	狩猟計	
11,907	104	11,308	95	11,116	98	11,067	100	10,507	95	10,326	98	10,369	100	11,028	106	市町村税	
1,190	102	1,537	101	1,525	99	1,523	100	1,523	100	1,516	100	1,787	118	1,983	111	市町村民税	
12,923	104	12,408	97	11,892	96	11,796	99	11,582	98	11,074	96	10,692	97	11,127	104	個人均等割	
39,539	104	41,750	101	42,973	103	43,019	100	42,216	98	42,678	101	43,344	102	43,998	102	所得割	
12,327	103	10,819	88	11,495	106	11,571	101	9,638	83	10,382	108	11,641	112	13,246	114	法人均等割	
7,635	106	8,445	103	8,189	97	8,291	101	8,293	100	7,941	96	7,976	100	8,027	101	法人税割	
8,057	107	8,772	101	8,652	99	8,606	99	8,349	97	8,207	98	8,046	98	7,865	98	固定資産税	
6,934	106	7,922	105	7,465	94	7,792	104	8,090	104	7,481	92	7,798	104	8,103	104	土地	
8,005	102	8,551	101	8,431	99	8,326	99	8,211	99	7,992	97	7,756	97	7,676	99	家屋	
6,381	107	7,614	106	8,191	108	8,415	103	8,271	98	8,426	102	8,468	100	9,194	109	償却資産	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	皆増	115	115	交付金	
5,165	104	5,853	103	6,119	105	6,374	104	6,622	104	6,882	104	7,143	104	7,417	104	納付金	
3,480	101	4,510	107	4,500	100	4,426	98	4,324	98	4,441	103	4,515	102	4,397	97	軽自動車税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村たばこ税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)
127	97	93	96	90	97	87	97	80	92	83	104	82	99	90	110	ガス税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉱産税
112	97	44	77	39	89	33	85	24	73	8	33	7	88	4	57	木材引取税	
65	51	57	97	51	90	66	129	70	106	125	179	251	201	300	120	特別土地保有税	
5,949	104	6,610	102	6,680	101	6,876	103	7,085	103	7,203	102	6,913	96	6,962	101	法定外税及び旧法による税	
383	98	399	99	404	101	397	98	405	102	373	92	364	98	371	102	入湯税	
41,425	106	43,656	102	41,854	96	41,923	100	41,441	99	39,353	95	39,255	100	39,156	100	事業所税	
58	100	50	100	49	98	43	87	30	70	30	100	30	100	17	58	都市計画税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水利地益税
8,431	104	8,719	99	8,515	98	8,539	100	8,350	98	8,093	97	8,127	100	8,351	103	共同施設税	
8,827	103	9,181	98	9,318	101	9,318	100	8,749	94	8,563	98	8,792	103	9,123	104	計	
																	地方税

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止され、平成16年度において日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設された。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

区 分			年 度					
			昭和35年度	40	45	50	55	60
均 所	等 割	割 割	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人
			13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村民税に係る納税義務者数である。
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に務者数は、昭和50年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成

(2) 個人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人
	所得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	4,838	6,716	5,930	2,023	1,728	1,683
	所得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	83,549	109,529	166,452	72,232	116,766	163,550
	所得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
普 法 通 人	分 割 法 人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人
	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714
特 公 人 清 特	別 法 人	19,816	43,775	48,534	55,356	61,581	64,283
	益 法 人 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764
	格 な き 社 団 等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887
	算 法 人 信 託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884
課 取 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93	103	113	115	119	118
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264
	計	184	243	267	324	362	382
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税義務者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
法 人 均 等 割	法 人 税 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人
	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708
	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。

平成2年度	7	12	13	14	15	16	17	18
41,047,866人 45,691,945	45,441,915人 51,050,417	46,570,162人 51,634,930	46,496,438人 51,262,073	46,422,617人 50,811,474	46,082,712人 49,974,592	46,122,853人 49,956,768	55,400,971人 51,361,677	59,191,562人 55,037,980

度において、条例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
 対する均等割の非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義
 11年度以降の所得割の納税義務者数は、定率による税額控除後に納税義務のある者の数である。

平成2年度	7	12	13	14	15	16	17
1,464,048人 13,187 1,477,235	1,319,743人 11,115 1,330,858	1,030,237人 32,695 1,062,932	1,042,856人 31,360 1,074,216	994,482人 31,330 1,025,812	933,412人 30,576 963,988	918,039人 28,712 946,751	909,915人 21,033 930,948
2,119 26 2,145	1,601 59 1,660	1,355 81 1,436	1,258 133 1,391	1,306 40 1,346	1,167 25 1,192	882 27 909	1,021 34 1,055
227,493 2,377 229,870	218,623 2,429 221,052	194,654 6,450 201,104	194,955 6,571 201,526	192,613 6,763 199,376	187,596 6,018 193,614	181,805 5,795 187,600	181,613 4,406 186,019
1,709,250	1,553,570	1,265,472	1,277,133	1,226,534	1,158,794	1,135,260	1,118,022

平成2年度	7	12	13	14	15	16	17
102,099人 2,002,180 2,104,279	114,527人 2,298,605 2,413,132	122,128人 2,354,731 2,476,859	123,030人 2,361,121 2,484,151	123,188人 2,363,012 2,486,200	124,062人 2,354,706 2,478,768	126,137人 2,368,176 2,494,313	126,662人 2,381,754 2,508,416
69,397 24,730 4,384 11,553	77,022 28,114 5,565 18,003	87,289 31,792 7,158 30,692	87,401 33,024 7,724 29,191 117	88,104 34,510 10,031 32,226 242	88,782 36,474 10,797 33,178 413	88,596 39,209 11,756 33,253 402	89,462 43,080 12,151 34,111 416
116 282 398	116 269 385	149 950 1,099	151 1,181 1,332	147 1,253 1,400	148 1,401 1,549	149 1,333 1,482	143 1,221 1,364
2,214,741	2,542,221	2,634,889	2,642,940	2,652,713	2,649,961	2,669,011	2,689,000

平成2年度	7	12	13	14	15	16	17	18
2,810,888人 2,737,275 38,154,255	3,339,390人 3,238,327 39,469,959	3,563,841人 3,412,841 43,096,333	3,575,376人 3,428,479 43,850,569	3,596,031人 3,434,660 44,364,075	3,569,354人 3,475,513 44,578,645	3,621,529人 3,479,444 45,384,493	3,670,576人 3,508,610 45,551,292	3,687,871人 3,531,117 45,691,272

13 平成18年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標 準 税 率 未 満	標 準 税 率	超 過 税 率	合 計	ほ か 不 均 一 課 税 団 体
市 町 村 数	—	1,843	—	1,843	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成18. 4. 1現在)による。
2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標 準 税 率 未 満	標 準 税 率	超 過 税 率	合 計	ほ か 不 均 一 課 税 団 体
市 町 村 数	—	1,843	—	1,843	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) (1)の(注)に同じ。

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課 税 団 体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小 計		
人口50万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	20
人口5万以上 50万未満の市	101	1	8	6	170	185	286	222
人口5万未満の市	75	5	3	6	123	137	212	31
町 村	622	15	27	28	317	387	1,009	34
合 計	800	21	38	40	614	713	1,513	307
構 成 比	52.9%	1.4%	2.5%	2.6%	40.6%	47.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。
2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課 税 団 体
			3,000,100円~ 3,299,900円	3,300,000円~ 3,479,900円	3,480,000円~ 3,599,900円	3,600,000円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。
2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第312条第1項第6号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	112	113	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,412	—	4	1	367	372	1,784	36
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第312条第1項第7号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	4	4	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	1	—	109	110	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,415	—	4	1	364	369	1,784	36
構 成 比	—	79.3%	—	0.2%	0.1%	20.4%	20.7%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第312条第1項第8号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	3	3	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	2	—	108	110	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,416	—	5	1	362	368	1,784	36
構 成 比	—	79.4%	—	0.2%	0.1%	20.3%	20.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第312条第1項第9号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	3	3	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	374	—	1	—	104	105	479	29
人口5万未満の市	—	176	—	1	—	61	62	238	6
町 村	—	849	—	2	1	190	193	1,042	—
合 計	—	1,421	—	4	1	358	363	1,784	36
構 成 比	—	79.7%	—	0.2%	0.1%	20.0%	20.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過税率			計		うち 不均一 課税団体
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	-	-	%	$\frac{1.4}{100}$	27	100.0	-	-	%	27	100.0	13
人口5万以上 50万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	471	92.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	37	7.3	508	100.0	175
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	-	-			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	-	-			
							小 計	37	7.3			
人口5万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	197	80.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	44	18.1	244	100.0	90
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	-	-			
							小 計	47	19.3			
町 村	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	972	93.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	55	5.3	1,042	100.0	211
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.4			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	-	-			
							小 計	70	6.7			
合 計	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	1,667	91.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	136	7.5	1,821	100.0	489
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	-	-			
							計	154	8.5			

(注) (1)の(注)に同じ。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和51年度 決算		昭和52年度 決算		昭和53年度 決算		昭和54年度 決算		昭和55年度 決算		昭和56年度 決算		昭和57年度 決算	
	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税 法人税割 事業税 法人 自動車税 合計	該 当 な し	1	(-)	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873
		1	11,335 (該当なし)	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568
		-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369

税目	昭和58年度 決算	昭和59年度 決算		昭和60年度 決算		昭和61年度 決算		昭和62年度 決算		昭和63年度 決算		平成元年度 決算		平成2年度 決算		平成3年度 決算		平成4年度 決算		
	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税 法人税割 事業税 法人 自動車税 合計	45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328
	7	148,499	7	168,770	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	7	172,714	7	142,982
	-	243,793	-	280,596	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-	294,320	-	243,310

税目	平成5年度 決算	平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		
	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税 法人均等割 法人税割 事業税 法人 自動車税 合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	
	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805

税目	平成15年度 決算	平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算見込		
	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	
道府県民税 個人均等割 法人均等割 法人税割 事業税 法人 自動車税 合計	1	115	2	459	8	1,895	16	7,132
	2	5,154	3	5,327	9	5,679	17	6,162
	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	129,015
	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	126,782
	1	-	1	53	1	27	1	13
	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	269,104

- (注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-)は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13~15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

(単位 百万円)

税目	昭和40年 度決算	昭和45年 度決算	昭和50年 度決算	昭和55年 度決算	昭和60年 度決算	平成2年 度決算	平成7年 度決算	平成9年 度決算	平成10年 度決算	平成11年 度決算	平成12年 度決算	平成13年 度決算	平成14年 度決算	平成15年 度決算	平成16年 度決算	平成17年 度決算	平成18年 度決算見込
市町村民税 個人均等割 法人均等割 所得割 法人税割 固定資産税 土地 家屋 償却資産 軽自動車税 鉱産税 入湯税 合計	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	282,903	253,361	223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	327,832
	387	273	189	139	131	127	127	35	24	26	22	20	19	20	-	-	-
	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,709	14,290	14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,560
	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	268,159	239,047	209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	313,272
	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	39,969	41,068	42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	40,408
	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,092	12,337	12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	13,372
	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	16,763	17,571	18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	16,864
	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,114	11,160	11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	10,172
	54	67	77	187	290	324	383	411	436	439	443	457	468	483	501	528	548
	48	96	144	217	190	88	51	37	32	11	11	13	5	9	9	9	
	4	141	35	24	61	30	30	27	28	24	22	24	26	25	21	24	24
	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	323,347	294,925	266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	368,821

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

(単位 百万円)

税目	昭和40年 度決算	昭和45年 度決算	昭和50年 度決算	昭和55年 度決算	昭和60年 度決算	平成2年 度決算	平成7年 度決算	平成9年 度決算	平成10年 度決算	平成11年 度決算	平成12年 度決算	平成13年 度決算	平成14年 度決算	平成15年 度決算	平成16年 度決算	平成17年 度決算	平成18年 度決算見込
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	539,952	482,364	429,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	637,925

15 平成18年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成19年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 973
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額(福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 5,526
福島県						従価割:100分の10 重量割:6,000円/kg	S52.11.10施行 3,174
愛媛県						100分の10	S54.1.16施行 975
佐賀県						100分の10	S54.4.1施行 2,151
島根県						100分の10 (平成17年度及び平成18年度は100分の12)	S55.4.1施行 432
静岡県						100分の10	S55.4.1施行 1,868
鹿児島県						100分の10	S58.6.1施行 681
宮城県						100分の10	S58.6.21施行 611
新潟県						100分の12	S59.11.15施行 2,134
北海道						100分の10	S63.9.1施行 304
石川県						100分の10	H4.10.8施行 0
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管	①原子炉に挿入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量 ⑤放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の10 ②35,400円/kg ③938,000円/本 ④62,400円/m ³ ⑤3,000円/m ³	S53.10.18施行 1,963

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の貯蔵 ⑤廃棄物の埋設 ⑥廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑥ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③・④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者 ⑥廃棄物管理事業者	申告納付	① 16,500円/kg ②核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12) ③ 19,400円/kg ④ 1,300円/kg ⑤ 23,700円/m ² ⑥728,700円/本	H3.9.28施行 14,496
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 9,976

(注) 新設の法定外税のうち平成17年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成19年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ 40円	S43.12.1施行 19
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した砂利 1 m ³ 30円 その他 1 m ³ 15円	S47.6.1施行 17
神奈川県 山北町		岩石及び砂利の採取				岩石 1 m ³ 10円 砂利 1 m ³ 15円	S57.4.1施行 9
静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m ² 年650円	S51.4.1施行 555
福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 52
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	230,000円/体	H15.11.1施行 249
東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(床面積29m ² 未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 458

(注) 新設の法定外税のうち平成17年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(3) 道府県法定外目的税

平成19年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1 施行 90
滋賀県						1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免除	H16.1.1 施行 56
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1 施行 903
広島県	産業廃棄物理立税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H15.4.1 施行 935
鳥取県	産業廃棄物処分場税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税			H15.4.1 施行 8
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税			特別徴収 ※自社処分は申告納付
岩手県		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		H16.1.1 施行 88			
秋田県					1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1 施行 352	

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)				
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16. 4. 1 施行 1 8 3				
山口県							最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	H16. 4. 1 施行 2 4 3		
新潟県							最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	H16. 4. 1 施行 2 4 9		
京都府									H17. 4. 1 施行 6 5		
宮城県									H17. 4. 1 施行 2 9 2		
島根県	産業廃棄物減量税									1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H17. 4. 1 施行 9 5
熊本県	産業廃棄物税									1,000円/トン	H17. 4. 1 施行 1 4 3
福島県										1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18. 4. 1 施行 平年度見込額 5 3 5
愛知県										1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18. 4. 1 施行 平年度見込額 1, 3 7 1
沖縄県										1,000円/トン	H18. 4. 1 施行 平年度見込額 1 1 2
北海道	循環資源利用促進税									1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10. 1 施行 平年度見込額 1, 0 7 5
山形県	産業廃棄物税									1,000円/トン	H18.10. 1 施行 平年度見込額 2 3 6
愛媛県	資源循環促進税									1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19. 4. 1 施行 予定 平年度見込額 2 6 4

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17. 4. 1 施行 3 0 3
佐賀県							H17. 4. 1 施行 9 1
長崎県							H17. 4. 1 施行 1 4 6
大分県							H17. 4. 1 施行 2 1 1
鹿児島県							H17. 4. 1 施行 9 8
宮崎県							H17. 4. 1 施行 2 0 5
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料が10千円以上 15千円未満：100円 15千円以上：200円	H14.10.1 施行 1, 1 9 3
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15. 4. 1 施行 2 2

(注) 新設の法定外税のうち平成17年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(4) 市町村法定外目的税

平成19年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 17年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町 (注2)	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 20
岐阜県 多治見市	一般廃棄物埋立税	多治見市外から持ち込まれる一般廃棄物の埋立処分	多治見市内の一般廃棄物処理施設に埋立を目的として市外から持ち込まれる一般廃棄物の重量	多治見市内にある一般廃棄物処理施設の設置者(多治見市を除く。)	申告納付	前年度の埋立量が10万トン以下：500円/トン 10万トン超：750円/トン	H14.4.1施行 41
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年間は500円/トン	H15.10.1施行 887
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 483
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4

(注1) 新設の法定外税のうち平成17年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(注2) 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

16 平成17年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区 分	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金 額 A	金 額 B	$\frac{B}{A}$	金 額 C	$\frac{C}{A}$	金 額 D	$\frac{D}{A}$	金 額 E	$\frac{E}{A}$	金 額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	806,611	261,123	32.4	112,837	14.0	141,581	17.6	62,251	7.7	228,819	28.3
仙台	403,421	167,652	41.6	33,729	8.4	51,653	12.8	49,068	12.2	101,319	25.0
さいたま	379,731	194,690	51.3	4,955	1.3	49,057	12.9	44,027	11.6	87,002	22.9
千葉	360,567	163,575	45.4	4,324	1.2	45,740	12.7	57,857	16.0	89,071	24.7
横浜	1,363,001	667,700	49.0	32,587	2.4	178,067	13.1	135,946	10.0	348,701	25.5
川崎	513,109	262,779	51.2	633	0.1	71,398	13.9	55,339	10.8	122,960	24.0
静岡	249,281	118,434	47.5	16,914	6.8	35,047	14.1	27,559	11.1	51,327	20.5
名古屋	964,400	473,473	49.1	4,421	0.5	115,188	11.9	97,680	10.1	273,638	28.4
京都	681,058	242,059	35.5	95,803	14.1	112,031	16.4	73,584	10.8	157,581	23.2
大阪	1,666,375	628,573	37.7	60,716	3.6	300,384	18.0	186,997	11.2	489,705	29.5
神戸	1,129,083	256,829	22.7	121,155	10.7	124,441	11.0	59,255	5.2	567,403	50.4
広島	513,317	196,210	38.2	47,795	9.3	92,666	18.1	48,250	9.4	128,396	25.0
北九州	526,149	158,407	30.1	74,255	14.1	79,554	15.1	65,056	12.4	148,877	28.3
福岡	713,126	250,463	35.1	51,999	7.3	104,735	14.7	73,958	10.4	231,971	32.5
計	10,269,230	4,041,966	39.4	662,123	6.4	1,501,540	14.6	1,036,826	10.1	3,026,775	29.5

- (注) 1 普通会計における決算額である。
2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 年 均等割 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準 とする13段階の標準 税率が設けられ、昭 和37年度から適用す ることとされたが、 同年度において再び 法改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉱区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和39年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新 設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
分離課税に係る所得 割は当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡 所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年 額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (i)又は(ii)のいずれか多い金額 (i) 4% (ii) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの 譲渡に係る分は従前の税率適用）

大したものの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等（～平成15年度） ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (～平成20年度)</p> <p>(ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p> <p>(創設(平成16年1月～))</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である 場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円 を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計 額</p> <p>(イ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割1(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成20年度欄については、平成19年度改正案によるものである。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成20年12月31日) 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>

② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42	45
税率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和29年5月 13日施行、昭和 29年4月1日の 属する事業年度 から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和30年7月 1日から同年9 月30日までの間 に終了する事業 年度分にあつて は、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円 上記法人以外 の法人等 年 600円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	53	56	58
税率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円 を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万 円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法 人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億 円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億 円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1 億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 ※資本等の金額…資本の金額又は出資 金額と資本積立金額との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える 法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50 億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10 億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円

③ 利子割

年度 項目	昭和63年度	平成19年度
税率等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の 額に95%を乗じて得た額の5分 の3を市町村に交付

(注) 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		第1種業務のうち 助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び 第3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%
事業専従者 控除等				特別所得税が事業 税の第3種事業 とされた。			

年度 項目	43	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円
税率								制限税率が設け られた。 (標準税率の 1.1倍)
事業専従者 控除等	事業専従者控 除 (青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者控 除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円			事業専従者控 除 (白色) 年 165,000円	事業専従者控 除 (白色) 年 170,000円	事業専従者控 除 (白色) 年 192,500円 (49年度限り、 本則は 年200,000円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000円 (50年度限り、 本則は 年300,000円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32	34	37
税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の 道府県に 事務所等 を有する 法人で資 本金等 500万円 以上の法 人の所得 及び清算 所得 12%	普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 及び清算所得 12% ただし、3以上の 道府県に事務所等 を有する法人で資 本金等500万円以 上の法人の所得 12%	普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 及び清算所得 12% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超 及び清算所得 8% ただし、3以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 8%
その他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年150万円以下 6%</p> <p>年300万円以下 9%</p> <p>年300万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年150万円以下 6%</p> <p>年150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超700 万円以下 9%</p> <p>年700万円超 及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年 5月1日から昭和50 年4月30日までの間 に終了する法人につ いては次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年600万円超 及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。</p> <p>標準 税率 の 1.1倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超 及び清算所得 8%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 9%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 8%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超 及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超 及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超 及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 7.9%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な 減税として法附則40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72の22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16			
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
	付加価値割	0.48%	所 得 割	
	資 本 割	0.2%	年400万円以下	5%
	所 得 割		年400万円超	7.3%
	年400万円以下	3.8%	800万円以下	
	年400万円超		年800万円超	
	800万円以下	5.5%	及び清算所得	9.6%
	年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	9.6%
	及び清算所得	7.2%		
	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	7.2%	特別法人	
			所 得 割	
			年400万円以下	5%
			年400万円超	
		及び清算所得	6.6%	
		〔ただし、一定の協同組合等について〕 は 年10億円超7.9%		
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	6.6%	
		〔ただし、一定の協同組合等について〕 は 年10億円超7.9%		
		収入金額課税法人		
		収 入 割	1.3%	
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>			
そ の 他				

- (注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。
2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和26年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした	資本金が1億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2		
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和47年度	57	平成元年度	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数 ※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得に ついては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用地の 取得については税額から4 分の1に相当する額を減額 することとされた。	住宅及び住宅用土地に 係る税率等の特例措置 について、平成元年6 月30日まで3年間延長 された。

年度 項目	13	15	18
税率等	住宅及び住宅用地に 係る税率等の特例措置 について平成16年6月30 日まで3年間延長され た。	税率 4% ただし、平成15年4月1日 から平成18年3月31日 までに行われた不動産の 取得については標準税率 を3%とする特例措置が 講じられた。 宅地及び宅地比準土地 の取得が平成15年1月1 日から平成17年12月31 日までに行われた場合に おいては課税標準を価格 の2分の1とする特例措 置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に 係る税率の特例措置につ いては平成21年3月31 日まで3年間延長する。 住宅以外の家屋に係る 税率の特例措置につい ては平成18年4月1日 から平成20年3月31日 までの2年間に限り、 標準税率を3.5%とし る経過措置を講じたう えで廃止する。 宅地及び宅地比準土地 の取得に係る課税標準 の特例措置について平 成21年3月31日まで 延長する。

平成 元年度	4	6	7	8	9	10	12
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合には課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合には、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000本につ き160円を加算

年度 項目	15	18
税 率 等	平成15年7月1日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41
税 率 等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2分の1に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲 され、第3種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1人1日 400円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して6 分の1を交 付

62	63	平成元年度	9	11
従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額） 税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額） 税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税 率 等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	46	48	49	50	52	53
税 率 等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37	
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円	
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル 超 36,000円	1リットル超 14,000円	
	トラック及びバ ス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル 以下 15,000円	1.5リットル以下 16,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			トラック 自家用 揮発油 15,000円	超 30,000円	1.5リットル超 6,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			その他 23,000円	トラック 15,000円	1リットル超 1.5リットル以下 7,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 21,000円	バス 観光用 30,000円	1.5リットル超 8,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円	その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			その他 45,000円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円	営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円			その他 揮発油 14,000円	三輪車 3,800円	
			営業用 8,000円			その他 21,000円		
			三輪車 自家用 4,300円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円		
			営業用 3,300円			営業用 8,000円		
			二輪車 2,500円			三輪車 自家用 4,300円		
			軽自動車 1,500円			営業用 3,300円		
						二輪車 2,500円		
						軽自動車 1,500円		

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人以 下 14,000円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40 人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人 以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動 車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人以 下 14,500円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40 人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動 車(三輪車を除く。)と の車種区分を廃止し た。

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成14年度	16
税率等	軽減 (平成13年度・14年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)	軽減 (平成15年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度)
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減
	☆☆☆かつ燃費基準達成	☆☆☆かつ燃費基準達成
	☆☆かつ燃費基準達成 " 25%軽減	
	☆かつ燃費基準達成 " 13%軽減	
	重課	重課
	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
 2 平成16年度欄については、平成15年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆は " より50%以上 "
 5 ☆は " より25%以上 "
 6 平成16年度については、平成16年度欄に掲げるほか、平成14年度欄における平成14年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成17年度	19
税率等	軽減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度)	軽減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度)
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減
	★★★★かつ燃費基準+5%以上達成	★★★★かつ燃費基準+20%以上達成
	★★★★かつ燃費基準達成 } " 25%軽減	★★★★かつ燃費基準+10%以上達成 " 25%軽減
	★★★かつ燃費基準+5%以上達成	
	重課	重課
	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。
 2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
 4 ★★★★★は " より50%以上 "

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定市に対して10 分の9に相当する 額を道路面積等に あん分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定 税率)

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税 率 等	附加価値税が 創設され、実 施は昭和27年 1月1日から とされた。 漁業権税 貸貸料の10 %	附加価値税の 実施は昭和28 年1月1日か らと延期され た。 漁業権税は廃 止された。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税の 実施は昭和29 年1月1日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は 廃止された。	大規模償却資 産に対する固 定資産税の特 例が創設され た。	狩猟者税の税 率が改正され た。	狩猟免許税と 目的税である 入猟税が創設 され、これに 伴って狩猟者 税は廃止され た。	鉱区税につい て、石油又は 天然ガスの鉱 区に係る現行 の税率(試掘 90円、採掘180 円)が、それ ぞれ3分の2 (試掘60円、 採掘120円)に 引き下げられ た。

年度 項目	58	60	63
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 面積 100アールごとに 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区 河床に存 するもの 延長 1,000メートルごとに 年額 600円 河床でな いもの 面積 100アールごとに 年額 200円</p> <p>など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は 4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円</p> <p>など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。</p>	自動車取得税の 暫定措置がさら に3年度間延長 された。	自動車取得税の 暫定措置がさら に5年度間延長 された。

53	54	58	60	63	平成5年度	10	15
暫定税率が2年度間延長された。	税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率)	暫定税率が2年度間延長された。	暫定税率が3年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉦区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

平成2年度	5	10	14	15	16	19 (改正案による)
自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 800円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 600円 (3) その他の市町村 年額 400円 制限税率 上記区分による (1) 年額1,000円 (2) 年額 750円 (3) 年額 500円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和25年度に限り(1)方式のみしかとれない。	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 500円 (3) その他の市町村 年額 300円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900円 (2) 年額 650円 (3) 年額 400円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 式 本文 制限税率 10% (3) 第二課税方式 式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 式 本文 (5) 第三課税方式 式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 600円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 400円 (3) その他の市町村 年額 200円 制限税率 上記区分による (1) 年額 800円 (2) 年額 550円 (3) 年額 300円 所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2) 第二課税方式 式 本文 (3) 第二課税方式 式 但書 制限税率 7.5% (4) 第三課税方式 式 本文 (5) 第三課税方式 式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制部税率 18% (2) 以下左に同じ (3) 第二課税方式 制限税率 18% (2) 以下左に同じ (4) 第三課税方式 式 本文 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0% (5) 第三課税方式 式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2 % 3万円を超える金額 2.2" " 5万円 " 3.0" " 8万円 " 3.1" " 15万円 " 3.5" " 20万円 " 4.1" " 30万円 " 4.4" " 50万円 " 5.4" " 80万円 " 5.5" " 100万円 " 6.3" " 120万円 " 6.5" " 150万円 " 7.2" " 200万円 " 7.4" " 250万円 " 8.1" " 300万円 " 8.3" " 400万円 " 9.1" " 500万円 " 9.2" "</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5" " 4万円 " 3.5" " 7万円 " 3.8" " 13万円 " 4.3" " 17万円 " 5.2" " 25万円 " 5.8" " 40万円 " 7.5" " 60万円 " 7.9" " 75万円 " 9.5" " 90万円 " 10.0" " 110万円 " 11.8" " 140万円 " 12.3" " 170万円 " 14.5" " 200万円 " 15.1" " 250万円 " 17.8" " 300万円 " 18.5" " 350万円 " 21.7" "</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2 % 5万円を超える金額 3" " 20万円 " 4" " 50万円 " 5" " 100万円 " 6" " 150万円 " 7" " 250万円 " 8" " 400万円 " 9" " 600万円 " 10" "</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2 % 3万円を超える金額 3" " 8万円 " 4" " 20万円 " 5" " 40万円 " 6" " 60万円 " 7" " 80万円 " 8" " 110万円 " 9" " 140万円 " 11" " 180万円 " 13" " 270万円 " 16" " 380万円 " 20" " 580万円 " 24" "</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率20% 制限税率24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2 % 10万円を超える金額 3 % 20万円 " 4" " 50万円 " 5" " 100万円 " 6" " 150万円 " 7" " 250万円 " 8" " 400万円 " 9" " 600万円 " 10" " 1,000万円 " 11" " 2,000万円 " 12" " 3,000万円 " 13" " 5,000万円 " 14" "</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2 % 5万円を超える金額 3 % 10万円を超える金額 4 % 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準拠税率 (2) 但書方式 } 率</p> <p>10万円以下の金額 2 % 10万円を超える金額 3 % 20万円 " 4" " 50万円 " 5" " 100万円 " 6" " 150万円 " 7" " 250万円 " 8" " 400万円 " 9" " 600万円 " 10" " 1,000万円 " 11" " 2,000万円 " 12" " 3,000万円 " 13" " 5,000万円 " 14" "</p> <p>15万円以下の金額 2 % 15万円を超える金額 3 % 40万円 " 4" " 70万円 " 5" " 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍 の率)</p> <p>2 39年度適用但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低 限の法定</p> <p>3 上記1、 2による減収につ いては市町村民 税臨時減税 補てん債に より元利と も補てんす ることとさ れた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得については、42年1月1日か ら現年分離課税額 は、当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人19万円 配偶者が不在場合19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4 " 80万円 " 5 " 110万円 " 6 " 150万円 " 7 " 250万円 " 8 " 400万円 " 9 " 600万円 " 10 " 1,000万円 " 11 " 2,000万円 " 12 " 3,000万円 " 13 " 5,000万円 " 14 "	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は 9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者が不在の場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者が不在の場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22万円	
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,000円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円 (3) その他の市町村 年額 1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600円 (2) 年額 2,000円 (3) 年額 1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55~57年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場 合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万 円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と 8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額 を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分 に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場 合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円 を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との 合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場 合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、 4,000万円を超える金額の5%に相当する金額と の合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係る ものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金 額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲 げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金 額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所 得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相 当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金 額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から 優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分 の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金 額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所 得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場 合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の4%に相当する金額との合計額	均等割 標準税率 (1) 人口50以上の市 年額 2,500円 (2) 人口5万以上50未満 の市 年額 2,000円 (3) その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60万円以下の金額 3%</p> <p>60万円を超える金額 5%</p> <p>130万円 " 7%</p> <p>260万円 " 8%</p> <p>460万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度)</p> <p>(イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (~平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (~平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度 (昭和63年12月) 改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度 (昭和63年3月) 改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度 (昭和63年12月) 改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは

3	4	5
31万円		
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円		
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成9年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 3,000円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000円</p> <p>制限税率 上記区分による。</p> <p>(1) 年額 3,800円</p> <p>(2) 年額 3,200円</p> <p>(3) 年額 2,600円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成15年度）</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成15年1月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 2%</p> <p>※ (イ)について、税率2%の特例を創設(～平成20年度)</p> <p>(ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による)。
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成20年度欄については、平成19年度改正案によるものである。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した 金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した 金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の110%の相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成20年12月31日) 1.8%</p>

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	27	29	30	40	41	42
税率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以上 の市 2,400円 (4,000円) 人口5万以上 50万未満の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の市 並びに町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税割 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和29年 5月13日施 行、昭和29 年4月1日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和30年 7月1日から 同年9月 30日までの 間に終了す る事業年度 分において は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が1千万円を超える法人 及び保険業法に規定す る相互会社 年額 4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)

年度 項目	53	56	58
税率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円 (1,000,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が100人超の法人 年額 400,000円 (560,000円) (3) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が100人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (4) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が100人以下の法人及び資本の 金額又は出資金額が1千万円を超え1 億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者の 数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円 (1,000,000円) (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が100 人超の法人 年額 400,000円 (560,000円) (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者の 数の合計数が100人以下の法人及び資 本等の金額が1億円を超え10億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が100人 超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が100 人以下の法人及び資本等の金額が1千 万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が50億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従 業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,200,000円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が10億円を超え50億 円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が50人超の法人 年額 700,000円 (1,000,000円) (3) 資本等の金額が10億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従 業者の数の合計数が50人以下の法人 及び資本等の金額が1億円を超え10 億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合 計数が50人超の法人 年額 160,000円 (270,000円) (4) 資本等の金額が1億円を超え10億 円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が50人以下の法人及び資本等の金 額が1千万円を超え1億円以下で あって、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が50人 超の法人 年額 60,000円 (100,000円) (5) 資本等の金額が1千万円を超え1 億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合 計数が50人以下の法人及び資本等の 金額が1千万円以下であって、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が50人超の法人 年額 48,000円 (80,000円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000円 (27,000円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円 (40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円 (12,000円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

2. 固定資産税

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間（昭和39年度～昭和40年度） 土地 2万4千円

年度 項目	49	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和61年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地(新適用市街化区域農地)について課税の適正化を図るとともに、A、B農地(既適用市街化区域農地)について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	9	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	16	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。</p>

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36
税 率	<p>自転車 200円</p> <p>荷積牛馬車 800円</p> <p>荷積大車 400円</p> <p>荷積小車 200円</p> <p>リヤカー 200円</p>	<p>原動機付自転車 500円</p> <p>その他の自転車 200円</p> <p>自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。</p>	<p>原動機付自転車 50cc以下 500円</p> <p>50cc～90cc 800円</p> <p>90cc超 1,000円</p>	<p>自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。</p> <p>二輪の小型自動車 2,500円</p> <p>軽自動車 1,500円</p>	<p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 1,500円</p> <p>三輪のもの 2,000円</p> <p>四輪のもの 乗用 3,000円</p> <p>貨物用 2,500円</p>

年度 項目	平成18年度
税 率	<p>制限税率を引き上げる。 (標準税率の1.5倍)</p>

18	19 (改正案による)
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地（特定市街化区域農地を除く）</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置を講ずる。</p>

40	51	54	59	60
<p>四輪以上のもの 乗用 4,500円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 営業用年額 2,900円 貨物用 { 自家用年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 営業用年額 2,900円 貨物用 { 自家用年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下（(≡)に掲げるものを を除く。） 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～ 90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 年額 2,500円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税 率		(創 設) 税 率 115分の10	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%

年度 項目	63	平成元年度	9
税 率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。平成元年4月1日以降の売渡し等分従価割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税 率 等	税 率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税 率 9%	税 率 8%	税 率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電 気 月 400円 ガ ス 月 500円	免税点 ガ ス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	49	50	51	52
税 率 等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税 率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税 率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税 率 等	税 率 価 格 5%	課税標準を容積とすることができることとされた。	税 率 価 格 4%	税 率 価 格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和25年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。

年度 項目	57	60	63	平成3年度	4
税 率 等	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和63年度から平成2年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成3年度から平成5年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注1)

年度 項目	10	13	15
税 率 等	平成11年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
2 平成6年度欄(3)の()内を除くについては、平成5年法律第4号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	昭和51年度から昭和53年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の3分の1の額、一般住宅用地の課税標準を価格の3分の2の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成6年度から平成8年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成6年度から平成8年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の2の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注2)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>

16	17	18
固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37
標準課税 総額等		国民健康保険税が 創設された。	課税限度額が1万 5千円から3万円 に引き上げられ た。	課税限度額が5万 円に引き上げられ た。	標準課税総額が療養 給付費の見込額から 一部負担金の総額の 見込額を控除した額 の90%とされた。	標準課税総額が80% とされた。

年度 項目	55	56	57	58	59
標準課税 総額等	課税限度額が24 万円に引き上げ られた。	課税限度額が26 万円に引き上げ られた。	課税限度額が27 万円に引き上げ られた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総 額の見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する 費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額 を控除した額	課税限度額が35 万円に引き上げ られた。

年度 項目	4	5	6	7	9
標準課税 総額等	課税限度額が46 万円に引き上げ られた。	課税限度額が50 万円に引き上げ られた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食 事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、 特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要す る費用の総額の見込額から当該療養の給付につい ての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する 費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額 を控除した額	課税限度額が52 万円に引き上げ られた。	課税限度額が53 万円に引き上げ られた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成19年度欄については、平成19年度改正案によるものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。

12	15	18	19
国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額を56万円に引き上げる。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 廣 告 税 税率 10% 10～50円 接客人税 1人 月額 100円	広告税及び接客人税は廃止された。	鉱産税、軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。

年度 項目	57	60	61	63
税 率 等	特別土地保有税 (1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに、昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。

48	50	55
<p>特別土地保有税が創設された。</p> <p>税 率</p> <p>保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>	<p>事業所税が創設された。</p> <p>税 率</p> <p>新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 300円</p> <p>従業者割 従業者給与総額の 100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p>新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 500円</p>

平成2年度	3
<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあっては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあっては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率は1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

(その他の税目につき)

年度 項目	4	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	13	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成15年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で10年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1回に制限されていた計画変更が2回可能とされた。</p>

18 平成17年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,637,806	550,879	20.9	46,922	1.8	710,127	26.9		
青森県	748,221	137,153	18.3	11,375	1.5	236,020	31.5		
岩手県	719,833	124,105	17.2	12,036	1.7	240,081	33.4		
宮城県	804,812	251,975	31.3	15,488	1.9	184,476	22.9		
秋田県	672,163	99,872	14.9	9,915	1.5	208,293	31.0		
山形県	598,320	110,871	18.5	10,394	1.7	188,671	31.5		
福島県	874,815	222,720	25.5	16,826	1.9	237,668	27.2		
茨城県	999,287	353,884	35.4	20,709	2.1	185,562	18.6		
栃木県	806,471	250,076	31.0	14,456	1.8	137,505	17.1		
群馬県	745,967	228,086	30.6	14,275	1.9	147,132	19.7		
埼玉県	1,517,008	681,715	44.9	41,612	2.7	238,915	15.7		
千葉県	1,459,168	635,887	43.6	35,861	2.5	218,475	15.0		
東京都	6,433,387	4,602,718	71.5	67,067	1.0	-	-		
神奈川県	1,727,724	999,747	57.9	47,711	2.8	122,893	7.1		
新潟県	1,251,970	260,230	20.8	19,616	1.6	297,754	23.8		
富山県	525,153	126,824	24.1	8,733	1.7	140,328	26.7		
石川県	527,850	132,179	25.0	8,843	1.7	141,491	26.8		
福井県	492,422	102,624	20.8	6,669	1.4	126,881	25.8		
山梨県	474,654	104,762	22.1	6,577	1.4	125,204	26.4		
長野県	853,237	235,752	27.6	16,844	2.0	238,134	27.9		
岐阜県	786,666	223,025	28.4	15,683	2.0	191,485	24.3		
静岡県	1,107,894	487,120	44.0	24,104	2.2	169,147	15.3		
愛知県	2,085,927	1,088,655	52.2	43,337	2.1	87,692	4.2		
三重県	694,960	227,884	32.8	13,559	2.0	150,769	21.7		
滋賀県	498,219	156,004	31.3	9,561	1.9	118,458	23.8		
京都府	852,209	299,895	35.2	16,210	1.9	192,961	22.6		
大阪府	2,629,316	1,113,377	42.3	51,828	2.0	279,002	10.6		
兵庫県	2,646,630	573,397	21.7	34,744	1.3	382,666	14.5		
奈良県	478,276	118,165	24.7	9,698	2.0	146,463	30.6		
和歌山県	512,479	88,356	17.2	8,176	1.6	163,675	31.9		
鳥取県	385,432	55,872	14.5	5,501	1.4	129,125	33.5		
島根県	562,442	67,275	12.0	7,189	1.3	184,584	32.8		
岡山県	780,668	225,030	28.8	14,660	1.9	180,693	23.1		
広島県	983,355	320,811	32.6	19,486	2.0	208,847	21.2		
山口県	738,612	165,523	22.4	11,816	1.6	181,573	24.6		
徳島県	547,695	85,162	15.5	6,652	1.2	141,523	25.8		
香川県	458,373	111,692	24.4	7,447	1.6	116,533	25.4		
愛媛県	654,587	137,211	21.0	11,591	1.8	178,472	27.3		
高知県	465,747	63,877	13.7	7,170	1.5	172,540	37.0		
福岡県	1,481,059	510,136	34.4	31,222	2.1	280,334	18.9		
佐賀県	425,394	84,636	19.9	6,465	1.5	138,990	32.7		
長崎県	692,641	109,425	15.8	10,481	1.5	234,587	33.9		
熊本県	735,927	160,825	21.9	13,880	1.9	219,908	29.9		
大分県	590,187	114,018	19.3	9,893	1.7	182,218	30.9		
宮崎県	613,905	96,661	15.7	9,432	1.5	190,596	31.0		
鹿児島県	831,578	145,444	17.5	14,043	1.7	283,518	34.1		
沖縄県	584,073	95,825	16.4	7,821	1.3	189,673	32.5		
合計	48,694,518	17,137,360	35.2	853,575	1.8	9,221,643	18.9		

(注) 1 人口は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
435,526	16.5	404,224	15.3	490,128	18.6	54	44	1,131,437	57	北海道
125,126	16.7	103,295	13.8	135,252	18.1	15	11	326,568	16	青森県
107,332	14.9	97,862	13.6	138,417	19.2	15	11	335,520	17	岩手県
103,702	12.9	94,125	11.7	155,047	19.3	17	18	366,812	18	宮城県
102,324	15.2	101,949	15.2	149,810	22.3	14	9	283,175	14	秋田県
77,921	13.0	80,208	13.4	130,256	21.8	12	10	275,244	14	山形県
134,932	15.4	106,951	12.2	155,718	17.8	18	17	400,648	20	福島県
140,074	14.0	127,032	12.7	172,026	17.2	21	24	448,926	23	茨城県
103,949	12.9	88,308	10.9	212,177	26.3	17	16	329,876	17	栃木県
86,452	11.6	77,152	10.3	192,871	25.9	15	16	319,389	16	群馬県
184,598	12.2	183,018	12.1	187,150	12.3	31	55	763,005	38	埼玉県
185,757	12.7	154,255	10.6	228,933	15.7	30	48	670,525	34	千葉県
415,569	6.5	300,737	4.7	1,047,296	16.3	132	97	1,577,058	79	東京都
200,600	11.6	195,608	11.3	161,164	9.3	35	68	849,849	43	神奈川県
271,491	21.7	184,145	14.7	218,735	17.5	26	19	486,277	24	新潟県
69,217	13.2	81,889	15.6	98,162	18.7	11	9	229,683	12	富山県
80,282	15.2	83,904	15.9	81,151	15.4	11	9	237,337	12	石川県
101,438	20.6	78,695	16.0	76,115	15.5	10	6	198,063	10	福井県
69,135	14.6	91,277	19.2	77,700	16.4	10	7	203,185	10	山梨県
121,582	14.2	86,328	10.1	154,597	18.1	18	17	411,413	21	長野県
114,498	14.6	106,697	13.6	135,276	17.2	16	17	356,810	18	岐阜県
152,066	13.7	135,794	12.3	139,662	12.6	23	30	518,940	26	静岡県
224,921	10.8	241,068	11.6	400,253	19.2	43	56	858,101	43	愛知県
102,289	14.7	98,481	14.2	101,978	14.7	14	15	319,224	16	三重県
65,104	13.1	62,956	12.6	86,137	17.3	10	11	232,163	12	滋賀県
106,279	12.5	111,469	13.1	125,396	14.7	18	20	378,167	19	京都府
262,421	10.0	209,130	8.0	713,558	27.1	54	68	1,068,220	54	大阪府
258,669	9.8	293,701	11.1	1,103,454	41.7	54	44	792,527	40	兵庫県
76,551	16.0	73,567	15.4	53,832	11.3	10	11	238,433	12	奈良県
81,045	15.8	74,254	14.5	96,974	18.9	11	8	233,232	12	和歌山県
60,733	15.8	57,900	15.0	76,301	19.8	8	5	170,632	9	鳥取県
95,873	17.0	89,714	16.0	117,808	20.9	12	6	233,626	12	島根県
102,872	13.2	93,072	11.9	164,340	21.1	16	15	330,876	17	岡山県
153,877	15.6	152,030	15.5	128,305	13.0	20	23	433,218	22	広島県
113,992	15.4	96,675	13.1	169,033	22.9	15	12	301,688	15	山口県
84,959	15.5	88,135	16.1	141,264	25.8	11	6	205,569	10	徳島県
67,631	14.8	62,038	13.5	93,033	20.3	9	8	196,031	10	香川県
108,723	16.6	86,533	13.2	132,057	20.2	13	12	281,114	14	愛媛県
88,375	19.0	70,552	15.1	63,233	13.6	10	6	220,376	11	高知県
225,758	15.2	189,429	12.8	244,178	16.5	30	40	657,504	33	福岡県
68,317	16.1	65,489	15.4	61,497	14.5	9	7	198,998	10	佐賀県
137,910	19.9	96,466	13.9	103,773	15.0	14	12	317,670	16	長崎県
130,795	17.8	104,498	14.2	106,021	14.4	15	15	347,534	17	熊本県
108,299	18.3	78,205	13.3	97,554	16.5	12	10	267,487	13	大分県
124,666	20.3	84,925	13.8	107,624	17.5	13	9	263,079	13	宮崎県
188,296	22.6	112,670	13.5	87,606	10.5	17	14	393,148	20	鹿児島県
161,635	27.7	53,063	9.1	76,056	13.0	12	11	263,411	13	沖縄県
6,583,560	13.5	5,709,473	11.7	9,188,907	18.9	1000	1000	19,921,769	1000	合計

19 平成17年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北海道			550,879	659,731	1,210,609
青森県			137,153	142,005	279,158
岩手県			124,105	137,007	261,113
宮城県			251,975	306,694	558,668
秋田県			99,872	111,577	211,450
山形県			110,871	131,225	242,096
福島県			222,720	254,642	477,363
茨城県			353,884	401,016	754,900
栃木県			250,076	298,275	548,351
群馬県			228,086	275,241	503,327
埼玉県			681,715	983,060	1,664,775
千葉県			635,887	890,003	1,525,890
東京都			2,692,283	3,400,846	6,093,129
神奈川県			999,747	1,559,331	2,559,078
新潟県			260,230	304,560	564,790
富山県			126,824	158,326	285,150
石川県			132,179	163,973	296,152
福井県			102,624	122,347	224,971
山梨県			104,762	119,546	224,307
長野県			235,752	285,313	521,065
岐阜県			223,025	279,425	502,451
静岡県			487,120	603,084	1,090,204
愛知県			1,088,655	1,325,613	2,414,268
三重県			227,884	256,658	484,542
滋賀県			156,004	194,173	350,177
京都府			299,895	387,094	686,989
大阪府			1,113,377	1,500,690	2,614,067
兵庫県			573,397	851,410	1,424,807
奈良県			118,165	170,690	288,855
和歌山県			88,356	123,391	211,747
鳥取県			55,872	66,081	121,953
島根県			67,275	79,647	146,921
岡山県			225,030	270,733	495,763
広島県			320,811	430,330	751,141
山口県			165,523	199,720	365,243
徳島県			85,162	103,895	189,058
香川県			111,692	130,538	242,230
愛媛県			137,211	167,881	305,093
高知県			63,877	82,199	146,076
福岡県			510,136	674,326	1,184,462
佐賀県			84,636	88,758	173,394
長崎県			109,425	148,014	257,438
熊本県			160,825	189,011	349,836
大分県			114,018	145,709	259,727
宮崎県			96,661	112,526	209,187
鹿児島県			145,444	174,900	320,344
沖縄県			95,825	116,268	212,093
合 計			15,226,925	19,577,483	34,804,409

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100とした場合の数値である。人口は平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
97,848	81.6	117,182	76.0	215,029	78.5	北海道
93,931	78.4	97,254	63.1	191,185	69.8	青森県
89,402	74.6	98,697	64.1	188,100	68.7	岩手県
107,472	89.7	130,810	84.9	238,282	87.0	宮城県
86,368	72.1	96,490	62.6	182,859	66.8	秋田県
91,465	76.3	108,257	70.3	199,722	72.9	山形県
106,014	88.5	121,209	78.7	227,224	82.9	福島県
118,414	98.8	134,185	87.1	252,599	92.2	茨城県
124,447	103.8	148,433	96.3	272,880	99.6	栃木県
112,912	94.2	136,255	88.4	249,167	91.0	群馬県
97,112	81.0	140,039	90.9	237,150	86.6	埼玉県
105,355	87.9	147,457	95.7	252,813	92.3	千葉県
219,360	183.0	277,091	179.8	496,451	181.2	東京都
115,001	96.0	179,370	116.4	294,371	107.5	神奈川県
106,718	89.0	124,897	81.1	231,615	84.6	新潟県
113,773	94.9	142,033	92.2	255,806	93.4	富山県
112,867	94.2	140,016	90.9	252,882	92.3	石川県
124,988	104.3	149,009	96.7	273,996	100.0	福井県
119,151	99.4	135,965	88.2	255,115	93.1	山梨県
107,606	89.8	130,228	84.5	237,834	86.8	長野県
105,950	88.4	132,743	86.1	238,693	87.1	岐阜県
129,008	107.6	159,719	103.7	288,727	105.4	静岡県
153,190	127.8	186,533	121.1	339,723	124.0	愛知県
122,686	102.4	138,177	89.7	260,863	95.2	三重県
114,256	95.3	142,210	92.3	256,466	93.6	滋賀県
116,853	97.5	150,830	97.9	267,684	97.7	京都府
128,510	107.2	173,215	112.4	301,726	110.1	大阪府
102,819	85.8	152,670	99.1	255,489	93.3	兵庫県
82,612	68.9	119,333	77.4	201,945	73.7	奈良県
83,232	69.4	116,236	75.4	199,468	72.8	和歌山県
91,528	76.4	108,252	70.3	199,781	72.9	鳥取県
90,341	75.4	106,955	69.4	197,295	72.0	島根県
115,110	96.0	138,488	89.9	253,598	92.6	岡山県
111,746	93.2	149,893	97.3	261,639	95.5	広島県
110,422	92.1	133,235	86.5	243,657	88.9	山口県
104,324	87.0	127,272	82.6	231,598	84.5	徳島県
108,852	90.8	127,219	82.6	236,071	86.2	香川県
92,277	77.0	112,903	73.3	205,181	74.9	愛媛県
79,934	66.7	102,862	66.8	182,796	66.7	高知県
101,459	84.7	134,113	87.0	235,572	86.0	福岡県
97,026	81.0	101,751	66.0	198,777	72.6	佐賀県
73,200	61.1	99,014	64.3	172,213	62.9	長崎県
86,534	72.2	101,700	66.0	188,233	68.7	熊本県
93,326	77.9	119,266	77.4	212,592	77.6	大分県
82,447	68.8	95,979	62.3	178,426	65.1	宮崎県
82,655	69.0	99,395	64.5	182,050	66.5	鹿児島県
69,347	57.9	84,141	54.6	153,488	56.0	沖縄県
119,845	100.0	154,087	100.0	273,932	100.0	合計

3 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県		道 府 県 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		80,362	14,274	74.3	23,124	4,107	54.0
青森県		16,557	11,339	59.0	4,807	3,292	43.3
岩手県		16,461	11,858	61.7	5,458	3,932	51.7
宮城県		34,937	14,901	77.5	14,296	6,097	80.2
秋田県		12,735	11,013	57.3	4,483	3,877	51.0
山形県		15,141	12,491	65.0	5,059	4,174	54.9
福島県		26,773	12,744	66.3	10,118	4,816	63.3
茨城県		50,024	16,739	87.1	18,791	6,288	82.7
栃木県		33,817	16,829	87.6	14,454	7,193	94.6
群馬県		32,700	16,188	84.2	11,682	5,783	76.1
埼玉県		147,648	21,033	109.4	33,940	4,835	63.6
千葉県		132,885	22,017	114.6	31,622	5,239	68.9
東京都		402,340	32,782	170.6	253,474	20,652	271.6
神奈川県		225,060	25,889	134.7	52,781	6,071	79.8
新潟県		33,597	13,778	71.7	12,847	5,268	69.3
富山県		19,010	17,054	88.7	6,955	6,239	82.0
石川県		19,967	17,050	88.7	7,362	6,286	82.7
福井県		13,586	16,547	86.1	5,187	6,317	83.1
山梨県		13,954	15,871	82.6	6,724	7,648	100.6
長野県		33,896	15,471	80.5	11,966	5,462	71.8
岐阜県		35,758	16,987	88.4	10,671	5,069	66.7
静岡県		72,376	19,168	99.7	26,391	6,989	91.9
愛知県		162,908	22,924	119.3	80,838	11,375	149.6
三重県		32,856	17,689	92.0	13,938	7,504	98.7
滋賀県		24,085	17,640	91.8	8,935	6,544	86.1
京都府		48,517	18,905	98.4	18,166	7,078	93.1
大阪府		169,609	19,577	101.9	88,548	10,221	134.4
兵庫県		111,902	20,066	104.4	29,024	5,204	68.4
奈良県		28,937	20,230	105.3	5,173	3,617	47.6
和歌山県		15,299	14,412	75.0	4,590	4,324	56.9
鳥取県		8,124	13,309	69.2	2,666	4,367	57.4
島根県		10,449	14,032	73.0	3,137	4,213	55.4
岡山県		31,338	16,030	83.4	14,911	7,627	100.3
広島県		50,869	17,719	92.2	20,187	7,032	92.5
山口県		23,180	15,464	80.5	9,708	6,476	85.2
徳島県		11,949	14,638	76.2	4,947	6,060	79.7
香川県		16,699	16,274	84.7	7,372	7,185	94.5
愛媛県		20,331	13,673	71.1	7,654	5,147	67.7
高知県		10,713	13,406	69.8	2,920	3,654	48.1
福岡県		79,002	15,712	81.7	31,109	6,187	81.4
佐賀県		10,531	12,073	62.8	3,720	4,265	56.1
長崎県		18,104	12,111	63.0	4,905	3,281	43.1
熊本県		23,122	12,441	64.7	8,352	4,494	59.1
大分県		15,504	12,690	66.0	6,490	5,312	69.9
宮崎県		13,309	11,352	59.1	4,572	3,900	51.3
鹿児島県		20,764	11,800	61.4	7,264	4,128	54.3
沖縄県		14,268	10,326	53.7	4,789	3,466	45.6
合 計		2,441,953	19,220	100.0	966,110	7,604	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3 個人道府県民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

道 府 県 民 税						都 道 府 県
利 子 割			計			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
5,302	942	67.5	108,789	19,323	68.5	北 海 道
948	649	46.5	22,313	15,281	54.2	青 森 県
986	710	50.9	22,905	16,500	58.5	岩 手 県
1,945	830	59.5	51,178	21,828	77.4	宮 城 県
788	681	48.8	18,006	15,571	55.2	秋 田 県
879	725	51.9	21,078	17,389	61.6	山 形 県
1,731	824	59.0	38,622	18,384	65.1	福 島 県
3,064	1,025	73.4	71,879	24,052	85.2	茨 城 県
1,973	982	70.3	50,244	25,003	88.6	栃 木 県
2,216	1,097	78.6	46,598	23,068	81.7	群 馬 県
7,191	1,024	73.4	188,778	26,892	95.3	埼 玉 県
6,446	1,068	76.5	170,952	28,324	100.4	千 葉 県
41,346	3,369	241.3	697,161	56,803	201.3	東 京 都
10,067	1,158	83.0	287,907	33,118	117.4	神 奈 川 県
2,357	967	69.3	48,801	20,013	70.9	新 潟 県
1,559	1,399	100.2	27,523	24,691	87.5	富 山 県
1,367	1,167	83.6	28,696	24,503	86.8	石 川 県
1,088	1,325	94.9	19,861	24,189	85.7	福 井 県
959	1,091	78.2	21,637	24,609	87.2	山 梨 県
2,362	1,078	77.2	48,224	22,011	78.0	長 野 県
2,628	1,248	89.4	49,057	23,305	82.6	岐 阜 県
4,399	1,165	83.5	103,167	27,322	96.8	静 岡 県
11,049	1,555	111.4	254,795	35,853	127.1	愛 知 県
2,295	1,236	88.5	49,090	26,429	93.7	三 重 県
1,464	1,072	76.8	34,484	25,256	89.5	滋 賀 県
4,740	1,847	132.3	71,424	27,830	98.6	京 都 府
16,604	1,916	137.2	274,761	31,714	112.4	大 阪 府
8,455	1,516	108.6	149,380	26,786	94.9	兵 庫 県
2,180	1,524	109.2	36,290	25,371	89.9	奈 良 県
1,531	1,442	103.3	21,421	20,179	71.5	和 歌 山 県
602	986	70.6	11,392	18,662	66.1	鳥 取 県
691	928	66.5	14,276	19,171	67.9	島 根 県
2,434	1,245	89.2	48,683	24,903	88.2	岡 山 県
3,751	1,307	93.6	74,806	26,057	92.3	広 島 県
1,754	1,170	83.8	34,642	23,110	81.9	山 口 県
1,172	1,436	102.9	18,068	22,133	78.4	徳 島 県
1,527	1,488	106.6	25,598	24,947	88.4	香 川 県
1,587	1,067	76.4	29,572	19,888	70.5	愛 媛 県
863	1,080	77.4	14,496	18,140	64.3	高 知 県
5,412	1,076	77.1	115,523	22,976	81.4	福 岡 県
777	891	63.8	15,027	17,227	61.0	佐 賀 県
1,326	887	63.5	24,335	16,279	57.7	長 崎 県
1,527	822	58.9	33,002	17,757	62.9	熊 本 県
1,188	972	69.6	23,181	18,974	67.2	大 分 県
820	699	50.1	18,700	15,950	56.5	宮 崎 県
1,414	804	57.6	29,442	16,732	59.3	鹿 児 島 県
595	431	30.9	19,653	14,223	50.4	沖 縄 県
177,356	1,396	100.0	3,585,419	28,219	100.0	合 計

5 道府県税Aの都道府県ごとの税額は、地方消費税清算後の額である。
6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	事業税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	4,710	837	49.3	103,303	18,349	49.6	108,013	19,185	49.6
青森県	937	642	37.8	21,433	14,679	39.7	22,370	15,320	39.6
岩手県	1,087	783	46.1	24,537	17,676	47.8	25,624	18,459	47.7
宮城県	2,614	1,115	65.6	66,101	28,193	76.2	68,715	29,308	75.8
秋田県	923	798	47.0	20,863	18,042	48.8	21,786	18,840	48.7
山形県	1,072	884	52.0	23,769	19,609	53.0	24,842	20,494	53.0
福島県	1,678	799	47.0	59,968	28,545	77.2	61,647	29,344	75.9
茨城県	3,004	1,005	59.2	99,693	33,359	90.2	102,697	34,364	88.8
栃木県	2,128	1,059	62.3	69,428	34,550	93.4	71,556	35,609	92.1
群馬県	1,995	988	58.2	57,658	28,543	77.2	59,653	29,531	76.4
埼玉県	12,942	1,844	108.5	156,618	22,311	60.3	169,560	24,154	62.4
千葉県	8,040	1,332	78.4	160,770	26,637	72.0	168,810	27,969	72.3
東京都	54,584	4,447	261.7	1,231,662	100,352	271.4	1,286,246	104,800	271.0
神奈川県	20,064	2,308	135.8	289,374	33,287	90.0	309,439	35,595	92.0
新潟県	2,245	921	54.2	66,093	27,104	73.3	68,338	28,025	72.5
富山県	1,317	1,181	69.5	33,109	29,702	80.3	34,426	30,883	79.8
石川県	1,617	1,381	81.3	32,841	28,043	75.8	34,458	29,423	76.1
福井県	986	1,201	70.7	28,688	34,940	94.5	29,674	36,141	93.4
山梨県	1,123	1,277	75.2	31,581	35,919	97.1	32,704	37,196	96.2
長野県	1,945	888	52.3	58,164	26,548	71.8	60,109	27,436	70.9
岐阜県	3,019	1,434	84.4	51,952	24,680	66.7	54,971	26,114	67.5
静岡県	7,014	1,858	109.4	155,375	41,149	111.3	162,389	43,007	111.2
愛知県	14,871	2,093	123.2	392,139	55,180	149.2	407,010	57,272	148.1
三重県	2,344	1,262	74.3	67,005	36,074	97.6	69,349	37,335	96.5
滋賀県	1,524	1,116	65.7	47,010	34,430	93.1	48,534	35,546	91.9
京都府	4,481	1,746	102.8	98,973	38,565	104.3	103,454	40,311	104.2
大阪府	18,757	2,165	127.4	395,120	45,606	123.3	413,877	47,771	123.5
兵庫県	7,971	1,429	84.1	151,715	27,205	73.6	159,686	28,634	74.0
奈良県	1,569	1,097	64.6	22,687	15,861	42.9	24,256	16,958	43.8
和歌山県	1,141	1,075	63.3	19,246	18,130	49.0	20,387	19,205	49.7
鳥取県	545	893	52.6	12,403	20,318	54.9	12,948	21,211	54.8
島根県	769	1,033	60.8	16,393	22,014	59.5	17,162	23,046	59.6
岡山県	1,914	979	57.6	69,994	35,804	96.8	71,909	36,784	95.1
広島県	4,251	1,481	87.2	95,021	33,098	89.5	99,272	34,579	89.4
山口県	1,734	1,157	68.1	50,011	33,363	90.2	51,745	34,520	89.2
徳島県	617	756	44.5	25,030	30,662	82.9	25,647	31,418	81.2
香川県	988	963	56.7	29,908	29,148	78.8	30,896	30,110	77.8
愛媛県	1,392	936	55.1	35,502	23,876	64.6	36,893	24,811	64.1
高知県	862	1,079	63.5	11,948	14,951	40.4	12,810	16,030	41.4
福岡県	6,543	1,301	76.6	140,020	27,848	75.3	146,563	29,149	75.4
佐賀県	895	1,026	60.4	19,261	22,081	59.7	20,156	23,107	59.7
長崎県	1,378	922	54.3	21,187	14,173	38.3	22,565	15,095	39.0
熊本県	1,695	912	53.7	35,120	18,897	51.1	36,815	19,809	51.2
大分県	1,093	895	52.7	29,089	23,810	64.4	30,182	24,705	63.9
宮崎県	1,028	877	51.6	19,707	16,809	45.5	20,735	17,686	45.7
鹿児島県	1,338	760	44.7	31,371	17,828	48.2	32,710	18,589	48.1
沖縄県	1,074	777	45.7	19,527	14,131	38.2	20,601	14,909	38.5
合計	215,817	1,699	100.0	4,698,368	36,979	100.0	4,914,186	38,678	100.0

地方消費税(清算前)									都道府県
譲渡割			貨物割			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
62,411	11,085	68.8	11,973	2,127	53.6	74,384	13,212	65.8	北海道
11,509	7,882	48.9	584	400	10.1	12,093	8,282	41.2	青森県
11,549	8,320	51.7	95	68	1.7	11,645	8,389	41.8	岩手県
30,312	12,929	80.3	4,887	2,084	52.5	35,199	15,013	74.8	宮城県
9,304	8,046	50.0	414	358	9.0	9,718	8,404	41.9	秋田県
11,814	9,746	60.5	652	538	13.5	12,466	10,284	51.2	山形県
18,099	8,615	53.5	943	449	11.3	19,041	9,063	45.1	福島県
27,666	9,257	57.5	11,051	3,698	93.1	38,716	12,955	64.5	茨城県
21,263	10,581	65.7	331	165	4.2	21,595	10,746	53.5	栃木県
24,531	12,144	75.4	149	74	1.9	24,680	12,218	60.8	群馬県
59,349	8,454	52.5	155	22	0.6	59,504	8,476	42.2	埼玉県
46,041	7,628	47.4	134,473	22,280	561.1	180,514	29,908	149.0	千葉県
720,618	58,714	364.5	50,729	4,133	104.1	771,347	62,847	313.0	東京都
81,971	9,429	58.5	52,180	6,002	151.1	134,151	15,431	76.9	神奈川県
29,568	12,126	75.3	3,100	1,271	32.0	32,668	13,397	66.7	新潟県
18,597	16,683	103.6	2,218	1,990	50.1	20,815	18,673	93.0	富山県
16,927	14,454	89.7	630	538	13.5	17,557	14,992	74.7	石川県
10,484	12,769	79.3	366	446	11.2	10,850	13,214	65.8	福井県
8,371	9,521	59.1	96	109	2.7	8,466	9,629	48.0	山梨県
22,713	10,367	64.4	57	26	0.7	22,770	10,393	51.8	長野県
25,236	11,989	74.4	71	34	0.9	25,307	12,022	59.9	岐阜県
40,026	10,600	65.8	5,821	1,542	38.8	45,847	12,142	60.5	静岡県
113,777	16,010	99.4	41,084	5,781	145.6	154,861	21,791	108.5	愛知県
16,568	8,920	55.4	10,961	5,901	148.6	27,529	14,821	73.8	三重県
11,450	8,386	52.1	316	231	5.8	11,766	8,617	42.9	滋賀県
32,886	12,814	79.6	504	196	4.9	33,390	13,010	64.8	京都府
207,455	23,945	148.7	63,683	7,351	185.1	271,138	31,296	155.9	大阪府
61,346	11,000	68.3	35,550	6,375	160.5	96,895	17,375	86.5	兵庫県
8,563	5,987	37.2	4	3	0.1	8,567	5,989	29.8	奈良県
8,576	8,079	50.2	4,031	3,797	95.6	12,607	11,876	59.1	和歌山県
5,632	9,226	57.3	288	472	11.9	5,920	9,698	48.3	鳥取県
6,607	8,872	55.1	200	269	6.8	6,807	9,141	45.5	島根県
22,364	11,440	71.0	11,210	5,734	144.4	33,574	17,174	85.5	岡山県
37,103	12,924	80.2	4,546	1,583	39.9	41,649	14,507	72.2	広島県
15,912	10,615	65.9	12,438	8,298	209.0	28,350	18,913	94.2	山口県
7,509	9,199	57.1	619	758	19.1	8,128	9,957	49.6	徳島県
15,476	15,083	93.6	2,920	2,846	71.7	18,396	17,928	89.3	香川県
14,479	9,737	60.4	3,765	2,532	63.8	18,244	12,269	61.1	愛媛県
6,678	8,357	51.9	93	116	2.9	6,771	8,473	42.2	高知県
64,751	12,878	79.9	20,815	4,140	104.3	85,566	17,018	84.8	福岡県
7,509	8,608	53.4	642	736	18.5	8,151	9,344	46.5	佐賀県
11,908	7,966	49.5	1,752	1,172	29.5	13,659	9,137	45.5	長崎県
15,558	8,371	52.0	417	224	5.6	15,975	8,596	42.8	熊本県
11,330	9,274	57.6	4,657	3,812	96.0	15,987	13,086	65.2	大分県
9,404	8,021	49.8	137	117	2.9	9,540	8,137	40.5	宮崎県
14,744	8,379	52.0	1,201	683	17.2	15,945	9,061	45.1	鹿児島県
10,694	7,739	48.0	1,748	1,265	31.9	12,442	9,004	44.8	沖縄県
2,046,635	16,108	100.0	504,555	3,971	100.0	2,551,190	20,079	100.0	合計

平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	地方消費税 (清算後)			不動産取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	116,037	20,611	102.6	19,043	3,382	90.1
青森県	27,464	18,809	93.7	3,284	2,249	59.9
岩手県	26,715	19,245	95.8	3,459	2,492	66.4
宮城県	45,055	19,217	95.7	8,502	3,626	96.6
秋田県	21,355	18,467	92.0	2,243	1,940	51.7
山形県	23,980	19,783	98.5	2,952	2,435	64.9
福島県	40,501	19,278	96.0	5,811	2,766	73.7
茨城県	55,122	18,445	91.9	7,003	2,343	62.4
栃木県	39,619	19,716	98.2	7,662	3,813	101.6
群馬県	38,947	19,280	96.0	7,256	3,592	95.7
埼玉県	113,038	16,102	80.2	20,966	2,987	79.6
千葉県	109,952	18,217	90.7	20,185	3,344	89.1
東京都	359,899	29,324	146.0	94,861	7,729	206.0
神奈川県	155,609	17,900	89.1	31,811	3,659	97.5
新潟県	48,123	19,735	98.3	8,705	3,570	95.1
富山県	21,781	19,540	97.3	3,601	3,230	86.1
石川県	23,872	20,384	101.5	4,397	3,755	100.1
福井県	16,457	20,043	99.8	2,357	2,871	76.5
山梨県	18,344	20,863	103.9	3,034	3,451	92.0
長野県	47,417	21,643	107.8	6,080	2,775	74.0
岐阜県	39,380	18,708	93.2	6,677	3,172	84.5
静岡県	76,425	20,240	100.8	13,658	3,617	96.4
愛知県	148,819	20,941	104.3	26,846	3,778	100.7
三重県	33,455	18,011	89.7	6,096	3,282	87.5
滋賀県	23,575	17,266	86.0	4,736	3,469	92.5
京都府	54,923	21,401	106.6	10,369	4,040	107.7
大阪府	189,321	21,852	108.8	43,077	4,972	132.5
兵庫県	100,910	18,095	90.1	21,509	3,857	102.8
奈良県	21,227	14,840	73.9	3,528	2,467	65.8
和歌山県	18,141	17,089	85.1	2,943	2,772	73.9
鳥取県	12,218	20,015	99.7	1,490	2,441	65.1
島根県	14,078	18,905	94.2	1,276	1,713	45.7
岡山県	36,389	18,614	92.7	5,324	2,723	72.6
広島県	54,916	19,128	95.3	10,572	3,682	98.1
山口県	28,552	19,047	94.9	3,690	2,462	65.6
徳島県	15,288	18,728	93.3	2,258	2,766	73.7
香川県	20,870	20,339	101.3	3,155	3,075	82.0
愛媛県	27,323	18,375	91.5	3,942	2,651	70.7
高知県	15,400	19,271	96.0	1,606	2,010	53.6
福岡県	94,834	18,861	93.9	15,698	3,122	83.2
佐賀県	16,641	19,077	95.0	2,027	2,324	61.9
長崎県	27,734	18,553	92.4	3,436	2,299	61.3
熊本県	34,696	18,669	93.0	4,753	2,557	68.2
大分県	23,253	19,033	94.8	3,711	3,038	81.0
宮崎県	20,757	17,705	88.2	2,760	2,354	62.7
鹿児島県	32,438	18,434	91.8	4,131	2,348	62.6
沖縄県	20,334	14,715	73.3	4,187	3,030	80.8
合 計	2,551,190	20,079	100.0	476,669	3,752	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
14,606	2,594	119.8	2,749	488	100.0	89,739	15,940	115.5	北 海 道		
3,304	2,263	104.5	212	145	29.7	19,936	13,653	99.0	青 森 県		
2,631	1,895	87.5	409	295	60.5	20,465	14,742	106.9	岩 手 県		
5,082	2,168	100.1	855	365	74.8	36,009	15,358	111.3	宮 城 県		
2,241	1,938	89.5	249	215	44.1	16,784	14,515	105.2	秋 田 県		
2,272	1,874	86.5	204	168	34.4	18,392	15,173	110.0	山 形 県		
4,483	2,134	98.5	915	436	89.3	33,675	16,029	116.2	福 島 県		
6,487	2,171	100.2	3,617	1,210	248.0	55,942	18,719	135.7	茨 城 県		
4,446	2,212	102.1	3,169	1,577	323.2	39,009	19,412	140.7	栃 木 県		
4,349	2,153	99.4	1,835	908	186.1	38,886	19,250	139.5	群 馬 県		
13,743	1,958	90.4	2,785	397	81.4	97,401	13,875	100.6	埼 玉 県		
12,130	2,010	92.8	5,291	877	179.7	83,469	13,829	100.2	千 葉 県		
32,819	2,674	123.5	830	68	13.9	122,518	9,982	72.4	東 京 都		
17,211	1,980	91.4	2,104	242	49.6	106,876	12,294	89.1	神 奈 川 県		
4,948	2,029	93.7	750	308	63.1	35,902	14,723	106.7	新 潟 県		
2,194	1,968	90.9	434	389	79.7	18,890	16,946	122.8	富 山 県		
2,582	2,205	101.8	731	624	127.9	19,345	16,519	119.7	石 川 県		
1,703	2,074	95.8	375	457	93.6	13,685	16,667	120.8	福 井 県		
1,920	2,184	100.8	1,025	1,166	238.9	14,826	16,862	122.2	山 梨 県		
4,073	1,859	85.8	1,250	571	117.0	36,658	16,732	121.3	長 野 県		
3,983	1,892	87.3	2,043	971	199.0	36,451	17,316	125.5	岐 阜 県		
7,883	2,088	96.4	3,175	841	172.3	61,601	16,314	118.3	静 岡 県		
15,786	2,221	102.5	1,900	267	54.7	122,260	17,204	124.7	愛 知 県		
3,722	2,004	92.5	2,391	1,287	263.7	30,243	16,282	118.0	三 重 県		
3,728	2,730	126.0	1,421	1,041	213.3	19,958	14,617	106.0	滋 賀 県		
5,465	2,129	98.3	1,102	429	87.9	30,210	11,771	85.3	京 都 府		
21,986	2,538	117.2	1,765	204	41.8	90,288	10,421	75.5	大 阪 府		
10,798	1,936	89.4	5,323	954	195.5	67,709	12,141	88.0	兵 庫 県		
2,409	1,684	77.7	1,129	789	161.7	18,273	12,775	92.6	奈 良 県		
2,210	2,082	96.1	601	566	116.0	13,158	12,395	89.9	和 歌 山 県		
1,225	2,007	92.7	185	303	62.1	8,061	13,205	95.7	鳥 取 県		
1,286	1,727	79.7	196	263	53.9	9,394	12,615	91.4	鳥 根 県		
3,926	2,008	92.7	1,136	581	119.1	28,314	14,483	105.0	岡 山 県		
5,681	1,979	91.4	1,101	384	78.7	37,250	12,975	94.1	広 島 県		
2,891	1,929	89.1	730	487	99.8	20,389	13,602	98.6	山 口 県		
1,682	2,060	95.1	343	420	86.1	11,831	14,493	105.1	徳 島 県		
2,126	2,072	95.7	470	458	93.9	14,535	14,165	102.7	香 川 県		
2,936	1,975	91.2	562	378	77.5	18,410	12,381	89.7	愛 媛 県		
1,670	2,090	96.5	310	388	79.5	9,410	11,775	85.4	高 知 県		
11,112	2,210	102.0	1,437	286	58.6	66,089	13,144	95.3	福 岡 県		
1,836	2,105	97.2	463	531	108.8	11,477	13,157	95.4	佐 賀 県		
2,884	1,929	89.1	504	337	69.1	15,245	10,198	73.9	長 崎 県		
3,637	1,957	90.4	913	491	100.6	24,881	13,388	97.0	熊 本 県		
2,487	2,036	94.0	511	418	85.7	16,277	13,323	96.6	大 分 県		
2,325	1,983	91.6	716	611	125.2	15,410	13,144	95.3	宮 崎 県		
3,379	1,920	88.6	751	427	87.5	21,483	12,209	88.5	鹿 児 島 県		
2,886	2,089	96.4	1,064	770	157.8	15,739	11,390	82.6	沖 縄 県		
275,163	2,166	100.0	62,032	488	100.0	1,752,750	13,795	100.0	合 計		

平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	釧 区 税			道府県固定資産税			自動車取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	30	5	166.7	-	-	-	17,211	3,057	85.8
青森県	4	3	100.0	1,376	942	730.2	3,944	2,701	75.8
岩手県	18	13	433.3	-	-	-	3,869	2,787	78.2
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	7,640	3,259	91.4
秋田県	16	14	466.7	-	-	-	3,592	3,106	87.1
山形県	6	5	166.7	-	-	-	3,975	3,279	92.0
福島県	13	6	200.0	417	198	153.5	6,923	3,295	92.5
茨城県	5	2	66.7	2,258	756	586.0	10,800	3,614	101.4
栃木県	9	4	133.3	-	-	-	8,700	4,329	121.5
群馬県	4	2	66.7	-	-	-	9,078	4,494	126.1
埼玉県	8	1	33.3	-	-	-	26,890	3,831	107.5
千葉県	45	7	233.3	1,223	203	157.4	20,523	3,400	95.4
東京都	3	0	0.0	580	47	36.4	44,765	3,647	102.3
神奈川県	0	0	0.0	150	17	13.2	32,847	3,778	106.0
新潟県	55	23	766.7	1,442	591	458.1	8,583	3,520	98.8
富山県	3	3	100.0	-	-	-	3,990	3,579	100.4
石川県	1	1	33.3	-	-	-	4,468	3,815	107.0
福井県	3	4	133.3	563	686	531.8	3,185	3,879	108.8
山梨県	1	1	33.3	-	-	-	3,110	3,537	99.2
長野県	6	3	100.0	235	107	82.9	8,719	3,980	111.7
岐阜県	18	9	300.0	-	-	-	9,112	4,329	121.5
静岡県	6	2	66.7	-	-	-	15,676	4,152	116.5
愛知県	4	1	33.3	5,127	721	558.9	41,164	5,792	162.5
三重県	4	2	66.7	1,079	581	450.4	8,757	4,715	132.3
滋賀県	8	6	200.0	-	-	-	5,148	3,770	105.8
京都府	1	0	0.0	-	-	-	8,129	3,167	88.9
大阪府	0	0	0.0	474	55	42.6	29,897	3,451	96.8
兵庫県	4	1	33.3	-	-	-	19,356	3,471	97.4
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	4,327	3,025	84.9
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	2,867	2,701	75.8
鳥取県	1	2	66.7	-	-	-	1,767	2,895	81.2
島根県	3	4	133.3	-	-	-	2,234	3,000	84.2
岡山県	16	8	266.7	-	-	-	6,511	3,331	93.5
広島県	5	2	66.7	-	-	-	9,730	3,389	95.1
山口県	11	7	233.3	-	-	-	5,230	3,489	97.9
徳島県	2	2	66.7	-	-	-	2,393	2,931	82.2
香川県	0	0	0.0	-	-	-	3,168	3,087	86.6
愛媛県	5	3	100.0	-	-	-	3,785	2,545	71.4
高知県	10	13	433.3	-	-	-	1,999	2,501	70.2
福岡県	8	2	66.7	-	-	-	15,652	3,113	87.3
佐賀県	1	1	33.3	1,502	1,722	1,334.9	2,272	2,605	73.1
長崎県	5	3	100.0	-	-	-	3,221	2,155	60.5
熊本県	11	6	200.0	-	-	-	4,627	2,490	69.9
大分県	14	11	366.7	-	-	-	3,420	2,799	78.5
宮崎県	9	8	266.7	-	-	-	3,291	2,807	78.8
鹿児島県	13	7	233.3	-	-	-	4,222	2,399	67.3
沖縄県	10	7	233.3	-	-	-	2,072	1,499	42.1
合 計	407	3	100.0	16,426	129	100.0	452,839	3,564	100.0

軽油引取税			狩 猟 税			その他の道府県税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
74,207	13,181	154.2	150	27	135.0	304	54	13.4	北 海 道		
18,352	12,569	147.1	31	21	105.0	14,561	9,972	2,468.3	青 森 県		
17,859	12,865	150.5	59	43	215.0	90	65	16.1	岩 手 県		
27,988	11,937	139.7	39	17	85.0	908	387	95.8	宮 城 県		
13,202	11,417	133.6	46	40	200.0	352	304	75.2	秋 田 県		
13,129	10,831	126.7	39	32	160.0	0	0	0.0	山 形 県		
26,453	12,592	147.3	88	42	210.0	3,174	1,511	374.0	福 島 県		
36,010	12,049	141.0	100	33	165.0	1,964	657	162.6	茨 城 県		
25,590	12,735	149.0	69	34	170.0	3	1	0.2	栃 木 県		
21,403	10,595	124.0	77	38	190.0	1	0	0.0	群 馬 県		
48,488	6,907	80.8	49	7	35.0	8	1	0.2	埼 玉 県		
43,222	7,161	83.8	83	14	70.0	0	0	0.0	千 葉 県		
51,394	4,187	49.0	8	1	5.0	1,199	98	24.3	東 京 都		
45,780	5,266	61.6	37	4	20.0	9,976	1,148	284.2	神 奈 川 県		
32,139	13,180	154.2	57	23	115.0	2,387	979	242.3	新 潟 県		
13,964	12,527	146.6	16	14	70.0	2	2	0.5	富 山 県		
13,610	11,621	136.0	14	12	60.0	5	4	1.0	石 川 県		
9,209	11,216	131.2	27	33	165.0	5,526	6,730	1,665.8	福 井 県		
8,095	9,207	107.7	65	74	370.0	0	0	0.0	山 梨 県		
22,883	10,445	122.2	99	45	225.0	0	0	0.0	長 野 県		
21,248	10,094	118.1	63	30	150.0	23	11	2.7	岐 阜 県		
41,175	10,905	127.6	96	25	125.0	1,869	495	122.5	静 岡 県		
64,899	9,132	106.8	42	6	30.0	3	0	0.0	愛 知 県		
23,550	12,679	148.3	57	31	155.0	91	49	12.1	三 重 県		
14,324	10,491	122.7	29	21	105.0	57	42	10.4	滋 賀 県		
14,699	5,727	67.0	46	18	90.0	73	28	6.9	京 都 府		
47,899	5,529	64.7	14	2	10.0	19	2	0.5	大 阪 府		
38,633	6,927	81.0	83	15	75.0	5	1	0.2	兵 庫 県		
6,513	4,553	53.3	27	19	95.0	184	129	31.9	奈 良 県		
6,572	6,191	72.4	54	51	255.0	1	1	0.2	和 歌 山 県		
6,554	10,737	125.6	24	39	195.0	8	13	3.2	鳥 取 県		
6,795	9,125	106.8	47	63	315.0	527	708	175.2	島 根 県		
21,848	11,176	130.8	70	36	180.0	904	462	114.4	岡 山 県		
26,476	9,222	107.9	63	22	110.0	936	326	80.7	広 島 県		
17,348	11,573	135.4	51	34	170.0	244	163	40.3	山 口 県		
7,612	9,325	109.1	39	48	240.0	0	0	0.0	徳 島 県		
10,851	10,575	123.7	21	20	100.0	2	2	0.5	香 川 県		
12,747	8,573	100.3	58	39	195.0	977	657	162.6	愛 媛 県		
6,088	7,618	89.1	75	94	470.0	2	3	0.7	高 知 県		
42,866	8,525	99.7	50	10	50.0	304	60	14.9	福 岡 県		
10,966	12,571	147.1	27	31	155.0	2,242	2,570	636.1	佐 賀 県		
9,323	6,237	73.0	27	18	90.0	146	98	24.3	長 崎 県		
17,279	9,297	108.8	68	37	185.0	144	77	19.1	熊 本 県		
10,699	8,757	102.5	71	58	290.0	212	174	43.1	大 分 県		
11,673	9,956	116.5	81	69	345.0	205	175	43.3	宮 崎 県		
16,010	9,098	106.4	88	50	250.0	779	443	109.7	鹿 児 島 県		
8,302	6,008	70.3	6	4	20.0	973	704	174.3	沖 縄 県		
1,085,926	8,547	100.0	2,529	20	100.0	51,389	404	100.0	合 計		

平成17年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県	道府県税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	550,879	97,848	81.6	710,127	126,133	173.8
青森県	137,153	93,931	78.4	236,020	161,642	222.7
岩手県	124,105	89,402	74.6	240,081	172,949	238.3
宮城県	251,975	107,472	89.7	184,476	78,682	108.4
秋田県	99,872	86,368	72.1	208,293	180,129	248.2
山形県	110,871	91,465	76.3	188,671	155,648	214.5
福島県	222,720	106,014	88.5	237,668	113,129	155.9
茨城県	353,884	118,414	98.8	185,562	62,091	85.5
栃木県	250,076	124,447	103.8	137,505	68,428	94.3
群馬県	228,086	112,912	94.2	147,132	72,836	100.4
埼玉県	681,715	97,112	81.0	238,915	34,034	46.9
千葉県	635,887	105,355	87.9	218,475	36,197	49.9
東京都	2,692,283	219,360	183.0	-	-	-
神奈川県	999,747	115,001	96.0	122,893	14,136	19.5
新潟県	260,230	106,718	89.0	297,754	122,106	168.2
富山県	126,824	113,773	94.9	140,328	125,887	173.4
石川県	132,179	112,867	94.2	141,491	120,818	166.5
福井県	102,624	124,988	104.3	126,881	154,531	212.9
山梨県	104,762	119,151	99.4	125,204	142,400	196.2
長野県	235,752	107,606	89.8	238,134	108,694	149.8
岐阜県	223,025	105,950	88.4	191,485	90,966	125.3
静岡県	487,120	129,008	107.6	169,147	44,796	61.7
愛知県	1,088,655	153,190	127.8	87,692	12,340	17.0
三重県	227,884	122,686	102.4	150,769	81,170	111.8
滋賀県	156,004	114,256	95.3	118,458	86,757	119.5
京都府	299,895	116,853	97.5	192,961	75,187	103.6
大阪府	1,113,377	128,510	107.2	279,002	32,203	44.4
兵庫県	573,397	102,819	85.8	382,666	68,618	94.5
奈良県	118,165	82,612	68.9	146,463	102,395	141.1
和歌山県	88,356	83,232	69.4	163,675	154,184	212.4
鳥取県	55,872	91,528	76.4	129,125	211,530	291.4
島根県	67,275	90,341	75.4	184,584	247,871	341.5
岡山県	225,030	115,110	96.0	180,693	92,430	127.3
広島県	320,811	111,746	93.2	208,847	72,746	100.2
山口県	165,523	110,422	92.1	181,573	121,129	166.9
徳島県	85,162	104,324	87.0	141,523	173,367	238.9
香川県	111,692	108,852	90.8	116,533	113,570	156.5
愛媛県	137,211	92,277	77.0	178,472	120,026	165.4
高知県	63,877	79,934	66.7	172,540	215,912	297.5
福岡県	510,136	101,459	84.7	280,334	55,754	76.8
佐賀県	84,636	97,026	81.0	138,990	159,337	219.5
長崎県	109,425	73,200	61.1	234,587	156,927	216.2
熊本県	160,825	86,534	72.2	219,908	118,324	163.0
大分県	114,018	93,326	77.9	182,218	149,149	205.5
宮崎県	96,661	82,447	68.8	190,596	162,569	224.0
鹿児島県	145,444	82,655	69.0	283,518	161,122	222.0
沖縄県	95,825	69,347	57.9	189,673	137,263	189.1
合計	15,226,925	119,845	100.0	9,221,643	72,580	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
46,922	8,334	124.1	1,307,927	232,315	116.7	北海道
11,375	7,790	116.0	384,547	263,362	132.2	青森県
12,036	8,670	129.1	376,222	271,021	136.1	岩手県
15,488	6,606	98.3	451,939	192,760	96.8	宮城県
9,915	8,574	127.6	318,080	275,071	138.1	秋田県
10,394	8,575	127.6	309,936	255,688	128.4	山形県
16,826	8,009	119.2	477,214	227,153	114.1	福島県
20,709	6,929	103.1	560,155	187,435	94.1	茨城県
14,456	7,194	107.1	402,038	200,069	100.5	栃木県
14,275	7,067	105.2	389,493	192,815	96.8	群馬県
41,612	5,928	88.2	962,242	137,073	68.8	埼玉県
35,861	5,942	88.4	890,223	147,494	74.1	千葉県
67,067	5,464	81.3	2,759,350	224,824	112.9	東京都
47,711	5,488	81.7	1,170,352	134,626	67.6	神奈川県
19,616	8,044	119.7	577,599	236,868	118.9	新潟県
8,733	7,834	116.6	275,885	247,494	124.3	富山県
8,843	7,551	112.4	282,513	241,236	121.1	石川県
6,669	8,122	120.9	236,175	287,642	144.4	福井県
6,577	7,480	111.3	236,542	269,030	135.1	山梨県
16,844	7,688	114.4	490,731	223,989	112.5	長野県
15,683	7,450	110.9	430,194	204,367	102.6	岐阜県
24,104	6,384	95.0	680,371	180,188	90.5	静岡県
43,337	6,098	90.8	1,219,684	171,627	86.2	愛知県
13,559	7,300	108.7	392,212	211,155	106.0	三重県
9,561	7,002	104.2	284,022	208,015	104.5	滋賀県
16,210	6,316	94.0	509,066	198,356	99.6	京都府
51,828	5,982	89.0	1,444,208	166,696	83.7	大阪府
34,744	6,230	92.7	990,806	177,666	89.2	兵庫県
9,698	6,780	100.9	274,325	191,787	96.3	奈良県
8,176	7,702	114.6	260,207	245,118	123.1	和歌山県
5,501	9,012	134.1	190,498	312,070	156.7	鳥取県
7,189	9,654	143.7	259,047	347,865	174.7	島根県
14,660	7,499	111.6	420,384	215,039	108.0	岡山県
19,486	6,787	101.0	549,143	191,279	96.1	広島県
11,816	7,883	117.3	358,912	239,434	120.2	山口県
6,652	8,149	121.3	233,337	285,840	143.5	徳島県
7,447	7,258	108.0	235,672	229,680	115.3	香川県
11,591	7,795	116.0	327,274	220,098	110.5	愛媛県
7,170	8,972	133.6	243,587	304,819	153.1	高知県
31,222	6,210	92.4	821,693	163,423	82.1	福岡県
6,465	7,411	110.3	230,091	263,774	132.5	佐賀県
10,481	7,011	104.4	354,493	237,138	119.1	長崎県
13,880	7,468	111.2	394,613	212,326	106.6	熊本県
9,893	8,098	120.5	306,129	250,573	125.8	大分県
9,432	8,045	119.8	296,689	253,061	127.1	宮崎県
14,043	7,981	118.8	443,005	251,757	126.4	鹿児島県
7,821	5,660	84.3	293,319	212,270	106.6	沖縄県
853,575	6,718	100.0	25,302,144	199,143	100.0	合 計

21 平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	187,804	33,358	74.4	64,138	11,392	58.9
青森県	38,618	26,448	59.0	12,271	8,404	43.5
岩手県	37,296	26,867	59.9	13,413	9,662	50.0
宮城県	82,062	35,001	78.0	34,369	14,659	75.8
秋田県	28,926	25,015	55.8	11,182	9,670	50.0
山形県	33,557	27,684	61.7	12,978	10,706	55.4
福島県	59,512	28,328	63.2	23,611	11,239	58.1
茨城県	113,094	37,843	84.4	47,438	15,873	82.1
栃木県	76,302	37,971	84.7	37,784	18,803	97.2
群馬県	73,292	36,283	80.9	31,107	15,399	79.6
埼玉県	346,498	49,359	110.1	87,703	12,493	64.6
千葉県	314,623	52,127	116.2	80,719	13,374	69.2
東京都	1,003,088	81,729	182.2	662,260	53,959	279.0
神奈川県	548,997	63,151	140.8	137,985	15,872	82.1
新潟県	73,495	30,140	67.2	32,800	13,451	69.6
富山県	41,847	37,541	83.7	18,077	16,217	83.9
石川県	44,471	37,974	84.7	17,982	15,355	79.4
福井県	29,564	36,007	80.3	13,500	16,442	85.0
山梨県	31,493	35,818	79.9	15,439	17,560	90.8
長野県	74,754	34,121	76.1	30,547	13,943	72.1
岐阜県	79,983	37,996	84.7	25,582	12,153	62.8
静岡県	166,210	44,019	98.1	67,631	17,911	92.6
愛知県	380,017	53,474	119.2	196,314	27,624	142.8
三重県	72,472	39,017	87.0	31,669	17,050	88.2
滋賀県	54,986	40,271	89.8	23,382	17,125	88.6
京都府	111,766	43,549	97.1	45,062	17,558	90.8
大阪府	387,898	44,773	99.8	212,919	24,576	127.1
兵庫県	255,146	45,751	102.0	78,914	14,150	73.2
奈良県	65,467	45,769	102.0	12,978	9,073	46.9
和歌山県	33,446	31,506	70.2	11,166	10,518	54.4
鳥取県	17,514	28,691	64.0	6,609	10,827	56.0
島根県	21,994	29,535	65.9	8,059	10,822	56.0
岡山県	67,434	34,495	76.9	37,398	19,130	98.9
広島県	116,465	40,567	90.4	51,963	18,100	93.6
山口県	50,896	33,953	75.7	25,115	16,754	86.6
徳島県	26,567	32,545	72.6	12,505	15,319	79.2
香川県	36,525	35,596	79.4	17,814	17,361	89.8
愛媛県	44,411	29,867	66.6	19,586	13,172	68.1
高知県	23,832	29,823	66.5	7,257	9,081	47.0
福岡県	182,761	36,348	81.0	81,602	16,229	83.9
佐賀県	23,479	26,916	60.0	9,562	10,962	56.7
長崎県	41,689	27,888	62.2	12,192	8,156	42.2
熊本県	52,174	28,073	62.6	20,409	10,981	56.8
大分県	35,324	28,913	64.5	15,953	13,058	67.5
宮崎県	30,280	25,827	57.6	11,594	9,889	51.1
鹿児島県	47,174	26,809	59.8	17,919	10,183	52.7
沖縄県	33,318	24,112	53.8	10,553	7,637	39.5
合 計	5,698,521	44,851	100.0	2,457,009	19,338	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100として算出した。なお、人口は平成18年3月31日現在住民基本台帳人口によった。
 2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県	
計			土 地				
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
251,942	44,750	69.7	75,905	13,482	50.3	北 海 道	
50,889	34,852	54.3	23,106	15,824	59.0	青 森 県	
50,710	36,530	56.9	23,380	16,842	62.8	岩 手 県	
116,432	49,660	77.4	48,154	20,539	76.6	宮 城 県	
40,108	34,685	54.0	19,057	16,480	61.5	秋 田 県	
46,535	38,390	59.8	22,188	18,304	68.3	山 形 県	
83,123	39,566	61.6	40,144	19,108	71.3	福 島 県	
160,532	53,716	83.7	64,008	21,418	79.9	茨 城 県	
114,085	56,773	88.4	51,004	25,381	94.7	栃 木 県	
104,399	51,682	80.5	50,734	25,115	93.7	群 馬 県	
434,201	61,853	96.4	191,020	27,211	101.5	埼 玉 県	
395,341	65,501	102.0	138,701	22,980	85.7	千 葉 県	
1,665,349	135,688	211.4	605,515	49,336	184.1	東 京 都	
686,981	79,024	123.1	288,918	33,234	124.0	神 奈 川 県	
106,295	43,591	67.9	52,430	21,501	80.2	新 潟 県	
59,924	53,757	83.7	26,043	23,363	87.2	富 山 県	
62,453	53,328	83.1	27,459	23,447	87.5	石 川 県	
43,063	52,447	81.7	20,427	24,878	92.8	福 井 県	
46,932	53,378	83.2	20,396	23,197	86.5	山 梨 県	
105,301	48,063	74.9	49,531	22,608	84.3	長 野 県	
105,566	50,150	78.1	51,943	24,676	92.1	岐 阜 県	
233,841	61,930	96.5	109,120	28,899	107.8	静 岡 県	
576,331	81,098	126.3	231,267	32,543	121.4	愛 知 県	
104,141	56,066	87.3	40,748	21,938	81.8	三 重 県	
78,368	57,396	89.4	29,397	21,530	80.3	滋 賀 県	
156,828	61,108	95.2	71,238	27,758	103.6	京 都 府	
600,817	69,349	108.0	276,636	31,930	119.1	大 阪 府	
334,060	59,902	93.3	155,459	27,876	104.0	兵 庫 県	
78,446	54,843	85.4	31,538	22,049	82.3	奈 良 県	
44,612	42,025	65.5	25,047	23,595	88.0	和 歌 山 県	
24,123	39,518	61.6	11,442	18,744	69.9	鳥 取 県	
30,053	40,357	62.9	13,106	17,600	65.7	島 根 県	
104,832	53,625	83.5	46,725	23,901	89.2	岡 山 県	
168,429	58,668	91.4	81,721	28,465	106.2	広 島 県	
76,011	50,708	79.0	35,533	23,704	88.4	山 口 県	
39,072	47,864	74.6	19,150	23,459	87.5	徳 島 県	
54,339	52,957	82.5	25,264	24,622	91.9	香 川 県	
63,997	43,039	67.1	32,470	21,837	81.5	愛 媛 県	
31,090	38,905	60.6	16,939	21,197	79.1	高 知 県	
264,363	52,578	81.9	115,140	22,900	85.4	福 岡 県	
33,041	37,878	59.0	14,805	16,972	63.3	佐 賀 県	
53,881	36,044	56.2	20,727	13,865	51.7	長 崎 県	
72,583	39,054	60.8	30,466	16,393	61.2	熊 本 県	
51,277	41,971	65.4	23,542	19,270	71.9	大 分 県	
41,874	35,716	55.6	16,737	14,276	53.3	宮 崎 県	
65,093	36,992	57.6	25,369	14,417	53.8	鹿 児 島 県	
43,870	31,748	49.5	16,111	11,659	43.5	沖 縄 県	
8,155,530	64,189	100.0	3,405,760	26,805	100.0	合 計	

平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	164,422	29,205	98.6	53,063	9,425	75.6
青森県	38,877	26,625	89.8	13,789	9,444	75.8
岩手県	33,573	24,185	81.6	14,066	10,133	81.3
宮城県	67,911	28,965	97.7	28,653	12,221	98.0
秋田県	27,700	23,955	80.8	10,694	9,248	74.2
山形県	30,869	25,466	85.9	12,092	9,976	80.0
福島県	57,962	27,590	93.1	39,662	18,879	151.4
茨城県	91,097	30,482	102.9	42,994	14,386	115.4
栃木県	62,767	31,235	105.4	32,940	16,392	131.5
群馬県	58,574	28,996	97.9	29,663	14,684	117.8
埼玉県	174,237	24,820	83.8	61,112	8,706	69.8
千葉県	168,210	27,869	94.0	75,241	12,466	100.0
東京都	484,769	39,498	133.3	181,135	14,758	118.4
神奈川県	257,198	29,586	99.8	105,966	12,189	97.8
新潟県	71,391	29,277	98.8	35,812	14,686	117.8
富山県	38,415	34,462	116.3	17,932	16,087	129.0
石川県	35,974	30,718	103.7	13,355	11,404	91.5
福井県	27,457	33,440	112.8	17,319	21,093	169.2
山梨県	26,138	29,728	100.3	14,250	16,207	130.0
長野県	66,024	30,136	101.7	29,416	13,427	107.7
岐阜県	58,714	27,892	94.1	28,783	13,674	109.7
静岡県	118,651	31,423	106.0	62,695	16,604	133.2
愛知県	232,113	32,662	110.2	107,892	15,182	121.8
三重県	52,729	28,388	95.8	33,357	17,958	144.1
滋賀県	42,577	31,183	105.2	21,282	15,587	125.0
京都府	72,564	28,274	95.4	28,870	11,249	90.2
大阪府	284,437	32,831	110.8	89,835	10,369	83.2
兵庫県	166,343	29,828	100.7	68,875	12,350	99.1
奈良県	30,052	21,010	70.9	10,667	7,458	59.8
和歌山県	25,138	23,680	79.9	11,118	10,473	84.0
鳥取県	16,776	27,482	92.7	7,271	11,911	95.5
島根県	18,921	25,408	85.7	9,867	13,250	106.3
岡山県	52,259	26,732	90.2	26,936	13,779	110.5
広島県	80,030	27,876	94.1	38,306	13,343	107.0
山口県	39,334	26,240	88.5	24,128	16,096	129.1
徳島県	22,338	27,364	92.3	12,709	15,569	124.9
香川県	29,927	29,166	98.4	9,718	9,471	76.0
愛媛県	38,262	25,732	86.8	17,352	11,670	93.6
高知県	19,036	23,821	80.4	6,505	8,140	65.3
福岡県	144,456	28,730	97.0	46,760	9,300	74.6
佐賀県	21,068	24,152	81.5	9,958	11,416	91.6
長崎県	36,549	24,449	82.5	12,028	8,046	64.5
熊本県	44,072	23,713	80.0	18,158	9,770	78.4
大分県	31,287	25,609	86.4	17,785	14,557	116.8
宮崎県	27,932	23,825	80.4	10,754	9,173	73.6
鹿児島県	42,113	23,933	80.8	15,144	8,606	69.0
沖縄県	33,839	24,489	82.6	7,972	5,769	46.3
合計	3,765,085	29,633	100.0	1,583,881	12,466	100.0

固 定 資 産 税									都 道 府 県		
交 付 金			納 付 金			計					
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり				
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
4,507	801	105.7	523	93	106.9	298,421	53,006	76.0	北 海 道		
975	668	88.1	82	56	64.4	76,829	52,617	75.4	青 森 県		
1,777	1,280	168.9	91	66	75.9	72,888	52,507	75.3	岩 手 県		
1,338	571	75.3	209	89	102.3	146,265	62,385	89.4	宮 城 県		
2,484	2,148	283.4	71	61	70.1	60,005	51,891	74.4	秋 田 県		
1,123	926	122.2	77	64	73.6	66,350	54,737	78.5	山 形 県		
1,127	536	70.7	127	60	69.0	139,023	66,175	94.9	福 島 県		
1,241	415	54.7	166	56	64.4	199,506	66,757	95.7	茨 城 県		
1,002	499	65.8	120	60	69.0	147,834	73,568	105.5	栃 木 県		
1,104	547	72.2	88	44	50.6	140,164	69,387	99.5	群 馬 県		
3,362	479	63.2	898	128	147.1	430,630	61,344	87.9	埼 玉 県		
2,612	433	57.1	434	72	82.8	385,198	63,820	91.5	千 葉 県		
18,832	1,534	202.4	2,358	192	220.7	1,292,609	105,318	151.0	東 京 都		
5,269	606	79.9	620	71	81.6	657,972	75,687	108.5	神 奈 川 県		
1,487	610	80.5	161	66	75.9	161,281	66,140	94.8	新 潟 県		
729	654	86.3	70	63	72.4	83,188	74,627	107.0	富 山 県		
573	489	64.5	101	86	98.9	77,463	66,145	94.8	石 川 県		
706	860	113.5	51	62	71.3	65,961	80,335	115.2	福 井 県		
620	705	93.0	54	61	70.1	61,458	69,899	100.2	山 梨 県		
1,424	650	85.8	171	78	89.7	146,566	66,898	95.9	長 野 県		
460	219	28.9	104	49	56.3	140,004	66,510	95.4	岐 阜 県		
1,456	386	50.9	196	52	59.8	292,118	77,364	110.9	静 岡 県		
3,556	500	66.0	491	69	79.3	575,320	80,956	116.1	愛 知 県		
691	372	49.1	100	54	62.1	127,625	68,710	98.5	三 重 県		
346	253	33.4	64	47	54.0	93,666	68,600	98.4	滋 賀 県		
775	302	39.8	255	99	113.8	173,701	67,682	97.0	京 都 府		
7,548	871	114.9	893	103	118.4	659,349	76,105	109.1	大 阪 府		
3,972	712	93.9	597	107	123.0	395,247	70,874	101.6	兵 庫 県		
329	230	30.3	81	57	65.5	72,668	50,804	72.8	奈 良 県		
411	387	51.1	49	46	52.9	61,763	58,181	83.4	和 歌 山 県		
403	660	87.1	42	69	79.3	35,934	58,866	84.4	鳥 取 県		
432	580	76.5	52	70	80.5	42,377	56,907	81.6	島 根 県		
920	471	62.1	118	60	69.0	126,958	64,943	93.1	岡 山 県		
1,710	596	78.6	268	93	106.9	202,035	70,373	100.9	広 島 県		
1,174	783	103.3	92	61	70.1	100,260	66,885	95.9	山 口 県		
415	508	67.0	50	61	70.1	54,662	66,961	96.0	徳 島 県		
412	402	53.0	70	68	78.2	65,392	63,729	91.4	香 川 県		
1,039	699	92.2	96	65	74.7	89,220	60,002	86.0	愛 媛 県		
701	877	115.7	69	86	98.9	43,250	54,122	77.6	高 知 県		
6,384	1,270	167.5	382	76	87.4	313,122	62,275	89.3	福 岡 県		
461	528	69.7	44	50	57.5	46,336	53,119	76.2	佐 賀 県		
2,076	1,389	183.2	81	54	62.1	71,462	47,805	68.5	長 崎 県		
968	521	68.7	133	72	82.8	93,797	50,469	72.4	熊 本 県		
715	585	77.2	66	54	62.1	73,395	60,075	86.1	大 分 県		
1,124	959	126.5	60	51	58.6	56,607	48,283	69.2	宮 崎 県		
3,100	1,762	232.5	107	61	70.1	85,833	48,778	69.9	鹿 児 島 県		
2,386	1,727	227.8	79	57	65.5	60,387	43,701	62.7	沖 縄 県		
96,257	758	100.0	11,113	87	100.0	8,862,096	69,750	100.0	合 計		

平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	5,595	994	83.4	44,868	7,969	119.8
青森県	2,301	1,576	132.2	10,149	6,951	104.5
岩手県	2,320	1,671	140.2	8,076	5,818	87.4
宮城県	2,974	1,268	106.4	15,613	6,659	100.1
秋田県	1,920	1,660	139.3	6,866	5,938	89.3
山形県	2,208	1,822	152.9	6,977	5,756	86.5
福島県	3,239	1,542	129.4	13,773	6,556	98.5
茨城県	3,996	1,337	112.2	19,907	6,661	100.1
栃木県	2,753	1,370	114.9	13,661	6,798	102.2
群馬県	3,215	1,592	133.6	13,362	6,615	99.4
埼玉県	5,785	824	69.1	42,222	6,015	90.4
千葉県	5,006	829	69.5	37,264	6,174	92.8
東京都	4,911	400	33.6	100,821	8,215	123.5
神奈川県	5,015	577	48.4	52,876	6,082	91.4
新潟県	4,389	1,800	151.0	15,202	6,234	93.7
富山県	1,860	1,669	140.0	6,740	6,046	90.9
石川県	1,698	1,450	121.6	7,934	6,775	101.8
福井県	1,370	1,669	140.0	5,236	6,377	95.9
山梨県	1,649	1,875	157.3	5,899	6,709	100.8
長野県	4,330	1,976	165.8	12,513	5,711	85.8
岐阜県	3,238	1,538	129.0	12,235	5,812	87.4
静岡県	5,693	1,508	126.5	24,219	6,414	96.4
愛知県	7,736	1,089	91.4	48,499	6,825	102.6
三重県	3,163	1,703	142.9	11,431	6,154	92.5
滋賀県	2,230	1,633	137.0	11,439	8,378	125.9
京都府	2,739	1,067	89.5	16,787	6,541	98.3
大阪府	6,006	693	58.1	67,546	7,796	117.2
兵庫県	5,624	1,008	84.6	33,185	5,951	89.4
奈良県	1,737	1,214	101.8	7,401	5,174	77.8
和歌山県	2,013	1,896	159.1	6,790	6,396	96.1
鳥取県	1,212	1,985	166.5	3,763	6,164	92.6
島根県	1,651	2,217	186.0	3,951	5,306	79.8
岡山県	3,691	1,888	158.4	12,065	6,172	92.8
広島県	4,324	1,506	126.3	17,454	6,080	91.4
山口県	2,620	1,748	146.6	8,878	5,923	89.0
徳島県	1,562	1,913	160.5	5,172	6,336	95.2
香川県	1,934	1,885	158.1	6,540	6,374	95.8
愛媛県	2,668	1,794	150.5	9,019	6,065	91.2
高知県	1,660	2,077	174.2	5,127	6,416	96.4
福岡県	6,181	1,229	103.1	34,137	6,789	102.0
佐賀県	1,655	1,897	159.1	5,628	6,452	97.0
長崎県	2,543	1,701	142.7	8,855	5,924	89.0
熊本県	3,105	1,671	140.2	11,171	6,011	90.4
大分県	2,119	1,734	145.5	7,648	6,260	94.1
宮崎県	2,257	1,925	161.5	7,140	6,090	91.5
鹿児島県	3,295	1,873	157.1	10,378	5,898	88.7
沖縄県	2,269	1,642	137.8	8,875	6,423	96.5
合計	151,460	1,192	100.0	845,291	6,653	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
280	50	416.7	104	18	52.9	北	海	道
22	15	125.0	21	14	41.2	青	森	県
11	8	66.7	5	4	11.8	岩	手	県
1	0	0.0	36	15	44.1	宮	城	県
44	38	316.7	-	-	-	秋	田	県
5	4	33.3	1	1	2.9	山	形	県
50	24	200.0	19	9	26.5	福	島	県
3	1	8.3	118	39	114.7	茨	城	県
34	17	141.7	6	3	8.8	栃	木	県
6	3	25.0	84	42	123.5	群	馬	県
32	5	41.7	201	29	85.3	埼	玉	県
67	11	91.7	466	77	226.5	千	葉	県
7	1	8.3	501	41	120.6	東	京	都
-	-	-	676	78	229.4	神	奈	川
587	241	2,008.3	40	16	47.1	新	潟	県
0	0	0.0	0	0	0.0	富	山	県
0	0	0.0	7	6	17.6	石	川	県
1	1	8.3	5	6	17.6	福	井	県
-	-	-	66	75	220.6	山	梨	県
1	0	0.0	6	3	8.8	長	野	県
12	6	50.0	3	1	2.9	岐	阜	県
8	2	16.7	326	86	252.9	静	岡	県
9	1	8.3	12	2	5.9	愛	知	県
16	9	75.0	84	45	132.4	三	重	県
7	5	41.7	4	3	8.8	滋	賀	県
0	0	0.0	11	4	11.8	京	都	府
-	-	-	135	16	47.1	大	阪	府
5	1	8.3	194	35	102.9	兵	庫	県
-	-	-	526	368	1,082.4	奈	良	県
-	-	-	50	47	138.2	和	歌	山
-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
0	0	0.0	1	1	2.9	島	根	県
12	6	50.0	167	85	250.0	岡	山	県
1	0	0.0	175	61	179.4	広	島	県
62	41	341.7	63	42	123.5	山	口	県
2	2	16.7	26	32	94.1	徳	島	県
-	-	-	4	4	11.8	香	川	県
0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
33	41	341.7	3	4	11.8	高	知	県
37	7	58.3	50	10	29.4	福	岡	県
-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
2	1	8.3	5	3	8.8	長	崎	県
0	0	0.0	13	7	20.6	熊	本	県
56	46	383.3	7	6	17.6	大	分	県
0	0	0.0	7	6	17.6	宮	崎	県
110	63	525.0	1	1	2.9	鹿	児	島
43	31	258.3	46	33	97.1	沖	縄	県
1,566	12	100.0	4,274	34	100.0	合		計

平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,560	455	237.0	8,333	1,480	63.3
青森県	252	173	90.1	-	-	-
岩手県	632	455	237.0	-	-	-
宮城県	581	248	129.2	4,397	1,875	80.2
秋田県	806	697	363.0	1,301	1,125	48.1
山形県	722	596	310.4	-	-	-
福島県	963	458	238.5	3,846	1,831	78.3
茨城県	438	147	76.6	-	-	-
栃木県	992	494	257.3	2,739	1,363	58.3
群馬県	964	477	248.4	-	-	-
埼玉県	76	11	5.7	6,931	987	42.2
千葉県	257	43	22.4	9,209	1,526	65.3
東京都	308	25	13.0	91,239	7,434	318.0
神奈川県	950	109	56.8	29,242	3,364	143.9
新潟県	1,039	426	221.9	2,516	1,032	44.1
富山県	379	340	177.1	2,173	1,949	83.4
石川県	654	558	290.6	2,090	1,785	76.3
福井県	435	530	276.0	-	-	-
山梨県	774	880	458.3	-	-	-
長野県	1,373	627	326.6	1,716	783	33.5
岐阜県	820	390	203.1	1,292	614	26.3
静岡県	1,867	494	257.3	5,553	1,471	62.9
愛知県	424	60	31.3	24,697	3,475	148.6
三重県	416	224	116.7	-	-	-
滋賀県	257	188	97.9	-	-	-
京都府	130	51	26.6	6,631	2,584	110.5
大阪府	118	14	7.3	34,205	3,948	168.9
兵庫県	728	131	68.2	14,839	2,661	113.8
奈良県	33	23	12.0	738	516	22.1
和歌山県	483	455	237.0	2,056	1,937	82.8
鳥取県	207	339	176.6	-	-	-
島根県	198	266	138.5	-	-	-
岡山県	240	123	64.1	6,947	3,554	152.0
広島県	294	102	53.1	8,308	2,894	123.8
山口県	252	168	87.5	-	-	-
徳島県	70	86	44.8	-	-	-
香川県	129	126	65.6	1,697	1,654	70.7
愛媛県	173	116	60.4	1,598	1,075	46.0
高知県	50	63	32.8	986	1,234	52.8
福岡県	260	52	27.1	12,777	2,541	108.7
佐賀県	199	228	118.8	-	-	-
長崎県	236	158	82.3	1,278	855	36.6
熊本県	451	243	126.6	1,863	1,002	42.9
大分県	555	454	236.5	2,557	2,093	89.5
宮崎県	253	216	112.5	975	832	35.6
鹿児島県	304	173	90.1	1,582	899	38.5
沖縄県	63	46	24.0	710	514	22.0
合 計	24,366	192	100.0	297,020	2,338	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
47,628	8,460	87.2	-	-	-	北	海	道
1,542	1,056	10.9	-	-	-	青	森	県
2,367	1,705	17.6	-	-	-	岩	手	県
20,393	8,698	89.6	3	1	4.5	宮	城	県
528	457	4.7	-	-	-	秋	田	県
8,428	6,953	71.6	-	-	-	山	形	県
10,608	5,049	52.0	-	-	-	福	島	県
16,516	5,526	56.9	-	-	-	茨	城	県
16,171	8,047	82.9	-	-	-	栃	木	県
13,047	6,459	66.6	-	-	-	群	馬	県
62,983	8,972	92.4	-	-	-	埼	玉	県
57,196	9,476	97.6	-	-	-	千	葉	県
244,641	19,933	205.4	458	37	168.2	東	京	都
125,595	14,447	148.9	26	3	13.6	神	奈	川
12,727	5,219	53.8	483	198	900.0	新	潟	県
4,054	3,637	37.5	9	8	36.4	富	山	県
11,673	9,968	102.7	-	-	-	石	川	県
6,275	7,642	78.7	-	-	-	福	井	県
2,748	3,125	32.2	20	23	104.5	山	梨	県
13,507	6,165	63.5	-	-	-	長	野	県
16,189	7,691	79.2	68	32	145.5	岐	阜	県
38,904	10,303	106.2	555	147	668.2	静	岡	県
92,584	13,028	134.2	-	-	-	愛	知	県
9,784	5,267	54.3	-	-	-	三	重	県
8,203	6,008	61.9	-	-	-	滋	賀	県
30,247	11,786	121.4	19	7	31.8	京	都	府
132,514	15,295	157.6	-	-	-	大	阪	府
67,528	12,109	124.8	-	-	-	兵	庫	県
9,142	6,391	65.9	-	-	-	奈	良	県
5,625	5,299	54.6	-	-	-	和	歌	山
843	1,381	14.2	-	-	-	鳥	取	県
1,416	1,901	19.6	-	-	-	島	根	県
15,811	8,088	83.3	10	5	22.7	岡	山	県
29,311	10,210	105.2	-	-	-	広	島	県
11,575	7,722	79.6	-	-	-	山	口	県
3,328	4,077	42.0	-	-	-	徳	島	県
503	490	5.0	-	-	-	香	川	県
1,206	811	8.4	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	0	0.0	高	知	県
42,460	8,445	87.0	939	187	850.0	福	岡	県
1,899	2,177	22.4	-	-	-	佐	賀	県
9,752	6,524	67.2	0	0	0.0	長	崎	県
6,022	3,240	33.4	3	2	9.1	熊	本	県
8,095	6,626	68.3	-	-	-	大	分	県
3,411	2,909	30.0	1	1	4.5	宮	崎	県
8,054	4,577	47.2	249	142	645.5	鹿	児	島
-	-	-	4	3	13.6	沖	縄	県
1,233,035	9,705	100.0	2,848	22	100.0	合		計

平成17年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県	市町村税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	659,731	117,182	76.0	803,420	142,704	234.3
青森県	142,005	97,254	63.1	196,009	134,239	220.4
岩手県	137,007	98,697	64.1	191,730	138,118	226.8
宮城県	306,694	130,810	84.9	192,023	81,901	134.5
秋田県	111,577	96,490	62.6	182,432	157,765	259.1
山形県	131,225	108,257	70.3	149,347	123,207	202.3
福島県	254,642	121,209	78.7	193,635	92,170	151.4
茨城県	401,016	134,185	87.1	148,144	49,571	81.4
栃木県	298,275	148,433	96.3	73,367	36,510	60.0
群馬県	275,241	136,255	88.4	113,223	56,050	92.0
埼玉県	983,060	140,039	90.9	128,791	18,347	30.1
千葉県	890,003	147,457	95.7	124,764	20,671	33.9
東京都	3,400,846	277,091	179.8	36,249	2,953	4.8
神奈川県	1,559,331	179,370	116.4	55,041	6,331	10.4
新潟県	304,560	124,897	81.1	265,655	108,943	178.9
富山県	158,326	142,033	92.2	93,735	84,089	138.1
石川県	163,973	140,016	90.9	115,092	98,276	161.4
福井県	122,347	149,009	96.7	64,082	78,047	128.2
山梨県	119,546	135,965	88.2	85,381	97,108	159.5
長野県	285,313	130,228	84.5	247,805	113,108	185.7
岐阜県	279,425	132,743	86.1	154,801	73,539	120.8
静岡県	603,084	159,719	103.7	99,900	26,457	43.4
愛知県	1,325,613	186,533	121.1	69,666	9,803	16.1
三重県	256,658	138,177	89.7	110,495	59,487	97.7
滋賀県	194,173	142,210	92.3	78,870	57,764	94.9
京都府	387,094	150,830	97.9	190,170	74,099	121.7
大阪府	1,500,690	173,215	112.4	254,295	29,352	48.2
兵庫県	851,410	152,670	99.1	359,430	64,451	105.8
奈良県	170,690	119,333	77.4	114,345	79,941	131.3
和歌山県	123,391	116,236	75.4	113,155	106,593	175.0
鳥取県	66,081	108,252	70.3	84,173	137,890	226.4
島根県	79,647	106,955	69.4	143,979	193,344	317.5
岡山県	270,733	138,488	89.9	186,552	95,427	156.7
広島県	430,330	149,893	97.3	208,769	72,719	119.4
山口県	199,720	133,235	86.5	130,931	87,345	143.4
徳島県	103,895	127,272	82.6	87,812	107,570	176.6
香川県	130,538	127,219	82.6	74,669	72,771	119.5
愛媛県	167,881	112,903	73.3	157,311	105,795	173.7
高知県	82,199	102,862	66.8	132,566	165,890	272.4
福岡県	674,326	134,113	87.0	368,889	73,367	120.5
佐賀県	88,758	101,751	66.0	92,267	105,774	173.7
長崎県	148,014	99,014	64.3	203,112	135,872	223.1
熊本県	189,011	101,700	66.0	215,598	116,005	190.5
大分県	145,709	119,266	77.4	130,538	106,848	175.5
宮崎県	112,526	95,979	62.3	141,235	120,466	197.8
鹿児島県	174,900	99,395	64.5	248,851	141,421	232.2
沖縄県	116,268	84,141	54.6	124,773	90,296	148.3
合 計	19,577,483	154,087	100.0	7,737,076	60,895	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
60,703	10,782	137.6	1,523,853	270,668	121.5	北 海 道
12,612	8,638	110.3	350,626	240,131	107.8	青 森 県
15,515	11,177	142.7	344,252	247,991	111.3	岩 手 県
20,704	8,831	112.7	519,420	221,542	99.4	宮 城 県
12,191	10,543	134.6	306,200	264,797	118.8	秋 田 県
10,649	8,785	112.1	291,221	240,249	107.8	山 形 県
20,532	9,773	124.8	468,809	223,152	100.2	福 島 県
27,915	9,341	119.2	577,076	193,097	86.7	茨 城 県
16,756	8,338	106.4	388,398	193,281	86.7	栃 木 県
18,193	9,006	115.0	406,656	201,311	90.3	群 馬 県
46,977	6,692	85.4	1,158,828	165,077	74.1	埼 玉 県
42,566	7,052	90.0	1,057,333	175,181	78.6	千 葉 県
69,955	5,700	72.8	3,507,049	285,744	128.2	東 京 都
53,488	6,153	78.5	1,667,861	191,854	86.1	神 奈 川 県
22,443	9,204	117.5	592,658	243,044	109.1	新 潟 県
10,193	9,144	116.7	262,254	235,266	105.6	富 山 県
9,614	8,209	104.8	288,679	246,501	110.6	石 川 県
7,119	8,670	110.7	193,547	235,724	105.8	福 井 県
6,910	7,859	100.3	211,836	240,931	108.1	山 梨 県
22,109	10,091	128.8	555,227	253,427	113.7	長 野 県
18,611	8,841	112.9	452,837	215,123	96.5	岐 阜 県
30,503	8,078	103.1	733,486	194,254	87.2	静 岡 県
54,034	7,603	97.1	1,449,314	203,940	91.5	愛 知 県
15,460	8,323	106.2	382,613	205,988	92.4	三 重 県
9,915	7,262	92.7	282,959	207,236	93.0	滋 賀 県
18,204	7,093	90.5	595,467	232,022	104.1	京 都 府
56,315	6,500	83.0	1,811,299	209,067	93.8	大 阪 府
40,911	7,336	93.6	1,251,751	224,458	100.7	兵 庫 県
10,092	7,056	90.1	295,127	206,330	92.6	奈 良 県
8,300	7,819	99.8	244,847	230,649	103.5	和 歌 山 県
5,110	8,371	106.9	155,364	254,514	114.2	鳥 取 県
8,051	10,811	138.0	231,676	311,109	139.6	島 根 県
17,374	8,887	113.4	474,658	242,802	109.0	岡 山 県
22,730	7,917	101.1	661,830	230,530	103.5	広 島 県
12,098	8,071	103.0	342,749	228,651	102.6	山 口 県
7,410	9,077	115.9	199,117	243,920	109.5	徳 島 県
7,669	7,474	95.4	212,876	207,464	93.1	香 川 県
12,113	8,146	104.0	337,305	226,844	101.8	愛 媛 県
6,900	8,634	110.2	221,665	277,386	124.5	高 知 県
40,891	8,133	103.8	1,084,106	215,613	96.8	福 岡 県
7,352	8,428	107.6	188,377	215,954	96.9	佐 賀 県
12,465	8,338	106.4	363,590	243,224	109.2	長 崎 県
16,060	8,641	110.3	420,669	226,346	101.6	熊 本 県
11,234	9,195	117.4	287,481	235,310	105.6	大 分 県
12,072	10,297	131.4	265,833	226,742	101.8	宮 崎 県
16,751	9,520	121.5	440,501	250,334	112.4	鹿 児 島 県
9,622	6,963	88.9	250,663	181,401	81.4	沖 縄 県
995,387	7,834	100.0	28,309,946	222,816	100.0	合 計

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総支出	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	14年度	15	14年度	15	14年度	15	14年度	15	14年度	15
北海道	14,572.4	14,412.7	-2.7	-1.1	14,566.3	14,404.3	-2.8	-1.1	19,644.4	19,504.4
青森県	3,203.1	3,132.6	-3.5	-2.2	3,237.7	3,157.7	-3.9	-2.5	4,287.0	4,248.1
岩手県	3,385.2	3,345.2	-1.0	-1.2	3,440.2	3,380.1	-1.0	-1.7	4,578.7	4,550.8
宮城県	6,113.2	6,068.1	-2.2	-0.7	6,044.6	5,981.4	-3.9	-1.0	8,460.8	8,426.7
秋田県	2,794.8	2,792.2	-3.3	-0.1	2,738.7	2,734.9	-3.4	-0.1	3,723.7	3,701.0
山形県	2,963.2	2,910.4	-0.5	-1.8	2,982.2	2,923.7	-1.2	-2.0	4,055.9	4,002.3
福島県	5,715.3	5,606.3	-2.0	-1.9	5,659.5	5,572.0	-1.8	-1.5	7,642.7	7,491.1
茨城県	8,288.0	8,405.4	3.0	1.4	8,751.9	8,903.0	2.2	1.7	11,052.7	11,150.4
栃木県	6,028.3	6,067.3	-0.4	0.6	6,094.9	6,142.0	0.0	0.8	7,835.9	7,896.1
群馬県	5,742.5	5,804.1	-1.0	1.1	5,842.4	5,920.3	-0.8	1.3	7,478.6	7,567.1
埼玉県	14,819.4	14,794.1	-1.1	-0.2	20,716.5	20,447.9	-1.3	-1.3	20,056.9	20,078.8
千葉県	13,369.4	13,548.8	1.3	1.3	18,515.6	18,586.2	-0.5	0.4	18,846.3	19,161.0
東京都	61,446.3	61,497.8	-1.5	0.1	50,687.5	52,522.6	-0.5	3.6	82,845.9	83,630.3
神奈川県	21,758.3	21,956.4	-1.4	0.9	27,220.1	27,659.1	-0.0	1.6	30,456.5	30,762.4
新潟県	6,559.8	6,539.7	-1.9	-0.3	6,643.0	6,652.5	-2.0	0.1	9,034.2	9,009.2
富山県	3,276.9	3,369.5	0.8	2.8	3,270.2	3,379.5	0.0	3.3	4,484.0	4,566.8
石川県	3,308.8	3,303.2	-2.2	-0.2	3,340.6	3,367.0	-2.0	0.8	4,475.6	4,459.9
福井県	2,380.1	2,388.5	0.1	0.4	2,366.9	2,396.3	-0.4	1.2	3,289.3	3,288.3
山梨県	2,311.2	2,268.0	0.0	-1.9	2,420.2	2,352.2	0.1	-2.8	3,164.0	3,130.2
長野県	5,854.7	5,922.2	-4.7	1.2	6,009.0	6,061.6	-4.1	0.9	7,906.1	7,935.8
岐阜県	5,452.0	5,497.4	-1.3	0.8	5,986.4	6,020.6	-0.4	0.6	7,106.8	7,141.7
静岡県	12,155.2	12,006.7	2.1	-1.2	12,248.3	12,234.4	1.9	-0.1	15,858.9	15,747.6
愛知県	24,880.8	24,837.8	1.7	-0.2	24,119.2	24,357.8	0.8	1.0	33,635.2	33,695.9
三重県	4,998.1	5,091.6	1.0	1.9	5,324.6	5,475.6	1.8	2.8	7,014.5	7,122.1
滋賀県	4,277.7	4,307.8	1.2	0.7	4,289.1	4,377.6	1.0	2.1	5,659.9	5,690.6
京都府	7,139.4	7,332.1	0.5	2.7	7,387.7	7,498.4	-0.0	1.5	9,542.0	9,653.2
大阪府	28,340.5	28,259.9	-1.0	-0.3	26,646.0	26,814.0	-1.2	0.6	38,290.4	38,323.6
兵庫県	13,178.0	13,112.9	-1.8	-0.5	14,822.2	14,654.2	-1.2	-1.1	18,324.9	18,164.4
奈良県	2,870.3	2,805.5	1.3	-2.3	3,861.2	3,791.9	-1.2	-1.8	3,781.2	3,724.7
和歌山県	2,430.8	2,474.4	0.6	1.8	2,653.8	2,675.6	-0.4	0.8	3,347.4	3,355.6
鳥取県	1,508.6	1,505.6	-4.3	-0.2	1,494.7	1,489.0	-4.8	-0.4	2,045.4	2,047.5
島根県	1,791.9	1,746.4	-3.6	-2.5	1,848.4	1,798.4	-3.2	-2.7	2,477.7	2,428.5
岡山県	5,116.4	5,051.5	-1.6	-1.3	5,203.1	5,136.1	-2.4	-1.3	7,136.5	7,069.2
広島県	8,054.5	8,256.4	-2.6	2.5	8,041.4	8,202.1	-2.7	2.0	10,798.0	10,960.7
山口県	4,193.5	4,169.6	1.7	-0.6	4,293.0	4,264.9	1.6	-0.7	5,661.7	5,631.9
徳島県	2,030.7	2,111.1	-0.2	4.0	2,236.7	2,324.5	-1.6	3.9	2,622.1	2,697.5
香川県	2,742.7	2,681.8	-1.3	-2.2	2,744.0	2,701.0	-1.4	-1.6	3,699.1	3,640.2
愛媛県	3,416.1	3,425.3	-3.9	0.3	3,436.6	3,446.0	-4.3	0.3	4,671.3	4,678.8
高知県	1,776.5	1,777.3	-4.3	0.0	1,810.3	1,805.5	-3.6	-0.3	2,384.5	2,376.3
福岡県	12,946.0	13,086.0	-1.6	1.1	13,114.8	13,279.4	-1.4	1.3	17,255.0	17,456.0
佐賀県	2,072.1	2,106.8	-1.0	1.7	2,139.2	2,161.9	-0.4	1.1	2,788.8	2,822.3
長崎県	3,187.8	3,136.5	-1.6	-1.6	3,341.4	3,283.3	-1.8	-1.7	4,273.6	4,248.3
熊本県	4,249.5	4,258.8	-3.2	0.2	4,501.5	4,492.9	-2.6	-0.2	5,682.9	5,752.4
大分県	3,110.3	3,209.8	-1.8	3.2	3,149.7	3,222.4	-2.1	2.3	4,297.4	4,423.0
宮崎県	2,637.1	2,638.4	-0.0	0.0	2,753.8	2,733.2	-0.3	-0.7	3,521.9	3,545.5
鹿児島県	3,836.3	3,832.9	-2.4	-0.1	3,978.2	3,972.6	-2.0	-0.1	5,223.9	5,238.7
沖縄県	2,545.4	2,551.0	-0.8	0.2	2,749.4	2,754.7	-0.3	0.2	3,536.7	3,575.5
合計	364,829.1	365,403.7	-0.9	0.2	374,722.4	377,512.4	-0.9	0.7	493,957.1	495,772.2

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成18年版「県民経済計算年報」によるものである。
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総支出 (実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県別
14年度	15	14年度	15	14年度	15	14年度	15	14年度	15	
-2.1	-0.7	20,418.9	20,384.3	-1.1	-0.2	2,569	2,545	-2.7	-0.9	北海道
-3.0	-0.9	4,509.3	4,522.4	-2.0	0.3	2,204	2,160	-3.6	-2.0	青森県
-0.7	-0.6	4,874.6	4,901.5	1.2	0.6	2,444	2,412	-0.6	-1.3	岩手県
-1.7	-0.4	8,738.2	8,848.7	-1.0	1.3	2,549	2,521	-3.9	-1.1	宮城県
-2.4	-0.6	3,919.7	3,975.3	-0.8	1.4	2,328	2,343	-2.8	0.6	秋田県
-0.4	-1.3	4,196.6	4,189.6	1.1	-0.2	2,414	2,377	-0.7	-1.5	山形県
-1.6	-2.0	8,544.1	8,543.5	1.0	-0.0	2,670	2,637	-1.6	-1.2	福島県
1.7	0.9	11,460.6	11,728.1	2.2	2.3	2,927	2,977	2.3	1.7	茨城県
-0.6	0.8	8,504.4	8,708.8	2.0	2.4	3,033	3,054	0.0	0.7	栃木県
-1.2	1.2	7,662.3	7,765.8	0.7	1.4	2,875	2,911	-0.9	1.3	群馬県
-1.1	0.1	21,529.9	21,894.6	1.4	1.7	2,959	2,909	-1.6	-1.7	埼玉県
1.3	1.7	19,042.0	19,583.3	1.9	2.8	3,089	3,085	-0.9	-0.1	千葉県
-1.2	0.9	87,103.7	88,566.0	-0.1	1.7	4,148	4,267	-1.2	2.9	東京都
-0.9	1.0	32,172.3	32,907.9	-0.4	2.3	3,156	3,184	-0.7	0.9	神奈川県
-2.0	-0.3	9,338.4	9,423.3	-1.1	0.9	2,695	2,705	-1.7	0.4	新潟県
0.1	1.8	4,642.6	4,824.2	1.6	3.9	2,922	3,024	0.2	3.5	富山県
-1.8	-0.4	4,786.8	4,848.9	-0.2	1.3	2,830	2,853	-1.9	0.8	石川県
-0.8	-0.0	3,412.4	3,443.1	-0.2	0.9	2,859	2,898	-0.2	1.4	福井県
0.0	-1.1	3,299.8	3,319.4	1.1	0.6	2,722	2,651	0.2	-2.6	山梨県
-3.3	0.4	8,669.8	8,768.8	-2.2	1.1	2,710	2,737	-3.9	1.0	長野県
-0.9	0.5	7,495.3	7,631.9	0.5	1.8	2,836	2,851	-0.4	0.5	岐阜県
1.7	-0.7	16,604.7	16,740.0	3.0	0.8	3,235	3,226	1.8	-0.3	静岡県
1.1	0.2	36,203.8	37,161.9	2.5	2.6	3,386	3,403	0.3	0.5	愛知県
0.7	1.5	7,420.5	7,655.2	1.7	3.2	2,861	2,940	1.8	2.8	三重県
0.8	0.5	5,916.6	5,971.9	2.1	0.9	3,155	3,205	0.6	1.6	滋賀県
0.8	1.2	9,713.6	9,974.9	1.3	2.7	2,796	2,839	0.1	1.5	京都府
-1.0	0.1	40,029.7	40,564.4	0.2	1.3	3,023	3,042	-1.1	0.6	大阪府
-0.9	-0.9	19,313.9	19,558.9	0.7	1.3	2,657	2,624	-1.3	-1.2	兵庫県
0.4	-1.5	4,028.5	4,043.0	2.3	0.4	2,685	2,641	-0.9	-1.6	奈良県
-0.8	0.2	3,410.3	3,452.8	-0.2	1.2	2,501	2,535	0.1	1.4	和歌山県
-4.2	0.1	2,063.3	2,094.5	-3.5	1.5	2,442	2,438	-4.6	-0.2	徳島県
-2.9	-2.0	2,559.2	2,527.4	-1.8	-1.2	2,443	2,387	-2.6	-2.3	鳥取県
-1.0	-0.9	7,374.6	7,424.5	0.3	0.7	2,665	2,629	-2.3	-1.4	島根県
-0.9	1.5	11,244.5	11,560.1	-0.1	2.8	2,794	2,849	-2.7	2.0	岡山県
1.5	-0.5	5,883.6	5,922.2	3.4	0.7	2,828	2,821	2.0	-0.2	広島県
-0.0	2.9	2,702.4	2,818.2	0.6	4.3	2,728	2,845	-1.3	4.3	山口県
-0.6	-1.6	3,829.3	3,813.5	0.4	-0.4	2,688	2,649	-1.2	-1.5	徳島県
-3.0	0.2	4,815.5	4,887.0	-2.4	1.5	2,312	2,324	-4.0	0.5	香川県
-3.4	-0.3	2,502.5	2,512.6	-1.8	0.4	2,234	2,238	-3.3	0.2	愛媛県
-1.1	1.2	18,083.4	18,563.3	-0.1	2.7	2,601	2,629	-1.6	1.1	高知県
-0.7	1.2	2,912.1	2,979.7	0.3	2.3	2,448	2,479	-0.2	1.3	福岡県
-0.7	-0.6	4,385.0	4,426.6	0.3	0.9	2,217	2,187	-1.4	-1.4	佐賀県
-3.1	1.2	5,833.4	6,033.5	-2.5	3.4	2,422	2,422	-2.5	0.0	長崎県
-1.3	2.9	4,714.6	4,957.1	0.3	5.1	2,583	2,647	-2.0	2.5	熊本県
0.0	0.7	3,620.2	3,702.5	0.8	2.3	2,361	2,347	-0.1	-0.6	大分県
-1.9	0.3	5,377.4	5,490.3	-0.9	2.1	2,236	2,239	-1.8	0.1	宮崎県
-0.1	1.1	3,632.2	3,689.7	0.6	1.6	2,054	2,042	-1.1	-0.6	鹿児島県
-0.7	0.4	518,496.7	527,305.3	0.5	1.7	2,940	2,958	-1.0	0.6	沖縄県
										計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,462,664	-	566,518	-	396,916	-
60	3,274,332	106.7	705,485	111.1	540,780	112.2
61	3,419,205	104.4	731,215	103.6	563,666	104.2
62	3,595,089	105.1	814,584	111.4	601,061	106.6
63	3,867,361	107.6	961,001	118.0	715,828	119.1
平成元年度	4,147,429	107.2	1,068,458	111.2	805,375	112.5
2	4,499,971	108.5	1,201,964	112.5	923,414	114.7
3	4,722,614	104.9	1,193,567	99.3	926,641	100.3
4	4,838,375	102.5	1,109,195	92.9	877,558	94.7
5	4,806,615	99.3	958,154	86.4	747,463	85.2
6	4,870,175	101.3	977,979	102.1	725,427	97.1
7	4,964,573	101.9	991,431	101.4	733,984	101.2
8	5,084,328	102.4	1,057,485	106.7	762,071	103.8
9	5,133,064	101.0	1,049,894	99.3	787,681	103.4
10	5,033,044	98.1	915,859	87.2	710,753	90.2
11	4,995,442	99.3	870,429	95.0	690,786	97.2
12	5,041,188	100.9	944,834	108.5	724,526	104.9
13	4,936,447	97.9	865,533	91.6	688,294	95.0
14	4,898,752	99.2	827,183	95.6	651,154	94.6
15	4,937,475	100.8	861,779	104.2	673,970	103.5
16	4,982,804	100.9	909,044	105.5	710,773	105.5
17	5,033,668	101.0	944,108	103.9	749,865	105.5
18	5,108,000	101.5	1,011,000	107.1	805,000	107.3
19	5,219,000	102.2	1,050,000	103.9	834,000	103.7

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	18,118	-	151,484	-	1,342,330	-
60	17,390	-	147,315	103.8	1,787,459	105.8
61	7,375	-	160,174	108.7	1,852,930	103.7
62	9,496	-	204,027	127.4	1,953,688	105.4
63	26,743	-	218,430	107.1	2,069,679	105.9
平成元年度	32,215	-	230,868	105.7	2,211,644	106.9
2	27,869	-	250,681	108.6	2,379,280	107.6
3	33,194	-	233,732	93.2	2,512,850	105.6
4	2,494	-	229,143	98.0	2,596,085	103.3
5	-29,700	-	240,391	104.9	2,664,630	102.6
6	-5,327	-	257,879	107.3	2,679,927	100.6
7	15,593	-	241,854	93.8	2,736,339	102.1
8	18,053	-	277,361	114.7	2,815,804	102.9
9	34,642	-	227,571	82.0	2,828,468	100.4
10	6,596	-	198,510	87.2	2,829,795	100.0
11	-24,601	-	204,244	102.9	2,843,407	100.5
12	17,066	-	203,242	99.5	2,831,253	99.6
13	-7,915	-	185,154	91.1	2,833,489	100.1
14	-3,249	-	179,278	96.8	2,832,005	99.9
15	8,445	-	179,364	100.0	2,825,632	99.8
16	14,136	-	184,135	102.7	2,843,724	100.6
17	9,941	-	184,302	100.1	2,875,287	101.1
18	17,000	-	189,000	102.5	2,899,000	100.8
19	25,000	-	191,000	100.9	2,950,000	101.8

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数12年=100	前年度比(%)	指数12年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.9	110.9	56.6	102.2	33.0	-
50	50.0	95.6	87.4	102.3	57.0	110.5
55	67.5	102.1	115.0	112.5	78.1	107.6
60	80.3	102.4	113.0	98.3	88.4	101.8
61	80.1	99.8	107.0	94.7	88.4	100.0
62	85.0	106.1	105.2	98.3	88.9	100.6
63	92.4	108.7	104.6	99.4	89.6	100.8
平成元年度	96.4	104.3	107.4	102.7	92.1	102.8
2	101.2	105.0	108.7	101.2	95.0	103.1
3	100.5	99.3	109.2	100.5	97.6	102.7
4	94.5	94.0	108.1	99.0	99.2	101.6
5	91.1	96.4	106.2	98.2	100.5	101.3
6	93.9	103.1	104.7	98.6	100.8	100.3
7	95.9	102.1	103.6	98.9	100.6	99.8
8	99.1	103.3	102.1	98.6	101.0	100.4
9	100.2	101.1	103.1	101.0	103.1	102.1
10	93.4	93.2	100.9	97.9	103.3	100.2
11	95.8	102.6	100.1	99.2	102.8	99.5
12	99.9	104.3	99.5	99.4	102.1	99.3
13	90.8	90.9	97.1	97.6	101.1	99.0
14	93.3	102.8	95.5	98.4	100.5	99.4
15	96.6	103.5	95.0	99.5	100.3	99.8
16	100.5	104.0	96.4	101.5	100.2	99.9
17	102.1	101.6	98.4	102.1	100.0	99.8
18	-	104.5	-	102.7	-	100.3
19	-	102.1	-	100.7	-	100.5

(注) 平成17年度までは実績、平成18年度及び平成19年度は「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成19年1月25日閣議決定)によった。なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算(93SNA)」による数値は、平成5年度までは固定基準年方式(平成7年基準)、平成6年度以降は連鎖方式(平成12年基準)によるものである。

参 考

- I 平成19年度地方財政計画
- II 平成19年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成19年度主要経済指標

I 平成19年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	403,728	349,983	54,745	15.7
1 普 通 税	373,398	318,608	54,790	17.2
2 目 的 税	30,330	30,375	△ 45	△ 0.1
II 地 方 譲 与 税	7,091	37,324	△ 32,233	△ 81.0
1 所 得 譲 与 税	0	30,094	△ 30,094	皆減
2 地 方 道 路 譲 与 税	3,072	3,110	△ 38	△ 1.2
3 石 油 ガ ス 譲 与 税	140	142	△ 2	△ 1.4
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	167	158	9	5.7
5 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,599	3,707	△ 108	△ 2.9
6 特 別 と ん 譲 与 税	113	113	0	0.0
III 地 方 特 例 交 付 金 等	3,120	8,160	△ 5,040	△ 61.8
IV 地 方 交 付 税	152,027	159,073	△ 7,046	△ 4.4
V 国 庫 支 出 金	101,739	102,015	△ 276	△ 0.3
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,659	16,764	△ 105	△ 0.6
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	46,654	45,174	1,480	3.3
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	19,798	20,439	△ 641	△ 3.1
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,010	6,149	△ 1,139	△ 18.5
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	5,960	3,143	2,817	89.6
(エ) 児 童 手 当 交 付 金	4,320	3,371	949	28.2
(オ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	11,566	12,072	△ 506	△ 4.2
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	28,543	30,007	△ 1,464	△ 4.9
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	28,251	29,706	△ 1,455	△ 4.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	292	301	△ 9	△ 3.0
4 失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	0	50	△ 50	皆減
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	259	251	8	3.2
6 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	66	64	2	3.1
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	845	835	10	1.2
8 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,346	1,245	101	8.1
9 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	186	135	51	37.8
10 特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	21	33	△ 12	△ 36.4
11 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	61	64	△ 3	△ 4.7
12 地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	7,099	7,393	△ 294	△ 4.0
VI 地 方 債	96,529	108,174	△ 11,645	△ 10.8
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,455	16,450	5	0.0
VIII 雑 収 入	50,572	51,329	△ 757	△ 1.5
歳 入 合 計	831,261	831,508	△ 247	△ 0.0

(単位：億円)

区 分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	225,111	225,769	△ 658	△ 0.3
1 給 与 費(退職手当を除く)	200,847	204,825	△ 3,978	△ 1.9
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	61,224	61,572	△ 348	△ 0.6
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,879	24,139	△ 260	△ 1.1
(ウ) 消 防 職 員	12,030	11,843	187	1.6
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並びに特別職等	103,714	107,271	△ 3,557	△ 3.3
2 退 職 手 当	23,828	20,448	3,380	16.5
3 恩 給 費	436	496	△ 60	△ 12.1
II 一 般 行 政 経 費	261,811	251,857	9,954	4.0
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	112,300	107,286	5,014	4.7
(ア) 生 活 保 護 費	26,397	27,252	△ 855	△ 3.1
(イ) 児 童 保 護 費	10,020	12,299	△ 2,279	△ 18.5
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	11,921	6,287	5,634	89.6
(エ) 老 人 医 療 給 付 費	15,426	14,467	959	6.6
(オ) 介 護 給 付 費	18,140	17,584	556	3.2
(カ) 児 童 手 当	9,437	7,891	1,546	19.6
(キ) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	20,959	21,506	△ 547	△ 2.5
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	139,510	134,785	4,725	3.5
3 国 民 健 康 保 険 関 係 事 業 費	10,001	9,786	215	2.2
III 公 債 償 還 費	131,496	132,979	△ 1,483	△ 1.1
IV 維 持 補 修 費	9,766	9,768	△ 2	△ 0.0
V 投 資 的 経 費	152,328	168,889	△ 16,561	△ 9.8
1 直 轄 事 業 負 担 金	11,371	11,269	102	0.9
2 公 共 事 業 費	55,073	56,610	△ 1,537	△ 2.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	54,675	56,194	△ 1,519	△ 2.7
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	398	416	△ 18	△ 4.3
3 失 業 対 策 事 業 費	0	99	△ 99	皆減
(直 轄、補 助 事 業 計)	66,444	67,978	△ 1,534	△ 2.3
4 一 般 事 業 費	50,643	61,737	△ 11,094	△ 18.0
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	49,912	60,593	△ 10,681	△ 17.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	731	1,144	△ 413	△ 36.1
5 特 別 事 業 費	35,241	39,174	△ 3,933	△ 10.0
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	8,098	8,289	△ 191	△ 2.3
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	1,151	1,930	△ 779	△ 40.4
(ウ) 合 併 特 例 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	1,387	1,700	△ 313	△ 18.4
(オ) 旧 地 域 総 合 整 備 事 業 費(継 続 事 業 分)	366	700	△ 334	△ 47.7
(カ) 特 別 単 独 事 業 費	11,528	12,344	△ 816	△ 6.6
(キ) 地 域 再 生 事 業 費	1,500	3,000	△ 1,500	△ 50.0
(ク) 施 設 整 備 事 業 費(一 般 財 源 化 分)	1,211	1,211	0	0.0
(地 方 単 独 事 業 計)	85,884	100,911	△ 15,027	△ 14.9
VI 公 営 企 業 繰 出 金	27,249	27,346	△ 97	△ 0.4
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,948	14,243	△ 295	△ 2.1
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,301	13,103	198	1.5
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	23,500	14,900	8,600	57.7
歳 出 合 計	831,261	831,508	△ 247	△ 0.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成 1 9 年度		平成 1 8 年度	
	計 画 額	構 成 比	計 画 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
地 方 税	403,728	48.6	348,983	42.0
地 方 譲 与 税	7,091	0.9	37,324	4.5
地 方 特 例 交 付 金 等	3,120	0.4	8,160	1.0
地 方 交 付 税	152,027	18.3	159,073	19.1
国 庫 支 出 金	101,739	12.2	102,015	12.2
地 方 債	96,529	11.6	108,174	13.0
使 用 料 及 び 手 数 料	16,455	2.0	16,450	2.0
雑 収 入	50,572	6.0	51,329	6.2
歳 入 合 計	831,261	100.0	831,508	100.0

(2) 歳 出

区 分	平成 1 9 年度		平成 1 8 年度	
	計 画 額	構 成 比	計 画 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	225,111	27.1	225,769	27.1
一 般 行 政 経 費	261,811	31.5	251,857	30.3
公 債 費	131,496	15.8	132,979	16.0
維 持 補 修 費	9,766	1.2	9,768	1.2
投 資 的 経 費	152,328	18.3	168,889	20.3
公 営 企 業 繰 出 金	27,249	3.3	27,346	3.3
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	23,500	2.8	14,900	1.8
歳 出 合 計	831,261	100.0	831,508	100.0

II 平成19年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成18年度 当初予算額	平成19年度					
		前年度当初 予算額に 対する 現行法 による 増減 (△)収 見込 額	現行法に よる 収入 見込 額	税制改正等による 増減(△)収見込額		改正法に よる 収入 見込 額(予 算額)	前年度当初 予算額に 対する 増減 (△)収 見込 額
				税制改正に よる分	一般会計に 組み入 れるこ とによ る分		
(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)	(6)= (3)+(4)+(5)	(7)=(6)-(1)	
(一 般 会 計)							
所得源泉分	104,250	28,780	133,030	40	—	133,070	28,820
所得申告分	23,630	8,800	32,430	△ 50	—	32,380	8,750
税 計	127,880	37,580	165,460	△ 10	—	165,450	37,570
法人税	130,580	37,100	167,680	△ 4,090	—	163,590	33,010
相続税	13,800	1,230	15,030	—	—	15,030	1,230
消費税	105,380	1,070	106,450	—	—	106,450	1,070
酒税	15,720	△ 770	14,950	—	—	14,950	△ 770
たばこ税	9,400	△ 140	9,260	—	—	9,260	△ 140
揮発油税	21,560	△ 210	21,350	—	—	21,350	△ 210
石油ガス税	140	0	140	—	—	140	0
航空機燃料税	870	60	930	—	—	930	60
石油石炭税	4,760	570	5,330	—	—	5,330	570
電源開発促進税	—	—	—	—	3,460	3,460	3,460
自動車重量税	7,370	△ 210	7,160	—	—	7,160	△ 210
関税	9,060	240	9,300	△ 10	—	9,290	230
とん税	90	0	90	—	—	90	0
印紙収入	9,100	120	9,220	20	—	9,240	140
現金収入	3,070	△ 120	2,950	—	—	2,950	△ 120
計	12,170	0	12,170	20	—	12,190	20
合計	458,780	76,520	535,300	△ 4,090	3,460	534,670	75,890
{交付税及び譲与税配付金} 特別会計							
所得税(譲与分)	30,094	△ 30,094	—	—	—	—	△ 30,094
地方道路税	3,098	△ 54	3,044	—	—	3,044	△ 54
石油ガス税(譲与分)	140	0	140	—	—	140	0
航空機燃料税(譲与分)	158	11	169	—	—	169	11
自動車重量税(譲与分)	3,685	△ 105	3,580	—	—	3,580	△ 105
特別とん税	113	0	113	—	—	113	0
合計	37,288	△ 30,242	7,046	—	—	7,046	△ 30,242
{石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計}							
原油等関税	5	△ 5	—	—	—	—	△ 5
(電源開発促進対策特別会計)							
電源開発促進税	3,540	△ 80	3,460	—	△ 3,460	—	△ 3,540
(道路整備特別会計)							
揮発油税	7,393	△ 294	7,099	—	—	7,099	△ 294
(国債整理基金特別会計)							
たばこ特別税	2,237	△ 99	2,138	—	—	2,138	△ 99
総計	509,243	45,800	555,043	△ 4,090	0	550,953	41,710

(注) 「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」は、平成19年度に統合され「エネルギー対策特別会計」となる。

III 平成19年度主要経済指標

	平成17年度 (2005年度) (実績)	平成18年度 (2006年度) (実績見込み)	平成19年度 (2007年度) (見通し)	対前年度比増減率					
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	平成17年度 (2005年度)		平成18年度 (2006年度)		平成19年度 (2007年度)	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	503.4	510.8	521.9	1.0	2.4	1.5	1.9	2.2	2.0
民間最終消費支出	287.5	289.9	295.0	1.1	1.9	0.8	0.9	1.8	1.6
民間住宅	18.4	18.9	19.1	0.1	▲ 1.0	2.5	0.5	0.9	0.2
民間企業設備	75.0	80.5	83.4	5.5	5.8	7.3	7.1	3.7	3.6
民間在庫品増加 ()内は寄与度	1.0	1.7	2.5	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
政府支出	114.9	113.0	113.9	0.7	0.4	▲ 1.7	▲ 1.6	0.8	0.3
政府最終消費支出	90.7	91.3	93.2	1.0	0.9	0.7	1.1	2.0	1.6
公的固定資本形成	24.0	21.6	20.7	▲ 0.0	▲ 1.4	▲ 10.2	▲ 11.4	▲ 3.8	▲ 4.3
財貨・サービスの輸出	74.9	83.5	90.4	11.7	9.0	11.5	7.6	8.2	6.2
(控除)財貨・サービスの輸入	68.4	76.8	82.5	17.7	6.0	12.3	4.6	7.4	4.9
内需寄与度				1.5	1.9	1.4	1.4	2.0	1.7
民需寄与度				1.3	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6
公需寄与度				0.2	0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	0.2	0.1
外需寄与度				▲ 0.5	0.5	0.0	0.5	0.2	0.3
国民所得	367.6	374.3	383.2	1.3		1.8		2.4	
雇用者報酬	259.6	263.6	270.4	1.3		1.5		2.6	
財産所得	14.0	15.6	16.8	29.5		10.8		7.9	
企業所得	94.0	95.1	96.0	▲ 1.9		1.2		1.0	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%		%程度		%程度	
労働力人口	6,654	6,660	6,655	0.2		0.1		▲ 0.1	
就業者総数	6,365	6,385	6,390	0.5		0.3		0.1	
雇用者総数	5,420	5,480	5,510	1.2		1.1		0.6	
完全失業率	%	%程度	%程度	4.3		4.1		4.0	
生産	%	%程度	%程度	1.6		4.5		2.1	
鉱工業生産指数・増減率	1.6	4.5	2.1						
物価	%	%程度	%程度	2.1		2.7		0.7	
国内企業物価指数・変化率	▲ 0.1	0.3	0.5	▲ 1.3		▲ 0.4		0.2	
消費者物価指数・変化率	▲ 1.3	▲ 0.4	0.2						
GDPデフレーター・変化率	兆円	兆円程度	兆円程度	%		%程度		%程度	
国際収支	7.4	7.0	8.4	9.6		9.3		10.3	
貿易・サービス収支	65.2	72.8	78.6	10.8		11.6		8.0	
貿易収支	55.6	63.5	68.2	21.8		14.1		7.5	
輸出	19.1	19.9	22.6	%		%程度		%程度	
輸入	3.8	3.9	4.3						
経常収支				3.8		3.9		4.3	
経常収支対名目GDP比									

(注) 世界GDP、円相場、原油価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
世界GDP(日本を除く)	3.9%	3.8%	3.3%
円相場(円/ドル)	113.2	116.4	117.3
原油価格(ドル/バレル)	55.5	64.6	61.1

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成18年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(117.3円)で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成18年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定(61.1ドル)。